

契約のしおり

すべては生協組合員・家族の「安心・安全」のために

この冊子には、各共済制度についての大切なことがらを記載しています。
共済契約にあたって、必ずご一読いただき保管してください。
ご不明な点は、電通共済生協までお問い合わせください。

総合（慶弔）共済

生命共済〈ささえ愛〉

火災共済〈すまいる〉・自然災害共済〈おまかせ〉

交通災害共済〈しぐなる〉

契約概要／注意喚起情報

定款・事業規約・事業細則 等



目次

はじめに

重要事項説明書について	1
定款、事業規約・事業・細則などについて	1
用語の説明	2

ご契約にあたっての各共済共通項目（総合(慶弔)共済を除く）

1.共済契約者について	4
2.共済契約の申し込みについて	4
3.共済期間と共済契約の発効日・更新日	5
4.共済掛金の払込方法等について	5
5.契約証書の交付について	6
6.時効について	6
7.利用分量割戻しについて	6
8.電通共済生協を脱退した場合の共済契約について	6

総合（慶弔）共済

重要事項説明書	
1.保障の内容	8
2.共済契約の成立	8
3.共済掛金	9
4.契約締結後にご注意いただく事項	9
5.共済金(お祝金・お見舞金等)の請求事由が発生したとき	10
6.共済金(お祝金・お見舞金等)の支払いについて	10
総合(慶弔)共済 事業規約・事業・細則	14

生命共済〈ささえ愛〉

重要事項説明書	
1.保障の内容	28
2.契約の種類・被共済者について	28
3.共済掛金と契約限度口数	29
4.契約締結後にご注意いただく事項	30
5.共済金の請求事由が発生したとき	31
6.共済金の支払いについて	31
生命共済 事業規約・細則	36

火災共済〈すまいる〉・自然災害共済〈おまかせ〉

重要事項説明書	
1.保障の内容	50
2.契約の範囲・条件	52
3.共済掛金と契約限度口数	55
4.契約締結後にご注意いただく事項	57
5.共済金の請求事由が発生したとき	59
6.共済金の支払いについて	60
火災共済・自然災害共済 事業規約・細則	67

交通災害共済〈しぐなる〉

重要事項説明書	
1.保障の内容	116
2.被共済者について	116
3.共済掛金と契約限度口数	117
4.契約締結後にご注意いただく事項	117
5.共済金の請求事由が発生したとき	118
6.共済金の支払いについて	119
交通災害共済 事業規約・細則	125

見舞金 事業規約

電磁的方法による契約申し込み手続き、共済契約の保全および共済金請求手続きに関する事業細則

共済掛金の払込方法に関する事業細則

定款（抜粋）および関連する退職組合員運用内規、遺族組合員運用内規

はじめに

「契約のしおり」にはご契約前またはご契約後において、必ずご理解いただきたい大切な事項を記載しております。

「重要事項説明書」(『契約概要』と『注意喚起情報』など)の内容を確認していただくとともに、事業規約および事業細則等につきましてもご確認をお願いいたします。ご不明な点は、電通共済生協までお問い合わせください。

■ 重要事項説明書について

各共済をご契約するにあたり、必ず契約前にご確認していただきたい重要な事項(保障内容、掛金、共済金をお支払できない場合など)を『契約概要』および『注意喚起情報』として記載しております。

■ 定款、事業規約・細則などについて

当組合の事業運営の基本となる事項や各共済の加入から消滅までの取り決めを記載しております。

1. 規程

定款

電通共済生協の組合員資格、出資金および総代会等の議決機関について、また事業運営や会計規則など事業活動の基礎について定めています。電通共済生協は、この定款に基づき厚生労働省の認可を得て事業を運営しています。

定款の変更は総代会の決議を経て、厚生労働省の認可を受けて発効します。

事業規約

定款に基づき、共済制度(総合(慶弔)共済・生命共済・火災共済・自然災害共済・交通災害共済)ごとに、共済契約の申込方法、共済契約の保障内容、共済掛金額およびその払込方法等を定めています。

規約の変更および廃止は総代会の決議を経て、厚生労働省の認可を受けて発効します。

(「契約のしおり」の中では、“規約”と表記しています。)

事業細則

規約に基づき各共済ごとに、共済契約の申込手続き、共済掛金払込手続きおよび共済金の請求手続き等について必要な事項を定めています。

細則の変更および廃止は理事会で行ないます。

(「契約のしおり」の中では、“細則”と表記しています。)

退職組合員運用内規

退職組合員の加入資格、共済掛金の払込方法等について定めています。

退職組合員運用内規の変更および廃止は理事会で行ないます。

遺族組合員運用内規

遺族組合員の加入資格、共済掛金の払込方法等について定めています。

遺族組合員運用内規の変更および廃止は理事会で行ないます。

2. 議決機関

総代会

組合員の代表（総代）によって構成され、定款・規約の変更や事業計画・予算等について決議します。
原則として、定款にもとづき毎事業年度に1回開催されます。

理事会

電通共済生協の理事で組織され、事業細則・内規の改廃を含め当組合の業務の執行全般について決議します。

原則として、定款にもとづき3か月に1回以上開催されます。

[マークのご説明]



契約概要

ご加入いただく共済の特に重要な情報です。



注意喚起情報

お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

契約や共済金請求などの手続きのお問い合わせは、所属の組合・組織まで。
契約の範囲や保障内容などについてのお問い合わせは、電通共済生協グループコールセンタまで。

電通共済生協グループコールセンタ ☎ 0120-211-114

●受付時間：AM9:00～PM5:30（土・日・祝日を除く）休み明けは電話が込み合いお待たせする場合があります。

用語の説明

【発効日】

保障が開始する日をいいます。

【更新日】

総合（慶弔）共済は4月1日、生命共済、火災共済、自然災害共済および交通災害共済は12月1日をいいます。

【キャンペーン・加入促進時】

12月1日を保障開始日とする各共済制度を募集する期間です。現職組合員を対象とする期間をキャンペーン時、退職組合員を対象とする期間を加入促進時といいます。

【期中契約】

キャンペーン・加入促進時以外で申し込まれた契約をいいます。期中契約の場合は月払となります。

【共済契約者】

共済契約をしている組合員本人をいいます。

【被共済者】

保障の対象となる方をいいます。

【同一生計】

共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

【通知義務】

共済契約者が契約後に事業規約に定める事項を電通共済生協に通知していただく事項を定めています。

ご契約にあたっての 各共済共通項目 (総合(慶弔)共済を除く)

生命共済〈ささえ愛〉

火災共済〈すまいる〉&自然災害共済〈おまかせ〉

交通災害共済〈しぐなる〉

契約概要／注意喚起情報

ご契約にあたっての各共済共通項目

注)総合(慶弔)共済および医療・傷害(Myセーフティ)を除きます。

1 共済契約者について

電通共済生協の組合員が共済契約者となることができます。

■現職組合員

電通共済生協の職域に所属している方が、出資金をお支払いいただくことにより組合員になることができます。

■退職組合員

次の1、2の条件を全て満たしている組合員が退職組合員となることができます。

1. 職域退職時に電通共済生協の総合(慶弔)共済以外の共済利用があること
2. 6年(5年と1日以上)電通共済生協の組合員であること

■共済契約者が日本国籍を持たない場合

次の1～3の条件を全て満たしている場合に契約できます。

1. 日本に居住していること
2. 「在留カード」または「特別永住者証明書」の交付を受けていること
3. 自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持つこと

2 共済契約の申し込みについて

電通共済生協所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえご所属の組合または組織へ提出してください。なお、書面の提出に代えて電磁的方法により加入申し込み、共済契約の申し込み等を行なうことができます。

■被共済者の同意

共済契約のお申し込みの際は、必ず被共済者の同意を得てお申し込みください。

■被共済者が日本国籍を持たない場合

次の1、2の条件を全て満たしている場合に契約できます。

1. 日本に居住していること
2. 「在留カード」または「特別永住者証明書」の交付を受けていること

■共済契約が取り消しとなる場合

共済契約申し込み時に、被共済者の同意を得ていなかったときまたは、共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約を締結したとき、共済契約は取り消しとなります。

■夫婦・親子等が組合員である場合の注意事項

夫婦・親子等がともに電通共済生協の組合員の場合、契約限度口数を超過しないようご注意ください。重複契約により契約限度口数を超えた場合、超過した口数分については無効となり、共済金は支払われません。

■クーリングオフについて

申込みの日を含め、その日から8営業日以内であれば、クーリングオフ(申込みの取り消し)ができます。この場合、すでに払い込みいただいた共済掛金があればお返します。

■共済契約の解約について

- 共済契約はいつでも将来に向かって解約することができます。解約する場合は、電通共済生協所定の用紙に必要事項を記入して提出してください。
- 共済期間途中で解約する場合は、解約受付日の翌日以降の契約者の指定した日または解約受付日の翌月1日のいずれか遅

い日の午前0時から解約となります。

- 退職組合員の方が、電通共済生協の共済をすべて解約した場合、退職組合員の資格が消滅し、再度退職組合員として各共済を利用することはできません。

3 共済期間と共済契約の発効日・更新日

共済期間は、12月1日から翌年11月30日までの1年間です。共済期間の途中で契約（期中契約）する場合は、発効日から11月30日までが共済期間となります。

■キャンペーン・加入促進時の発効日

キャンペーン・加入促進時の申込書で申し込まれた場合の発効日は、12月1日（午前0時から保障開始）となります。

■契約の更新

共済契約者から共済期間の満了日までに解約または変更の申し出がない場合は、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正があったときは改正後の内容、掛金が改正になった場合は改正後の掛金）で契約を更新します。

なお、制度改正（掛金改正を含む）など組合員に関わる重要な事項は、組合員の代表（総代）による総代会で決定されます。

■期中契約の発効日

キャンペーン・加入促進期間以外に申し込まれた場合の発効日は、申込書受付日の翌日以降の組合員が指定した日（午前0時から保障開始）となります。指定日がない場合は、申込受付日の翌日を指定日とみなし保障を開始します。

※総合（慶弔）共済と同時に申し込まれた場合には、申込受付日の翌月1日が発効日となります。

4 共済掛金の払込方法等について

共済掛金の払込方法については以下の払込方法を選択できます。なお、退職組合員は年払または月払のみとなります。

■共済掛金の払込方法と払込経路

〈現職組合員〉

1. 月 払 毎月の賃金から控除します。
2. 半年払 12月と6月の特別手当から控除します。
3. 年 払 12月の特別手当から控除します。

※1 所属の組合・組織によって掛金の控除方法が異なります。

※2 年払・半年払はキャンペーン時に限り申し込みできます。

※3 期中契約の場合は月払となります。

注意 夏期・年末特別手当の支給がない雇用形態の方で「半年払」「年払」を選択された場合は、「コンビニ払込票」で掛金の払込手続きが必要となります。

●払込方法の組み合わせ（併用）について

1. 半年払と年払を併用することはできません。
2. 月払は、半年払または年払との併用が可能です。月払のみのお支払いもできます。

〈退職組合員〉

1. 加入促進時の申し込みおよび更新契約の払込方法は年払または月払となります。年払は毎年11月20日、月払は毎月20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振替となります。
2. 期中契約の申し込みの払込方法は月払のみとなります。毎月20日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に口座振替となります。
※口座振替が有効となるまではコンビニ払込となります。

■共済掛金の払込猶予期間

更新契約および第2回目以降の共済掛金の払い込みについて、払込期日の翌日から1か月の払込猶予期間を設けています。ただし、細則に定める条件にあてはまる場合には、払込猶予期間は3か月とします。

■共済契約が失効となる場合

払込猶予期間内に掛金が払い込まれなかった場合、共済契約は掛金の払込期日の翌日午前0時にさかのぼって効力を失います。

5 契約証書の交付について

ご契約をお引受けした場合は、「契約証書」をお送りします。「契約証書」に記載された契約内容がお申し込み内容と相違ないか、必ずご確認ください。
万一、契約内容が相違していたり、ご不明な点がございましたら、所属の組合・組織または電通共済生協までご連絡ください。
「契約証書」は、重要な書類ですので、大切に保管してください。

■期中契約でのお申し込みの場合

キャンペーン・加入促進期間以外の期中契約での申し込みの場合、申込書の「本人控」を加入者証とし、契約証書は発行しませんので必ず保管してください。

※契約更新時に「契約証書」をお送りします。

6 時効について

共済金受取人が共済金を請求できる権利は、共済事故発生日の翌日から3年間で消滅します。お早めにご請求ください。

7 利用分量割戻しについて

毎年の決算により、剰余金が生じた場合、法定の剰余金処分量を控除した後、総代会の議決を経て利用分量割戻金として共済契約者に還元します。

※電通共済生協の共済制度には、満期共済金、配当金はありません。

8 電通共済生協を脱退した場合の共済契約について

当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間（11月30日まで）を限度に契約を継続できます。ただし、契約の更新はできません。

- ※1 現職組合員は、退職組合員になることで共済契約を引き続きご利用できます。退職組合員の資格についてはP.4「■退職組合員」を参照してください。
- ※2 退職組合員に加入しない場合は、電通共済生協を脱退時に共済期間終了までの掛金を一括で払い込んでいただきます。
- ※3 退職組合員に加入する場合は、契約更新までの間、契約している払込方法（月払、半年払）で掛金を払い込んでいただきます。半年払の契約は、加入促進等でお申し出がない場合、契約更新時に月払の契約に変更します。（退職組合員は半年払の契約がないためです。）

■遺族組合員について

共済契約者（組合員本人）が死亡により脱退し、退職組合員資格を満たしている場合、または既に退職組合員である場合、その配偶者が共済契約者となり遺族組合員として加入することができます。

なお、共済の利用は、遺族組合員が電通共済生協を脱退、除名または死亡脱退するまでの間とします。

※ただし、本人（亡くなられた組合員）契約以外を被共済者とする共済契約があることまたは、火災共済・自然災害共済の利用があることを条件とします。

総合（慶弔）共済

重要事項説明書
(契約概要／注意喚起情報)
事業規約・細則

慶弔時に共済金をお支払いする電通共済生協の基本制度です。

総合(慶弔)共済

※現職組合員の制度です。退職組合員の方のご利用はできません。

1 保障の内容

■保障内容・共済金額(お祝金・お見舞金等) 契約概要

共済項目名			共済金額	共済項目名			共済金額
祝金	結 婚	(共済契約者が結婚した場合)	30,000円	親 見舞金 介護 見舞金 病	要介護2以上の認定		50,000円
	出 生	(共済契約者に子が誕生した場合)	20,000円		病気または負傷による療養のため 連続した30日以上休業		15,000円
	小学校入学	(共済契約者のおおおよび扶養している 兄弟姉妹が小学校に入学した場合)	10,000円	火災等	全焼・全壊		200,000円
	中学校卒業	(共済契約者のおおおよび扶養している 兄弟姉妹が中学校を卒業した場合)	10,000円		A 50%以上70%未満		180,000円
	銀 婚	(共済契約者が結婚後、夫婦ともに生 存し、満25年に達した場合)	20,000円		半焼・半壊 B 30%以上50%未満		140,000円
死亡見舞金	共済契約者本人		300,000円	※2 住宅災害見舞金	C 20%以上30%未満		100,000円
	配偶者		100,000円		一部焼・一部壊		50,000円 以内
	親		30,000円	風水害等	全壊・全流失		200,000円
	扶養している18歳未満の子		30,000円		1/2壊以上 40%以上70%未満		100,000円
	死産児および上記以外の子		20,000円		1/3壊以上 20%以上40%未満		50,000円
	扶養している18歳未満の兄弟姉妹		20,000円		一部壊*3		10,000円
※1 障害見舞金	重度障害		300,000円	地震等	床上浸水*4		10,000円
	第2級		200,000円		全焼・全壊		50,000円
	第3級		100,000円		半焼・半壊		25,000円
	第4級		50,000円		一部焼・一部壊*3 および床上浸水		10,000円

※1 障害見舞金は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の第1級～第11級に該当する場合、または慢性腎不全で特例(P.11 ■障害見舞金の認定について参照)に該当する場合にお支払いします。

※2 共済契約者が現に居住する建物および建物内に収容されている家財が対象です。

※3 風水害等、地震等の一部壊とは、住宅・家財合算で20万円を超える損害をいいます。

※4 床上浸水は、床上浸水により建物の20%未満を損壊した場合といい、損壊率に応じて1/2壊以上または1/3壊以上となる場合があります。

2 共済契約の成立

■共済契約者(ご契約できる方) 契約概要

電通共済生協の組合員で、発効日時点の満年齢が65歳以下の方。

ご契約できる方は、電通共済生協の職域に勤務されている方に限ります。

※退職組合員の方のご契約できません。

■ 共済契約の申し込みについて

電通共済生協所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえ所属の組合・組織に提出してください。なお、書面の提出に代えて電磁的方法により加入申し込み、共済契約の申し込み等を行なうことができます。

■ 発効日

発効日は、組合・組織で申し込みを受け付けた日の翌月 1 日午前 0 時からとなります。

■ 共済期間と共済契約の更新

- 共済期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間です。共済期間の途中で契約する場合は、共済契約の発効日から 3 月 31 日までが共済期間となります。
 - 満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正があったときは改正後の内容、共済掛金が改正された場合は、改正後の共済掛金）で 4 月 1 日を更新日として契約を更新します。
- なお、制度改正（掛金改定を含む）など組合員に関わる重要な事項は、組合員の代表（総代）による総代会で決定されます。

■ 契約証書の交付

ご契約をお引き受けした場合は、「契約証書」をお送りします。契約証書に記載された契約内容がお申込内容と相違ないか、ご確認ください。

万一、契約内容が相違していたり、ご不明な点がございましたら、所属の組合・組織または電通共済生協までご連絡ください。「契約証書」は重要な書類ですので、大切に保管してください。

3 共済掛金

■ 共済掛金額

月払掛金 500 円

■ 利用分量割戻金について

毎年の決算により剰余金が生じた場合、法定の剰余金処分額を控除した後、総代会の議決を経て利用分量割戻金として、共済契約者に還元します。

※電通共済生協の共済制度には、満期共済金、配当金はありません。

■ 共済掛金の払込方法・払込経路

- 払込方法は、月払となります。
 - 組合・組織が申込書を受け付けた日の翌月の賃金から、毎月の共済掛金を控除します。
- なお、第 1 回目の掛金控除の際に、出資金をあわせて控除します。
- 所属の組合・組織により、共済掛金の払込経路が異なる場合がありますので、組合・組織にご確認ください。

■ 共済掛金の払込猶予期間

更新契約および第 2 回目以降の共済掛金の払い込みについて、払込期日の翌日から 1 か月の払込猶予期間を設けています。ただし、細則に定める条件にあてはまる場合には、払込猶予期間は 3 か月とします。

■ 出資について

電通共済生協組合員になるには 1 口 100 円の出資が必要です。

4 契約締結後にご注意いただく事項

■ 契約が無効となる場合

1. 共済契約者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2. 共済契約者が共済契約の発効日または更新日にこの組合の職域に勤務していないとき

■ 契約が消滅する場合

1. 共済契約者が死亡したとき
2. 共済契約者がこの組合の職域を退職したとき
3. 共済契約者が 3 月 31 日時点で満 65 歳に達したとき

■ 共済契約が失効となる場合 ！ 注意喚起情報

払込猶予期間内に掛金が払い込まなかった場合、共済契約は払込期日の翌日午前0時にさかのぼって効力を失います。

■ 重大事由により共済契約を解除する場合 ！ 注意喚起情報

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に死亡見舞金の対象となる者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
3. 前記、1. および2. のほか、この組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■ 共済契約を解除する場合 ！ 注意喚起情報

共済金の請求および受領に際し、共済金受取人または共済契約関係者が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます。

■ 共済契約が取り消しとなる場合 ！ 注意喚起情報

共済契約者の詐欺または脅迫によって共済契約を締結した場合、電通共済生協はこの契約を取り消すことができます。

■ 共済契約の解約について ！ 注意喚起情報

1. この契約はいつでも将来に向かって解約することができます。解約する場合は、電通共済生協所定の用紙に必要事項を記入して所属の組合・組織に提出してください。
2. 共済期間途中で解約する場合は、解約受付日の翌日以降の共済契約者が指定した日または解約受付日の翌月1日のいずれか遅い日の午前0時から解約となります。

■ 保険料控除について

総合（慶弔）共済の共済掛金は、保険料控除の対象ではありません。

■ 通知義務（契約後に通知していただきたい事項） ！ 注意喚起情報

次の事由が発生した場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

1. 共済契約者の氏名、住所・住居表示に変更があったとき。
2. この組合に通知している配偶者、親、子および扶養している18歳未満の兄弟姉妹が、当該の続柄に該当しなくなったとき。

5 共済金（お祝金・お見舞金等）の請求事由が発生したとき

■ 共済金請求の手続きについて

共済金の請求は、所属の組合・組織にお申し出ください。なお、「祝金」および「親死亡見舞金」については、当組合ホームページから請求することもできます。

■ 時効について ！ 注意喚起情報

共済金受取人が共済金（お祝金、お見舞金等）を請求できる権利は、共済事由の発生日の翌日から3年間で消滅します。お早めにご請求ください。

6 共済金（お祝金・お見舞金等）の支払いについて

■ 共済金をお支払いできない主な場合 ！ 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合は、共済金をお支払いできません。なお、お支払いできないすべての内容を記載しているものではないため、詳細は「規約・細則」をご参照ください。

1. 共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失により事由が発生したとき
2. 共済金受取人の犯罪行為により共済事由が発生し、この組合・組織が共済金の支払いを適当でないと判断したとき
3. 次の各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、住宅災害見舞金をお支払いできません。
 - ① 住宅の欠陥および腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等による雨もり、台風等で雨が吹き込んだことによる雨もり。
 - ② 火災等、風水害等、地震等に際し、共済の目的の物が紛失または盗難にあったことによって生じた損害。
 - ③ 屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原付自転車の盗難。※ 損壊を伴わない大雨、降雪等による建物への流入被害についてお支払い対象となりません。

■住宅災害見舞金における保障の対象とならない主な家財 ！ 注意喚起情報

1. 通貨、預貯金証書（通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含む。）、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）、その他これらに類するもの
2. 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
3. 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
4. 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類するもの
5. 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品
6. 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
7. 動物、植物等の生物
8. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

■共済金受取人について 契約概要

1. 共済金受取人は、共済契約者本人となります。
2. 共済契約者本人が死亡した場合の共済金受取人は規約第7条（共済金受取人）の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。
3. 共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。

■障害見舞金の認定について ！ 注意喚起情報

障害見舞金は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」に準じて認定を行いません。障害者手帳の等級認定基準とは異なり、等級も全く異なりますので、障害者手帳での認定は行なえません。ただし、慢性腎不全による人工透析（血液透析・腹膜透析）を受けており、身体障害者手帳1級と認定されている場合には特例として障害見舞金をお支払いする場合があります。

■再共済について

死亡見舞金、住宅災害見舞金の一部について日本再共済生活協同組合連合会に再共済しています。

● 総合(慶弔)共済 事業規約・細則 目次 ●

総合(慶弔)共済 事業規約	14
第1条(通則)	14
第2条(定義)	14
第3条(事業)	14
第4条(共済期間)	15
第5条(共済契約者の範囲)	15
第6条(被共済者の範囲)	15
第7条(共済金受取人)	15
第8条(共済金受取人の代表者)	15
第9条(契約内容の提示)	15
第10条(共済契約の申込み)	16
第11条(共済契約の申込みの撤回等)	16
第12条(共済契約の申込みの諾否)	16
第13条(初回掛金の払込み)	16
第14条(共済契約の成立および発効日)	16
第15条(共済契約の更新)	16
第16条(共済掛金の払込み)	17
第17条(共済掛金の払込経路)	17
第18条(共済掛金の払込猶予期間)	17
第19条(共済金の請求)	17
第20条(事故発生ときの義務)	17
第21条(共済金等の支払いおよび支払場所)	17
第22条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	18
第23条(生死不明の場合の死亡見舞金の支払い)	18
第24条(詐欺等による共済契約の取消し)	18
第25条(共済契約の無効)	18
第26条(共済契約の失効)	18
第27条(共済契約の解約)	18
第28条(重大事由による共済契約の解除)	18
第29条(共済契約の消滅)	19
第30条(取消しの場合の共済掛金の返戻)	19
第31条(氏名または住所の変更)	19
第32条(続柄の異動)	19
第33条(共済契約の口数)	19
第34条(共済金の種類)	19
第35条(死亡見舞金)	19
第36条(障害見舞金)	19
第37条(住宅災害見舞金)	20
第38条(傷病見舞金)	20
第39条(祝金)	20
第40条(親介護見舞金)	20
第41条(共済金を支払わない場合)	21
第42条(戦争その他の変乱の場合)	21

第43条（業務委託）	21
第44条（再共済）	21
第45条（共済掛金の額）	21
第46条（責任準備金の額）	21
第47条（未収共済掛金の額）	21
第48条（支払備金および責任準備金の積立て）	21
第49条（異議の申立ておよび審査委員会）	21
第50条（管轄裁判所）	22
第51条（時効）	22
第52条（細則）	22
第53条（準拠法）	22
別表第1 身体障害等級別支払表	23
別表第2 火災等の定義	23
総合（慶弔）共済 事業細則	24
第1条（総則）	24
第2条（共済期間の開始日）	24
第3条（無給休職となった場合の共済契約）	24
第4条（共済事由の属する共済契約の適用）	24
第5条（共済金受取人となることのできる配偶者）	24
第6条（「主としてその収入によって生計を維持していた」の定義）	24
第7条（初回掛金の特例）	24
第8条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	24
第9条（各共済金請求の提出書類）	24
第10条（生死不明の場合）	25
第11条（親の指定および制限）	25
第12条（障害見舞金の特例）	25
第13条（住宅災害見舞金の建物および家財）	25
第14条（住宅災害の損害の程度）	26
第15条（傷病見舞金の制限）	26
第16条（内規）	26
第17条（改廃）	26

第 1 章 総 則

(通則)

第 1 条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第68条(事業の品目等)第 1 号に掲げる事業を実施するものとする。

(定義)

第 2 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- (1)「共済事由」とは、見舞金、祝金(以下「共済金」という。)が支払われる事由をいう。
- (2)「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (3)「共済金受取人」とは、共済事由が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (4)「共済契約関係者」とは、共済契約者、被共済者および共済金受取人をいう。
- (5)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (6)「配偶者」とは、婚姻の届出のあるものまたは内縁関係にあるものをいう。
- (7)「親」とは、共済契約者が指定した実父母(血族の親)、養父母(民法による養子縁組がされている親)、義父母(配偶者の親)および継父母(実父母または養父母が婚姻を解消(死別を含む)し、再婚したことによって生じた継親)をいう。
- (8)「子」とは、共済契約者が指定した実子、養子および継子をいう。
- (9)「細則」とは、総合(慶弔)共済事業細則をいう。
- (10)「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「応当日」とは、1 月(ひとつき)ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (11)「身体障害」とは、別表第 1「身体障害等級別支払表」に規定する身体障害の状態をいう。また、身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいう。
- (12)「火災等」とは、別表第 2「火災等の定義」に規定するものをいう。
- (13)「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備(以下「洗濯機・浴槽等設備」という。)を除く。
- (14)「風水害等」とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- (15)「全焼」、「全壊」または「全流失」とは、建物の70%以上を損壊しまたは流失した場合をいい、損害の程度はそれに満たないが、残存部分に補修を加えてもなお使用できない場合を含む。
- (16)「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいう。
- (17)「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (18)「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。
- (19)「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- (20)「家財」とは、日常の生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
- (21)「要介護 2 以上」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)」で定める要介護 2 から要介護 5 までをいう。
- (22)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項(以下「重要事項」という。)のうち共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」という。)が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (23)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (24)「契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。

(事業)

第 3 条 この組合は、この組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事由とし、当該共済事由の発生により、共済金を支払う事業を行なう。

- (1) 共済契約者およびその家族の死亡
- (2) 共済契約者の障害
- (3) 共済契約者の居住する建物および家財の損害(以下「住宅災害」という。)
- (4) 共済契約者の傷病による休業
- (5) 共済契約者の結婚およびその他の慶事
- (6) 共済契約者の親の要介護状態

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通則

(共済期間)

第4条 共済期間は、細則で定める共済期間の開始日から1年間とする。

- 2 前項に定める開始日以外を発効日とする共済契約の場合には、発効日から前項に定める共済期間の末日までの期間を共済期間とする。

第2節 共済契約関係者

(共済契約者の範囲)

第5条 共済契約者となることのできる者は、定款第6条(組合員の資格)第1項に定めるこの組合の組合員で、かつ、この共済契約の発効日において65歳以下の者とする。

(被共済者の範囲)

第6条 第3条(事業)第1号の事業における被共済者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約者の配偶者
 - (3) 共済契約者の親
 - (4) 共済契約者の子
 - (5) 共済契約者の兄弟姉妹
- 2 同条第2号から第5号の事業における被共済者は、共済契約者とする。
 - 3 同条第6号の事業における被共済者は、共済契約者の親とする。

(共済金受取人)

第7条 共済金受取人は、共済契約者とする。

- 2 共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、次に掲げる遺族とする。
 - (1) 共済契約者の配偶者
 - (2) 共済契約者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪
 - (3) 共済契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた前号に該当しない親族
 - (4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪
- 3 前項の場合において、共済金受取人となる遺族の順位は同項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者の内にあるものは同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母の父母を先にし、実父母を後にし、祖父母について養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。なお、遺族の順位は法律上有効な遺言があった場合でも変更できないものとする。
- 4 共済金の支払いを受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支払う。

(共済金受取人の代表者)

第8条 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代理するものとする。

- 2 前項の代表者が定まらないか、または代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずるものとする。

第3節 共済契約の締結

(契約内容の提示)

第9条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この事業の規約(別紙第1「共済掛金額算出方法書」、別紙第2「責任準備金額算出方法書」、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」を除く。)および細則(以下、この条において「規約および細則」という。)にもとづき契約する。

- 2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第10条 共済契約申込者は、共済契約申込書に次の各号の事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出するものとする。

- （1）共済契約者の氏名、性別、生年月日および住所
- （2）配偶者の氏名、生年月日および結婚年月日
- （3）子どもの氏名および生年月日
- （4）親の氏名
- （5）申込日
- （6）その他この組合が必要と認めた事項

（共済契約の申込みの撤回等）

第11条 共済契約申込者は、前条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

- （1）申込日
- （2）共済契約申込者の氏名および住所

3 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合は、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約申込者に初回掛金を返還する。

（共済契約の申込みの諾否）

第12条 この組合は、第10条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、契約証書の交付をもって行なう。

3 前項に規定する契約証書には、次の各号に規定する事項を記載するものとする。

- （1）保障内容
- （2）共済契約者の氏名、生年月日および住所
- （3）配偶者の氏名、生年月日および結婚年月日
- （4）子どもの氏名および生年月日
- （5）親の氏名
- （6）共済掛金額および共済掛金の払込方法
- （7）共済契約の発効日
- （8）共済契約の満了日
- （9）契約証書作成年月日

（初回掛金の払込み）

第13条 共済契約申込者は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この組合に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および発効日）

第14条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、この組合が共済契約の申込みを受付けた日の属する月の翌月1日の午前零時から保障を開始する。

2 前項に規定する保障を開始する日を共済契約の発効日とする。

3 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新**（共済契約の更新）**

第15条 この組合は、共済契約が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から特に共済契約を更新しない意思の表示がされた場合を除き、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日を更新日として更新する。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があったときは、更新される共済契約には更新日における改正後の規約または細則を適用する。

3 第1項および第2項の規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。

4 第18条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合には、共済契約は更新されなかったものとする。

5 この組合は、共済契約の更新が行なわれた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、この組合は当該通知を省略することができるものとする。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

第16条 共済掛金の払込方法は、月払とする。

- 2 第2回以後の共済掛金は、払込応当日（毎月1日）の前日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。
- 3 前項で払い込むべき共済掛金は、払込応当日から翌払込応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

（共済掛金の払込経路）

第17条 共済契約者は、この組合の指定する経路により共済掛金を払い込まなければならない。

（共済掛金の払込猶予期間）

第18条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月以内の払込猶予期間を設ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、細則で定める場合には、第2回以後の共済掛金の猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。
- 3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 4 第1項から第3項までの規定は、更新契約の初回掛金にも適用するものとする。

第6節 共済金の請求および支払い

（共済金の請求）

第19条 この組合に対する共済金の請求権は、共済事由が生じたときから発生し、これを行使することができるものとする。

- 2 共済金受取人は、細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。
- 3 この組合は、共済金の請求を受け、必要と認めた場合には、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの組合が行なう調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。

（事故発生の際の義務）

第20条 共済契約者は、第37条（住宅災害見舞金）に規定する事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を履行しなければならない。

- （1）損害の発生およびその拡大の防止につとめること。
- （2）事故発生の状況を遅滞なく、この組合に通知すること。
- （3）第1号から第2号までのほか、この組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。
- （4）共済契約者が現に居住する建物および建物内に収容されている家財について損害が生じたことを知った場合には、この組合が行なう次の事項に協力すること。
 - ア 損害が生じた共済契約者が現に居住する建物および建物内に収容されている家財またはその敷地内を調査すること。
 - イ 共済契約者およびその者と生計を一にする親族の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらを移転すること。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第21条 この組合は、第19条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日または共済事由が発生した日のいずれか遅い日の翌日以後30日以内に、共済事由の発生状況等この組合が払うべき共済金の額を確定するための必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のために特に日時を要する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な書類がすべてこの組合に到着した日の翌日または共済事由の発生した日のいずれか遅い日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- （1）弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき
180日
- （2）警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行なう必要があるとき
180日
- （3）医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行なう必要があるとき
90日
- （4）後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行なう必要があるとき
120日
- （5）災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行なう必要があるとき

60日

(6)災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき

360日

(7)第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90日

- 2 この組合が必要な調査を行なうにあたり、共済契約者およびその者と生計を一にする親族が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行なわなかった場合を含む。)には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)

第22条 この組合は、第15条(共済契約の更新)および第18条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、この組合が特に認めた場合に限り、共済金と未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと(以下「共済金の差額支払い」という。)ができるものとする。

- 2 未払込共済掛金の全額が共済金の額を超えているとき、または共済金の差額支払いを行なわないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(生死不明の場合の死亡見舞金の支払い)

第23条 この組合は、死亡見舞金の対象となる者の生死が不明の場合において、細則で定めるところによりその者が死亡したものと認めたときは、認めた日においてその者が死亡したものとみなして死亡見舞金を支払う。

- 2 前項の規定によりこの組合が死亡見舞金を支払ったのちにその者の生存が判明したときは、共済金受取人は、支払われた死亡見舞金をこの組合に返還しなければならない。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第24条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行なう。
3 前項の場合において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人に対する通知によって行なうことができる。

(共済契約の無効)

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1)共済契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
(2)共済契約者が発効日または更新日に第5条(共済契約者の範囲)に規定する共済契約者の範囲外であったとき。
2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部を共済契約者に返還する。
3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第26条 第18条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって効力を失い、かつ共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

(共済契約の解約)

第27条 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、その書面には解約の日および必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。
3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書類がこの組合に到着した日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日の午前零時から生ずるものとする。

(重大事由による共済契約の解除)

第28条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1)共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
(2)共済契約者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に死亡見舞金の対象となる者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
(3)第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大

な事由があるとき。

- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事由発生の後になされたときであっても、この組合は、共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。

（共済契約の消滅）

第29条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に消滅し、各号に定める日の翌日から効力は失われるものとする。

(1) 共済契約者の死亡	共済契約者の死亡日
(2) 共済契約者の職域退職	共済契約者がこの組合の職域を退職した日の属する月の末日
(3) 共済契約者の65歳到達	共済契約者が65歳に達した直後の共済期間の満了日

（取消しの場合の共済掛金の返戻）

第30条 この組合は、第24条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金の返還を請求する。

第8節 共済契約者の通知義務

（氏名または住所の変更）

第31条 共済契約者は、共済契約者の氏名、住所または住所表示に変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（続柄の異動）

第32条 共済契約者は、この組合に通知している配偶者、親、子および扶養している18歳未満の兄弟姉妹が当該の続柄に該当しなくなった場合には、遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

第3章 共済金額および共済金の支払い基準

（共済契約の口数）

第33条 共済契約者1人についての契約口数は1口とする。

（共済金の種類）

第34条 この組合が支払う共済金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 住宅災害見舞金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 祝金
- (6) 親介護見舞金

（死亡見舞金）

第35条 この組合は、次の各号に掲げる者が死亡した場合に、死亡見舞金としてそれぞれ次の各号の共済金額を支払う。

(1) 共済契約者本人	300,000円
(2) 共済契約者の配偶者	100,000円
(3) 共済契約者の親	30,000円
(4) 共済契約者の扶養している18歳未満の子	30,000円
(5) 共済契約者の死産児および上記以外の子	20,000円
(6) 共済契約者の扶養している18歳未満の兄弟姉妹	20,000円

- 2 前項第3号に定める共済契約者の親の死亡見舞金は、父につき1回、母につき1回を支払限度とする。

（障害見舞金）

第36条 この組合は、共済契約者が、身体障害の状態になった場合に、障害見舞金として、次の各号の共済金額を支払う。

(1) 重度障害	300,000円
(2) 第2級	200,000円
(3) 第3級	100,000円
(4) 第4級	50,000円

2 身体障害の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）に準じて行なうものとする。

3 第1項に規定する障害見舞金の額にかかる審査上の取扱い、この規約に定めるもののほか、細則で定める基準で定める。

（住宅災害見舞金）

第37条 この組合は、共済期間中に次の各号に掲げる原因により、共済契約者が現に居住する建物および建物内に収容されている家財に住宅災害が生じた場合に、損害の程度に応じて、住宅災害見舞金としてそれぞれ次の各号の共済金額を支払う。

（1）火災等による損害（消防破壊を含む）

ア 全焼・全壊	200,000円
イ 半焼・半壊A（50%以上70%未満）	180,000円
ウ 半焼・半壊B（30%以上50%未満）	140,000円
エ 半焼・半壊C（20%以上30%未満）	100,000円
オ 一部焼・一部壊	50,000円 以内

（2）風水害等による損害

ア 全壊・全流失	200,000円
イ 1／2壊以上	100,000円
ウ 1／3壊以上	50,000円
エ 一部壊	10,000円
オ 床上浸水	10,000円

（3）地震等による損害（消防破壊を含む）

ア 全焼・全壊	50,000円
イ 半焼・半壊	25,000円
ウ 一部焼・一部壊	10,000円

2 前項第1号の火災等による損害（消防破壊を含む）は、地震等による損害を除く。

3 第1項第2号の風水害等による損害は、浸水による損害および建物外部の損壊をともしない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物および付属設備内部のみの損害を除く。

4 異なる複数の風水害等または地震等により、損害があった場合において、複数の風水害等または地震等の間に修復が行なわれなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等または各地震等による損害の程度を合わせたものにより行なう。

5 72時間以内に生じた複数の地震等により損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。

6 同一敷地内に複数の居住物件がある場合は、共済契約者が主に生活している1物件を対象とする。

7 第1項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行なう。

（傷病見舞金）

第38条 この組合は、共済期間中に共済契約者が、病気または負傷による療養のため、連続して30日以上勤務できない場合に傷病見舞金として15,000円を支払う。

（祝金）

第39条 この組合は、共済期間中に次の各号の事由が生じた場合には、祝金としてそれぞれ次の各号の共済金額を支払う。

（1）共済契約者の結婚	30,000円
（2）共済契約者の子の出生	20,000円
（3）共済契約者の子等の小学校入学	10,000円
（4）共済契約者の子等の中学校卒業	10,000円
（5）共済契約者の銀婚（共済契約者が結婚後、夫婦ともに生存し、満25年に達した場合）	20,000円

2 前項第2号、第3号および第4号の祝金は、前項の金額に、子または子等の人数を乗じた額とする。

3 第1項および第2項にいう「子等」とは、共済契約者の子および共済契約者の扶養する兄弟姉妹をいう。

（親介護見舞金）

第40条 この組合は、共済契約者の親が、要介護2以上に認定された場合には、親介護見舞金として50,000円を支払う。なお、共済契約者

が指定する父につき1回、母につき1回を支払限度とする。

ただし、過去において要介護2以上に認定された場合には、親介護見舞金を支払わない。

（共済金を支払わない場合）

第41条 この組合は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- （1）共済契約者または共済金受取人の故意または重大な過失により共済事由が生じたとき。
- （2）共済金受取人の犯罪行為により共済事由が発生し、この組合が、共済金の支払いを適当でないと認めたとき。
- 2 この組合は、次の各号のいずれかの事由により、共済契約者が現に居住する建物および建物内に収容されている家財（以下、この条において「共済の目的」という。）に生じた損害に対しては、第37条（住宅災害見舞金）に定める共済金を支払わない。
 - （1）共済契約者と生計を一にする親族の故意（その者が、共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。）
 - （2）火災等、風水害等または地震等に際しての共済の目的の紛失または盗難
 - （3）共済の目的である家財が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた火災等、風水害等、地震等
 - （4）家財の置き忘れ、紛失その他共済契約者およびその者と生計を一にする親族の管理下でない持ち出し家財の火災等
 - （5）直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
 - （6）直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - （7）前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - （8）第5号から第7号までの事由により発生した事故の延焼または拡大
 - （9）発生原因がいかなる場合でも、第5号から第7号までの事由による事故の延焼または拡大
 - （10）第5号から第7号までの事由に伴う秩序の混乱

（戦争その他の変乱の場合）

第42条 この組合は、戦争その他の変乱により、共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合は、総代会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができる。

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（業務委託）

第43条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者に業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

（再共済）

第44条 この組合は、共済契約により負う共済責任の全部または一部を再共済または再保険に付することができる。

第2節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

（共済掛金の額）

第45条 共済契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（責任準備金の額）

第46条 共済契約にかかる責任準備金の種類は、異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（未収共済掛金の額）

第47条 未収共済掛金は、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（支払備金および責任準備金の積立て）

第48条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積立てるものとする。

第3節 共済契約上の紛争の処理

（異議の申立ておよび審査委員会）

第49条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定について不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して、異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の決定があったことを知った日から30日以内に、書面をもって行なわなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行ない、その結

果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、「審査委員会規則」に定めるところによる。

（管轄裁判所）

第50条 この共済契約における共済金の請求等に関する訴訟については、東京地方裁判所（本庁）をもって、合意による管轄裁判所とする。

第4節 雑則

（時効）

第51条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（細則）

第52条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

2 この事業の細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（準拠法）

第53条 この規約および細則に規定していない事項については、日本国法令に準拠するものとする。

別表第1

身体障害等級別支払表

身体障害等級別支払表のうち、「施行規則の障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）別表第一の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事由発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

この事業の適用等級	施行規則の障害等級	身体障害
重度障害	第1級	施行規則の障害等級表中の「身体障害」欄による。
	第2級	
	第3級 (2、3、4に限る)	
第2級	第3級 (2、3、4を除く)	
	第4級	
	第5級	
第3級	第6級	
	第7級	
	第8級	
第4級	第9級	
	第10級	
	第11級	

別表第2 火災等の定義（規約第2条（定義）第7号関係）

火災等の定義

(1) 火災	人の意図に反してもしくは放火によって発生し、または人の意図に反して拡大する、消火の必要のある燃焼現象であり、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいう。
(2) 落雷	—
(3) 破裂・爆発	気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいう。
(4) 水ぬれ	次のいずれかの事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいう。 ただし、風水害等によるもの、雨水等の吹き込みおよび漏入によるもの、ならびに共済契約者およびその者と生計を一にする親族が所有する建物および家財について存在する欠陥または腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等によるものを除く。
	ア 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故
	イ 共済契約者およびその者と生計を一にする親族以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故
(5) 車両の衝突	車両またはその積載物の衝突もしくは接触をいう。ただし、共済契約者およびその者と生計を一にする親族が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触を除く。
(6) その他の破損	(1)～(5)に該当しない、次のいずれかの事故をいう。ただし、共済契約者およびその者と生計を一にする親族およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除く。
	ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊。ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除く。
	イ アに該当しないその他突発的な第三者の直接加害行為で、損害（所有者の意思に反して持ち出された物の損害を除く。）の額が5万円以上のもの。

総合（慶弔）共済 事業細則

（総則）

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という）は、総合（慶弔）共済事業規約（以下「規約」という。）第52条（細則）にもとづき、この細則を定める。

（共済期間の開始日）

第2条 規約第4条（共済期間）にいう共済期間の開始日は4月1日とする。

（無給休職となった場合の共済契約）

第3条 共済契約者が勤務を中断し、無給休職となった場合（以下「休職者」という）においても契約の権利義務を継続することとする。

2 前項にかかわらず、休職者が休職期間中の権利義務の継続を希望しない場合は、共済契約を中断（以下「休止」という）することができる。休止期間中は、掛金の徴収と共済金の支払いは行なわないものとする。

（1）休止する場合は、すべての共済契約について休止しなければならない。

（2）休止した場合であっても、復職により掛金徴収が可能となった時から共済契約は復活するものとする。

（共済事由の属する共済契約の適用）

第4条 共済事由が発生した場合の共済契約は、共済事由発生日の属する共済期間の開始日において現に効力を有する共済契約を適用する。

（共済金受取人となることのできる配偶者）

第5条 規約第7条（共済金受取人）第2項第1号にいう「共済契約者の配偶者」には、内縁関係の者を含む。ただし、共済契約者または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。

（「主としてその収入によって生計を維持していた」の定義）

第6条 規約第7条（共済金受取人）第2項第2号および第3号にいう「主としてその収入によって生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいう。

（初回掛金の特例）

第7条 規約第13条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、この組合が必要と認めた場合には、初回掛金を、共済契約の発効日の属する月の末日までに払い込むものとする。

2 初回掛金の払込み以前に共済事故が発生した場合は、第1回共済掛金を共済金から差し引いて支払うものとする。

3 第1項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は共済契約を無効とする。

（共済掛金の払込猶予期間の特例）

第8条 規約第18条（共済掛金の払込猶予期間）第2項に定める「細則で定める場合」とは、次の各号のいずれかの場合とする。

（1）共済掛金を共済掛金の払込方法に関する細則に定めるこの組合が指定する経路で払い込んでいるとき。

（2）労働争議等により賃金が支払われないとき。

（3）会社、工場または事務所の経営上の事情により賃金が遅欠配しているとき。

（4）その他、共済契約者の責によらない理由によるとき。

（各共済金請求の提出書類）

第9条 規約第19条（共済金の請求）にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、次の各号に定める書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済金の種類	共済金請求書	住宅の概況等 申告書	関係官署の り災証明書	後遺障害診断書 等	介護保険被 保険者証等 (写し)	その他必要書類 (この組合が 定める書式)
(1) 死亡見舞金	○					○
(2) 障害見舞金	○			○		○
(3) 住宅災害見舞金	○	○	○			○
(4) 傷病見舞金	○					○
(5) 祝金	○					○
(6) 親介護見舞金	○				○	

（注）○は必要書類

2 前項に規定する「共済金請求書」は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、共済金受取人が必要事項を記載し、署名押印することとする。ただし、この組合が認めた場合には、押印を省略できる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、第1項の書類の一部の省略を認めることができる。
- 4 第1項にいう「その他必要書類」として、必要により以下の書類の提出を求める。
- (1) 共済契約者が死亡している場合、戸籍全部事項証明書等、共済金受取人を確認するための書類
 - (2) 住宅災害見舞金を請求する場合、住民票等、現に居住する住所を確認するための書類
 - (3) 共済事由に疑義が生じた場合、該当する共済事由が発生したことを証明する書類
 - (4) 承諾書
 - (5) その他この組合が別に定める必要書類
- 5 第1項に定める「後遺障害診断書等」とは次の各号に定める書類とする。
- (1) この組合が定める書式の後遺障害診断書
 - (2) この組合が定める書式以外の後遺障害診断書および次のいずれかの書類
 - ① 労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書
 - ② 公務災害認定通知書
 - ③ 自賠責共済（保険）の後遺障害等級認定票
 - (3) この組合が定める後遺障害認定をするために必要な情報が記載されている書類
- 6 第1項に定める「介護保険被保険者証等（写し）」とは次の各号に定めるいずれかの書類とする。
- (1) 介護保険被保険者証
 - (2) 介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書
 - (3) 前各号いずれかの書類を何らかの事情により提出できない場合は、前各号と同様の内容が記載されている公的な書類でこの組合が認めたもの

（生死不明の場合）

第10条 規約第23条（生死不明の場合の死亡見舞金の支払い）にいう「その者が死亡したものと認めたとき」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) その者が失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の事故の場合	30日
イ 船舶の事故の場合	3か月
ウ ア、イ以外の危難の場合	1年

- 2 前項の規定により共済金受取人が死亡見舞金を受け取る場合には、共済金受取人は、規約第23条（生死不明の場合の死亡見舞金の支払い）第2項の取り扱いを承認する旨の念書を提出しなければならない。

（親の指定および制限）

第11条 共済契約者は、規約第35条（死亡見舞金）第1項第3号または規約第40条（親介護見舞金）に定める見舞金のいずれかの支払いを受けた場合には、その共済金が支払われた性別の親について、登録の変更はできないものとする。

- 2 規約第35条（死亡見舞金）第1項第3号および規約第40条（親介護見舞金）に定める見舞金は、共済期間を通算して父母それぞれ1回のみ支払う。

（障害見舞金の特例）

第12条 規約第36条（障害見舞金）第2項のほか、慢性腎不全で人工透析を受けている場合で、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）にもとづき、身体障害者手帳で1級に認定されている場合、規約第36条（障害見舞金）第1項第3号に定める等級で共済金額を支払う。

- 2 規約第36条（障害見舞金）第3項にいう「細則で定める基準」とは、この組合が別に定める「共済制度 認定・運用基準」をいう。

（住宅災害見舞金の建物および家財）

第13条 次の各号に規定するものは、営業目的に使用しているものを除き、規約第37条（住宅災害見舞金）第1項の損害の対象に含むものとする。

- (1) 畳、建具その他この組合が「共済制度 認定・運用基準」で定める従物
- (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他この組合が「共済制度 認定・運用基準」で定める付属設備

- 2 次の各号に規定するものは、損害の対象に含まないものとする。

- (1) 通貨、預貯金証書（通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含む。）、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）その他これらに

類する物

- (2) 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
- (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- (4) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物
- (5) 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品
- (6) 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
- (7) 動物、植物等の生物
- (8) データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

3 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故による水ぬれ損害は、給排水設備のみの損害を除く。

4 規約37条（住宅災害見舞金）第3項の規定は、風水害等による給排水設備の不測かつ突発的な事故による吹き込み、浸み込み、漏入等の損害の場合に限り適用しない。

（住宅災害の損害の程度）

第14条 規約第37条（住宅災害見舞金）第1項第1号オにいう「一部焼・一部壊」とは、損害の額が1,000円を超える場合をいう。

2 規約第37条（住宅災害見舞金）第1項第2号イにいう「1／2壊以上」とは、建物の40%以上70%未満を損壊し、または流失した場合をいう。同項同号ウにいう「1／3壊以上」とは、建物の20%以上40%未満を損壊した場合をいう。同項同号エにいう「一部壊」とは、損害の額が20万円を超える場合をいう。同項同号オにいう「床上浸水」とは、床上浸水により建物の20%未満を損壊した場合をいう。

3 規約第37条（住宅災害見舞金）第1項第2号の損害が重複する場合には、もっとも高い損害の程度に応じた住宅災害見舞金を支払う。

4 規約第37条（住宅災害見舞金）第1項第3号イにいう「半焼・半壊」とは、建物の20%以上70%未満を焼失、損壊または流失した場合をいう。同項同号ウにいう「一部焼・一部壊」とは、損害の額が20万円を超える場合および床上浸水をいう。

5 規約第37条（住宅災害見舞金）第7項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

（傷病見舞金の制限）

第15条 規約第38条（傷病見舞金）に定める傷病見舞金は、この共済契約の発効日の前日において、すでに病気または負傷による療養のため、勤務していない状態にあるときは支払わない。

（内規）

第16条 この細則に定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定めるものとする。

2 第1項の内規の変更および廃止は、理事会の議決を経るものとする。

（改廃）

第17条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決を経るものとする。

生命共済

<ささえ愛>

重要事項説明書
(契約概要／注意喚起情報)
事業規約・細則

生命共済〈ささえ愛〉

1 保障の内容

■ 保障内容・契約共済金額 契約概要

- 「死亡に対する保障」「重度障害に対する保障」の共済です。
- 1口あたりの契約共済金額は100万円です。
※電通共済生協が認定する重度障害は、「労働者災害補償保険法施行規則別表第一」の障害等級（1級、2級、3級の2. 3. 4）にもとづきます。身体障害者手帳の等級による認定は行ないません。

2 契約の種類・被共済者について

■ 契約の種類／被共済者の範囲 契約概要 注意喚起情報

	契約の種類		
	本人契約	配偶者契約	子ども契約
被共済者 (保障の対象となる方)	組合員本人 (共済契約者)	組合員の配偶者	組合員と同一生計の子ども
新規・増口契約 できる方	12月1日(共済期間の開始日)現在、 65歳以下で「健康告知事項」に該当し ない方		12月1日(共済期間の開始日)現在、24歳 以下で「健康告知事項」に該当しない組合 員と同一生計の子ども
更新契約 できる方	更新日時点の満年齢による契約限度 口数の範囲内で84歳まで更新できま す。		更新日時点の満年齢24歳以下で組合員 と同一生計の子ども ただし、扶養している場合のみ25歳以降も更新 できます。

- 「健康告知事項」は、申込書に記載しています。健康告知事項に該当する場合は、新規契約および増口契約することができません。なお、すでにご契約されている口数の範囲内で更新する場合(減口含む)は、健康告知の必要はありません。
- 「同一生計」とは共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。
- 夫婦がともに電通共済生協の組合員である場合、同一の被共済者に対し、合わせて契約限度口数の範囲内で契約することができます。ただし、親子がともに電通共済生協の組合員である場合、それぞれが「本人契約」をしてください。「子ども契約」をしていた場合は、無効契約となり共済金は支払われません。
- 夫婦がともに電通共済生協の組合員の場合、同一の子どもに対して5口を限度に契約することができます。夫婦あわせて5口を超えて契約をしていた場合は、超過した分の契約は無効となります。

■ 告知義務について 注意喚起情報

- 共済契約の申込みをする際には、申込書の「告知事項」について事実を正確に告げなければなりません。共済契約の申込日において、告知事項に該当する場合には、新規契約、増口契約の被共済者(保障の対象となる方)となることができません。
 - 告知義務違反があった場合、「告知義務違反」として契約を解除することがあります。また、死亡・重度障害となった場合で、その原因が告知義務違反をした事実と因果関係があるときには共済金はお支払いしません。
 - 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による契約として契約の取り消しをし、共済金をお支払いできない場合があります。
 - 期中契約の場合、健康告知日は、発効日から1ヶ月以内の日となります。
- ※すでにご契約されている口数を更新する場合は、健康告知の必要はありません。

3 共済掛金と契約限度口数 契約概要

■ 共済掛金額 契約概要

1 口（100万円保障）あたりの掛金額

12月1日 時点の満年齢	本人・配偶者契約			子ども契約	
	月払	半年払	年払	半年払	年払
～35歳	155円	900円	1,800円	年齢に 関係なく 600円	年齢に 関係なく 1,200円
36～45歳	180円	1,050円	2,100円		
46～55歳	250円	1,450円	2,900円		
56～60歳	380円	2,250円	4,500円		
61～65歳	550円	3,200円	6,400円		
66～70歳	1,010円	5,850円	11,700円		
71～75歳	1,770円	10,250円	20,500円		
76～80歳	3,490円	20,150円	40,300円		
81～84歳	6,370円	36,750円	73,500円		

※キャンペーン、加入促進時以外での本人契約・配偶者契約の申し込みは、月払のみとなります。なお、退職組合員の半年払はありません。

※12月1日時点の満年齢で適用される掛金額は、共済期間12月1日～翌年11月30日までとなります。

共済期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。

※保障の対象となる方1人あたりの掛金です。

※契約年齢とは、共済期間の開始日（12月1日）時点の満年齢です。

■ 契約限度口数と新規・増口契約時の限度口数 契約概要

契約年齢により限度口数が異なります。（ ）内は保障額です。

【現職組合員】

12月1日 時点の満年齢	本人・配偶者契約	
	契約限度口数	新規・増口時の限度口数
～60歳	50口(5,000万円)	50口(5,000万円)
61～65歳	30口(3,000万円)	20口(2,000万円) ^{※1}
66～70歳	20口(2,000万円)	新規・増口契約はできません。
71～75歳	10口(1,000万円)	
76～84歳	5口(500万円)	

※1 61～65歳の方は合計20口(2,000万円)を限度として新規・増口できます。従って、すでに20口以上契約がある場合は新規・増口できません。

子ども契約	
～24歳	5口(500万円)
25歳以上	扶養している場合のみ、24歳の契約満了時点の契約口数を継続契約できます。

【退職組合員】

12月1日 時点の満年齢	本人・配偶者契約	
	契約限度口数	新規・増口時の限度口数
～60歳	50口(5,000万円)	10口(1,000万円) ^{※2}
61～65歳	30口(3,000万円)	
66～70歳	20口(2,000万円)	新規・増口契約はできません。
71～75歳	10口(1,000万円)	
76～84歳	5口(500万円)	

※2 合計10口(1,000万円)を契約限度口数として新規・増口が可能です。従って、すでに10口以上契約がある場合は新規・増口できません。

子ども契約	
～24歳	5口(500万円)
25歳以上	扶養している場合のみ、24歳の契約満了時点の契約口数を継続契約できます。

【注意】 契約更新日(12月1日)の年齢により共済掛金額または契約口数の最高限度が変更される場合があります。

4 契約締結後にご注意いただく事項

■ 契約後に通知していただきたい事項 ！ 注意喚起情報

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

1. 共済契約者の氏名、住所、住居表示に変更があったとき。
2. 離婚等で被共済者が被共済者の範囲に該当しなくなったとき。

■ 共済契約が無効となる場合 ！ 注意喚起情報

1. 被共済者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
2. 発効日または更新日にすでに被共済者の範囲外であったとき。

子ども契約の被共済者となることができるのは、共済契約者と同一生計の24歳以下の子どもと扶養している25歳以上の子どもです。25歳以上の子どもが就職等で扶養からはずれた場合、子どもを被共済者とする契約の更新はできません。

3. 本人契約、配偶者契約、子ども契約の契約できる限度口数を超過して契約した場合の超過した口数。
4. この組合の組合員である子どもに対し、子ども契約をしていたとき。

■ 共済契約が消滅する場合 ！ 注意喚起情報

共済期間中に被共済者が死亡したとき、または重度障害となり共済金をお支払いしたとき。

■ 重大事由により共済契約を解除する場合 ！ 注意喚起情報

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
3. 前記、1.および2.のほか、この組合の共済契約者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■ 共済契約を解除する場合 ！ 注意喚起情報

次の場合、電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 配偶者契約の被共済者が、婚姻関係の解消のため配偶者でなくなったとき。
2. 子ども契約の被共済者が、養子縁組の解消のため子どもでなくなったとき。
※被共済者である子どもが、同一生計外となった場合、当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間(11月30日まで)を限度に契約を継続できます。ただし、契約の更新はできません。
3. 共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち告知事項について事実でないことを告げたとき。

■ 共済掛金の返還について ！ 注意喚起情報

共済期間中に被共済者が死亡または重度障害となり共済金が支払われた場合は共済掛金を返還しません。

■ 保険料控除について

●生命共済(本人契約、配偶者契約、子ども契約)の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。

●生命保険料控除の概要

納税者が1年間に払い込んだ生命保険(共済)の保険料(掛金)について、一定の額がその年の所得から控除を受けることができ、所得税と住民税が軽減されます。

●生命保険料控除の対象となる契約と掛金額

1. 対象となる契約

本人契約、配偶者契約、子ども契約

※内縁関係の配偶者契約については、保険料控除の対象となりません。

2. 対象となる掛金額

当年中(1月1日から12月31日まで)に払い込んだ掛金の合計額から、その年度に支払われた利用分量割戻金を差し引いた金額が控除の対象となります。

5 共済金の請求事由が発生したとき

■共済金請求の手続きについて



各共済金請求の提出書類は以下のとおりです。

提出書類 共済金の種類	共済金請求書	死亡診断書 (死体検案書) (この組合が定める書式)	後遺障害診断書等
死亡共済金	○	○	
重度障害共済金	○		○

※○は必要書類 ※その他の書類が必要となる場合があります。

●死亡診断書の代用

次の場合は死亡診断書を電通共済生協所定以外の「死亡診断書(死体検案書)」または「市(区町村)役所等で発行される死亡日・死因の記載がある証明書(死亡診断書付死亡届など)」で代用できます。

1. 共済契約の発効日から2年以上経過して共済事故が発生した契約
2. 死亡原因が災害死亡であることが明らかな場合

●「後遺障害診断書等」とは以下のものをいいます。

1. 電通共済生協所定の「後遺障害診断書」
2. 他共済・保険等の「後遺障害診断書」および次のいずれかの書類
 - (1)労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書
 - (2)公務災害認定通知書
 - (3)自賠責共済(保険)の後遺障害等級認定票
3. この組合が定める後遺障害認定するために必要な情報が記載されている書類

●その他必要書類について

1. 共済金受取人を確定するための書類(共済金受取人が複数いる場合)
 - (1)同順位者全員が記載されている戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)コピー
 - (2)同順位者全員の委任状
 - (3)同順位者全員の印鑑証明

※受取人については、下記「■共済金受取人について」を参照してください。

2. 共済金の支払い要件を満たしているか確認するための書類(承諾書等)

●各種証明書等の取得のための費用は共済金受取人の負担となります。

6 共済金の支払いについて

■共済金受取人について ！注意喚起情報

- 共済金受取人は、共済契約者本人となります。
- 共済契約者本人が死亡した場合の共済金受取人は、事業規約第9条(共済金受取人)の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。

- | | |
|------|--|
| 第1順位 | 共済契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、共済契約者または、内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合は除く) |
| 第2順位 | 共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪 |
| 第3順位 | 共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた第2順位に該当しない親族 |
| 第4順位 | 第2順位に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪 |

第2順位および第4順位の受取人については、共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪の順位となります。なお、父母については、養父母を先にし、実父母を後に、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にします。

- 共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。

■重度障害共済金の認定について ！注意喚起情報

重度障害共済金は労働者災害補償保険法施行規則別表第1障害等級表に準じて認定を行ない、第1級から第3級の2、3、

4に該当する場合にお支払いします。身体障害者手帳の認定基準、等級とは全く異なりますので障害者手帳による認定は行なえません。

■共済金をお支払いできない主な場合 ！ 注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する場合には、共済金をお支払いできません。
 1. 被共済者（保障の対象となる方）が共済契約の発効日から1年以内に自殺したとき。
 2. 被共済者が共済契約の発効日から1年以内に自殺行為または故意（自殺行為を除く）により重度障害になったとき。
 3. 共済金受取人が故意に共済金を受け取ることを目的とした行為があったとき。※お支払いできないすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「規約・細則」をご確認ください。
- 告知義務違反の場合には、共済金をお支払いできない場合があります。P.28「■告知義務について」もご確認ください。

■共済金が減額となる場合 ！ 注意喚起情報

新規契約・増口契約後、健康告知日において共済契約者または被共済者が、罹患していた疾病および受傷していた傷害の事実を知らず、早期に共済金支払い事由が発生した場合、以下のとおり、減額した共済金をお支払いします。

1口あたりの支払い共済金額（死亡、重度障害）	
発効日から 60日以内	30万円
発効日から180日以内	50万円

※上記の減額は、新規契約・増口契約口数分に対して適用します。
※健康告知が虚偽であった場合は、契約を解除し、共済金は支払いません。

■共済金と課税

死亡共済金を受け取った場合は、課税の対象となります。重度障害共済金については非課税です。

1. 共済金の課税・非課税について
 - (1)死亡共済金 …………… 課税対象
 - (2)障害共済金 …………… 非課税対象※障害共済金は、共済金受取人が被共済者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。
2. 死亡共済金の税法上の取扱い
死亡共済金にかかる税金は契約者・被共済者・受取人の関係によって異なります。

	被共済者	共済金受取人	税の種類
生命共済	組合員本人	規約に定めた共済金受取人	相続税
	配偶者・子ども	契約者（組合員本人）	所得税

3. 共済金受取人への通知
 - (1)共済金受取人には、共済金支払後の翌月10日までに『共済金のお支払いについてのご連絡』を自宅に郵送します。
 - (2)共済金受取人は、『共済金のお支払いについてのご連絡』に基づき共済金受取人所轄の税務署に相続税または所得税の確定申告として申告を行なってください。
マイナンバー（個人番号）制度の導入に伴ない、電通共済生協より税務署へ提出する法定調書（生命保険金・共済金受取人別支払調書）上に個人番号の報告が義務付けられました。100万円を超える死亡共済金をお支払いする場合、電通共済生協より共済金受取人にマイナンバー（個人番号）報告に関するご案内をお送りしますのでご協力をお願いいたします。

MEMO

各共済共通項目

総合（慶弔）共済

生命共済

火災共済・自然災害共済

交通災害共済

● 生命共済 事業規約・細則 目次 ●

生命共済 事業規約	36
第1条(通則)	36
第2条(定義)	36
第3条(事業)	36
第4条(共済期間)	36
第5条(契約年齢の計算)	36
第6条(生年月日の誤りの処理)	36
第7条(共済契約者の範囲)	37
第8条(被共済者の範囲)	37
第9条(共済金受取人)	37
第10条(共済金受取人の代表者)	37
第11条(契約内容の提示)	37
第12条(共済契約の申込み)	37
第13条(告知義務)	37
第14条(共済契約の申込みの撤回等)	38
第15条(共済契約の申込みの諾否)	38
第16条(初回掛金の払込み)	38
第17条(共済契約の成立および発効日)	38
第18条(共済契約の更新)	38
第19条(共済掛金の払込み)	39
第20条(共済掛金の払込経路)	39
第21条(共済掛金の払込猶予期間)	39
第22条(共済金の請求)	39
第23条(共済金等の支払いおよび支払場所)	39
第24条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	39
第25条(生死不明の場合の共済金の支払い)	40
第26条(詐欺等による共済契約の取消し)	40
第27条(共済契約の無効)	40
第28条(共済契約の失効)	40
第29条(共済契約の解約)	40
第30条(重大事由による共済契約の解除)	40
第31条(共済契約の解除)	40
第32条(共済契約の消滅)	41
第33条(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)	41
第34条(共済契約の承継)	41
第35条(氏名または住所の変更)	41
第36条(被共済者の続柄の異動)	41
第37条(共済金額)	41
第38条(契約口数の最高限度)	41
第39条(年齢による最高限度口数の制限)	42
第40条(契約口数の増減)	42
第41条(死亡共済金および重度障害共済金)	42
第42条(共済金の減額)	42

第43条（死亡共済金を支払わない場合）	42
第44条（重度障害共済金を支払わない場合）	42
第45条（戦争その他の変乱の場合）	42
第46条（業務の委託）	42
第47条（再共済）	43
第48条（共済掛金の額）	43
第49条（責任準備金の額）	43
第50条（未収共済掛金の額）	43
第51条（支払備金および責任準備金の積立て）	43
第52条（異議の申立ておよび審査委員会）	43
第53条（管轄裁判所）	43
第54条（時効）	43
第55条（細則）	43
第56条（準拠法）	43
別表第1 身体障害等級表	44
生命共済 事業細則	45
第1条（総則）	45
第2条（期中契約の定義）	45
第3条（生年月日の訂正）	45
第4条（外国人の加入基準）	45
第5条（無給休職となった場合の共済契約）	45
第6条（共済金受取人となることのできる配偶者）	45
第7条（「主としてその収入により生計を維持していた」の定義）	45
第8条（共済金受取人がいない場合）	45
第9条（期中契約における健康告知日）	45
第10条（告知事項）	45
第11条（慢性疾患の種類）	46
第12条（初回掛金の特例）	46
第13条（25歳以上の子ども契約の更新要件）	46
第14条（共済掛金の払込方法）	46
第15条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	46
第16条（各共済金請求の提出書類）	46
第17条（生死不明の場合）	47
第18条（共済契約者が脱退した場合の共済契約）	47
第19条（内規）	47
第20条（改廃）	47

第1章 総 則

(通則)

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)はこの組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第68条(事業の品目等)第4号に掲げる事業を実施するものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1)「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。
- (2)「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (3)「被共済者」とは、共済の対象として、その生死等が共済事故とされている者をいう。
- (4)「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (5)「共済契約関係者」とは、共済契約者、被共済者および共済金受取人をいう。
- (6)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (7)「細則」とは、生命共済事業細則をいう。
- (8)「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月(ひとつき)ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (9)「重度障害」とは、別表第1「身体障害等級表」に規定する身体障害の状態をいう。また、「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいう。
- (10)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項(以下「重要事項」という。)のうち共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」という。)が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (11)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約の申込みをしようとする者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (12)「契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (13)「返戻金」とは、共済契約者に払い戻す当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金をいう。
- (14)「共済契約の種類」とは、共済契約者を被共済者とする「本人契約」、共済契約者の配偶者を被共済者とする「配偶者契約」、共済契約者の子どもを被共済者とする「子ども契約」をいう。

(事業)

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者が死亡または重度障害となった場合に共済金を支払う事業を行う。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 共済期間と契約年齢

(共済期間)

第4条 共済期間は、12月1日から1年間とし、12月1日を共済期間の開始日とする。

- 2 前項にかかわらず、前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約の場合には、発効日から前項に定める共済期間の末日までの期間を共済期間とする。

(契約年齢の計算)

第5条 被共済者の契約年齢は、前条(共済期間)第1項の共済期間の開始日における満年齢で計算し、1年に満たない端数については切り捨てるものとする。

- 2 前条(共済期間)第2項の場合は、その発効日が属する前条(共済期間)第1項で定める共済期間の開始日における満年齢で計算するものとする。

(生年月日の誤りの処理)

第6条 共済契約申込書に記載された被共済者の生年月日に誤りがあった場合において、第27条(共済契約の無効)第1項第3号により当該共済契約が無効になるとき以外は、細則で定める方法により取り扱う。

第2節 共済契約関係者

（共済契約者の範囲）

第7条 共済契約者となることのできる者は、この組合の組合員とする。

（被共済者の範囲）

第8条 被共済者となることのできる者は、共済契約の種類により、第17条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第18条（共済契約の更新）に規定する更新日において、次の各号に該当する者とする。

- （1）本人契約においては、84歳以下の共済契約者。
 - （2）配偶者契約においては、共済契約者の84歳以下の配偶者。
 - （3）子ども契約においては、24歳以下の共済契約者と生計を一にする共済契約者の子。ただし、細則で定める要件を満たす場合は25歳以上であっても当該契約を更新できるものとする。
- 2 前項にかかわらず、この組合の組合員は、配偶者契約および子ども契約の被共済者となることができないものとする。

（共済金受取人）

第9条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、次に掲げる遺族とする。

- （1）共済契約者の配偶者
- （2）共済契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪
- （3）共済契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた前号に該当しない親族
- （4）第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪

3 前項の場合において、共済金受取人となる遺族の順位は同項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者の内にあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。なお、遺族の順位は法律上有効な遺言があった場合でも変更できないものとする。

4 共済金の支払いを受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支払う。

（共済金受取人の代表者）

第10条 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないか、または代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずるものとする。

第3節 共済契約の締結

（契約内容の提示）

第11条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この事業の規約（別紙第1「共済掛金額算出方法書」、別紙第2「責任準備金額算出方法書」、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）にもとづき契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第12条 共済契約申込者は、共済契約申込書に次の各号の事項を記載し、被共済者の同意を得て署名押印のうえ、この組合に提出するものとする。

- （1）共済契約の種類
- （2）契約共済金額または口数
- （3）共済契約者の氏名および住所
- （4）被共済者の氏名、生年月日および共済契約者との続柄
- （5）共済掛金の払込方法
- （6）申込日
- （7）その他この組合が必要と認めた事項

（告知義務）

第13条 前条（共済契約の申込み）の場合において、共済契約者または被共済者は、新規に共済契約の申込みをする際に、共済事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この組合が書面で告知を求めた事項（以下「告知事項」という。）について、その書面により告知することを要するものとする。

2 告知事項は、細則で定めるものとし、共済契約の申込日（以下「健康告知日」という。）において告知事項に該当する者は、被共済者となることができないものとする。

3 共済契約申込者は、告知事項について、事実を正確に告げなければならない。

（共済契約の申込みの撤回等）

第14条 共済契約の申込みをした者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、第12条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項により共済契約の申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約の申込みの諾否）

第15条 この組合は、第12条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約の申込みをした者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、契約証書の交付をもって行なう。

3 前項に規定する契約証書には、次の各号に規定する事項を記載するものとする。

- （1）共済契約の種類
- （2）保障内容、契約共済金額および口数
- （3）共済契約者の氏名および住所
- （4）被共済者の氏名、生年月日および共済契約者との続柄
- （5）共済掛金額および共済掛金の払込方法
- （6）共済契約の発効日
- （7）共済契約の満了日
- （8）契約証書作成年月日

（初回掛金の払込み）

第16条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この組合に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および発効日）

第17条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、次の各号のいずれかの日の午前零時から保障を開始する。

- （1）この組合が初回掛金を受け取った日の翌日
 - （2）前号の規定にかかわらず、この組合が、共済契約申込書のうち告知事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、告知事項に対する回答の受付日の翌日
 - （3）第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済期間の開始日
 - （4）この組合が認める場合であって、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- 2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。
- 3 共済契約の発効日が指定された共済契約については、前条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、共済契約者等は、初回掛金を発効日の前日までにこの組合に払い込まなければならない。
- 4 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
- 5 前条（初回掛金の払込み）または第3項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。
- 6 第4項の第1回共済掛金は、発効日から発効日の属する月の翌月末までの期間に対応する共済掛金とする。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までに対応する共済掛金とする。
- 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約の申込みをした者または共済契約者に返還する。

第4節 共済契約の更新

（共済契約の更新）

第18条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合は、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日を更新日として更新する。ただし、更新日の契約年齢に応じた共済掛金額または年齢による最高限度口数が適用されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号に該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

- （1）更新日において、被共済者が第8条（被共済者の範囲）に規定する範囲外であるとき。
- （2）この組合が共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があったときは、更新される共済契約には更新日における改正後

の規約または細則を適用する。

- 4 第1項から第3項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、更新契約という（以下「更新契約」という。）。
- 5 第21条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
- 6 この組合は、共済契約の更新が行なわれた場合には、その旨を共済契約者に通知する。なお、第2項第2号にもとづき更新ができない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

第19条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第2項の場合の共済掛金の払込方法については、月払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの共済契約の発効日または更新日の各応当日（以下「払込方法別応当日」という。）の前日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

（共済掛金の払込経路）

第20条 共済契約者は、この組合の指定する経路により共済掛金を払い込まなければならない。

（共済掛金の払込猶予期間）

第21条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、細則で定める場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。
- 3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 4 第1項から第3項までの規定は、更新契約の初回掛金にも適用するものとする。

第6節 共済金の請求および支払い

（共済金の請求）

第22条 共済金受取人は、共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく、細則で定める書類をこの組合に提出することにより共済金を請求するものとする。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第23条 この組合は、前条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後15日以内に、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、次の各号に該当する日は15日に含まない。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、この組合は、事実の確認のため特に日時を要する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を共済金受取人に通知し、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。
- (1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき 180日
 - (2) 警察、検察その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき 180日
 - (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 90日
 - (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 120日
 - (5) 第1号から第4号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき 90日
- 3 この組合が前項に規定する事実の確認を行なうにあたり、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、この組合は、これにより共済金支払を遅延した期間について遅滞の責任を負わない。
- 4 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求を受けた場合には、請求書類がこの組合に到着した日からその日を含めて30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第24条 この組合は、第21条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間中に共済金の支払事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金を差し引いて支払うことができるものとする。

（生死不明の場合の共済金の支払い）

第25条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合において、細則で定めるところにより被共済者が死亡したものと認めたときは、認められた日において被共済者が死亡したものとみなして共済金を支払う。

- 2 前項の規定によりこの組合が共済金を支払ったのちに被共済者の生存が判明したときは、共済金受取人はすでに支払われた共済金をこの組合に返還しなければならない。

第7節 共済契約の終了**（詐欺等による共済契約の取消し）**

第26条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行なう。
- 3 前項の場合において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人に対する通知によって行なうことができる。
- 4 第1項により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しない。

（共済契約の無効）

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1)被共済者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
 - (2)被共済者が共済契約の発効日または更新日において第8条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - (3)共済金額が、共済種類ごとに規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の共済金額に対応する共済契約
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
 - 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金の返還を請求するものとする。

（共済契約の失効）

第28条 第21条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

（共済契約の解約）

第29条 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、その書面には解約の日および必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書類がこの組合に到着した日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日の午前零時から生ずるものとする。

（重大事由による共済契約の解除）

第30条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1)共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
 - (2)共済契約者または共済金受取人が、この組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとしたとき。
 - (3)第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合には、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この組合は、共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
 - 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人に対する通知によって行なうことができる。

（共済契約の解除）

第31条 この組合は、共済契約者または被共済者が、共済契約締結の当時、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち告知事項について事実でないことを告げた場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができない。
 - (1)共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき。
 - (2)この組合のために共済契約の締結の媒介を行なうことができる者（この組合のために共済契約の締結の代理を行なうことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、共済契約者または被共済者が事実を告げることを妨げたとき。
 - (3)共済媒介者が、共済契約者または被共済者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- 3 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても共済契約者または被共済者が第1項の事実の告知をせず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しない。

- 4 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この組合は、共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- 5 第1項の規定による解除権は、次のいずれかに該当する場合は、消滅する。
- (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかった場合。
 - (2) 当該被共済者にかかる共済契約の発効日から5年が経過したとき。
- 6 第1項および第4項の他、被共済者が次の各号に該当した場合は、該当した日の翌日から被共済者の共済契約は将来に向かって解除するものとする。
- (1) 配偶者契約の被共済者が第8条（被共済者の範囲）第1項第2号に規定する配偶者でなくなったとき
 - (2) 子ども契約の被共済者が養子縁組の解消により、第8条（被共済者の範囲）第1項第3号に規定する共済契約者の子でなくなったとき
- 7 この組合は、共済契約者がこの組合を脱退したときは、当該共済契約を解除することができる。
- 8 第1項および第7項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人に対する通知によって行なうことができる。

（共済契約の消滅）

第32条 被共済者が死亡した場合にはそのときをもって、第41条（死亡共済金および重度障害共済金）に規定する重度障害共済金が支払われた場合には重度障害になったときをもって当該被共済者にかかる共済契約は消滅する。

（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）

第33条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、返戻金を共済契約者に払い戻す。

- (1) 第29条（共済契約の解約）、第30条（重大事由による共済契約の解除）または第31条（共済契約の解除）の規定により共済契約が解約または解除されたとき。
 - (2) 第32条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、第43条（死亡共済金を支払わない場合）の規定により死亡共済金が支払われなかったとき。
- 2 前項に規定する返戻金の額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 年払掛金の場合は、すでに払い込まれた共済掛金の額から、年払掛金を12で除した額に既経過共済期間の月数（1か月に満たない端数日を切り上げる。以下同じ。）を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額
 - (2) 半年払掛金の場合は、すでに払い込まれた共済掛金の額から、半年払掛金を6で除した額に既経過共済期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額

第8節 共済契約関係者の異動等

（共済契約の承継）

第34条 共済契約者が死亡した場合、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該共済契約による権利義務を承継することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

（氏名または住所の変更）

第35条 共済契約者は、共済契約者の氏名、住所または住所表示に変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（被共済者の続柄の異動）

第36条 共済契約者は、被共済者が第8条（被共済者の範囲）第1項第2号および第3号に該当しなくなった場合には、その旨を遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

第3章 共済金額および共済金の支払い

（共済金額）

第37条 1口についての共済金額は、100万円とする。

（契約口数の最高限度）

第38条 本人契約の契約口数の最高限度は50口とする。

- 2 配偶者契約の契約口数の最高限度は50口とする。
- 3 子ども契約の契約口数の最高限度は1人の被共済者につき5口とする。なお、複数の共済契約者が、同一の子どもの被共済者とする共済契約を締結しようとするときは、契約口数の合計が5口を超えない範囲において、それぞれ共済契約者となることができる。

（年齢による最高限度口数の制限）

第39条 前条（契約口数の最高限度）にかかわらず、本人契約および配偶者契約の契約口数の最高限度は、契約年齢により次の各号に定める口数とする。

- （1）61歳以上65歳以下は30口を超えることはできないものとする。
- （2）66歳以上70歳以下は20口を超えることはできないものとする。
- （3）71歳以上75歳以下は10口を超えることはできないものとする。
- （4）76歳以上84歳以下は5口を超えることはできないものとする。

（契約口数の増減）

第40条 前条（年齢による最高限度口数の制限）にかかわらず、本人契約および配偶者契約において次の各号に該当する被共済者は、新規契約および増口契約はできないものとする。

- （1）61歳以上65歳以下の被共済者で20口を超える口数
- （2）66歳以上の被共済者
- 2 共済契約者が契約口数の増口あるいは減口を行なう場合、新たに増口される部分の契約は、新規に契約するものとして取扱い、減口される部分の契約は解約するものとして取り扱う。

（死亡共済金および重度障害共済金）

第41条 この組合は、被共済者が共済期間中に死亡した場合には、死亡共済金を支払い、被共済者が共済契約の健康告知日以後の傷害または疾病を原因として、共済期間中に重度障害となった場合には、重度障害共済金を支払う。

- 2 前項の規定により支払う死亡共済金または重度障害共済金の額は、第37条（共済金額）の共済金額に相当する金額とする。なお、身体障害の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）に準じて行なうものとする。

（共済金の減額）

第42条 被共済者が死亡もしくは重度障害となった場合、次の各号のいずれかに該当するときの共済金の額は、それぞれ各号に定める金額とする。

- （1）被共済者が、健康告知日において、すでに罹患していた疾病もしくは受傷していた傷害を原因として共済契約の発効日から60日以内に死亡、または重度障害となったときは、共済金額の100分の30に相当する金額。
- （2）被共済者が、健康告知日において、すでに罹患していた疾病もしくは受傷していた傷害を原因として共済契約の発効日から60日を経過し180日以内に死亡、または重度障害となったときは、共済金額の100分の50に相当する金額。

（死亡共済金を支払わない場合）

第43条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金を支払わない。

- （1）被共済者が、共済契約の発効日から1年以内に自殺したとき。
- （2）被共済者の犯罪行為により死亡したとき。
- （3）共済金受取人が、被共済者を故意に死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払う。
- （4）共済契約者が、故意に被共済者（共済契約者と同一人である場合を除く。）を死亡させたとき。

（重度障害共済金を支払わない場合）

第44条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、重度障害共済金を支払わない。

- （1）被共済者が、共済契約の発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき。
- （2）被共済者の故意（自殺行為を除く。）により重度障害となったとき。
- （3）被共済者の犯罪行為により重度障害になったとき。
- （4）共済契約者が、被共済者（共済契約者と同一人である場合を除く。）を故意に重度障害とさせたとき。

（戦争その他の変乱の場合）

第45条 この組合は、戦争その他の変乱により、共済契約にかかる所定の共済金を支払うことができない場合は、総代会の議決を得て共済金の分割支払い、支払いの繰延べまたは削減をすることができる。

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（業務の委託）

第46条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者に業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

（再共済）

第47条 この組合は、共済契約により負う責任の全部または一部を再共済または再保険に付することができる。

第2節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法**（共済掛金の額）**

第48条 共済契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（責任準備金の額）

第49条 共済契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（未収共済掛金の額）

第50条 未収共済掛金の額は、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（支払備金および責任準備金の積立て）

第51条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第3節 共済契約上の紛争の処理**（異議の申立ておよび審査委員会）**

第52条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の決定があったことを知った日から30日以内に書面をもって行なわなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、「審査委員会規則」に定めるところによる。

（管轄裁判所）

第53条 この共済契約における共済金の請求等に関する訴訟については、東京地方裁判所（本庁）をもって、合意による管轄裁判所とする。

第4節 雑則**（時効）**

第54条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（細則）

第55条 この規約に定めるもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

2 前項の細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（準拠法）

第56条 この規約および細則に規定していない事項については、日本国の法令に準拠するものとする。

別表第1（第2条（定義）第9号および第41条（死亡共済金および重度障害共済金）関係）

身体障害等級表

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生日の属する共済期間の開始日において現に効力を有する施行規則の障害等級表によるものとする。

重度障害	
1 両眼が失明したもの	施行規則 第1級の1
2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの	施行規則 第1級の2
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	施行規則 第1級の3
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	施行規則 第1級の4
5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	施行規則 第1級の6
6 両上肢の用を全廃したもの	施行規則 第1級の7
7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	施行規則 第1級の8
8 両下肢の用を全廃したもの	施行規則 第1級の9
9 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの	施行規則 第2級の1
10 両眼の視力が0.02以下になったもの	施行規則 第2級の2
11 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	施行規則 第2級の2の2
12 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	施行規則 第2級の2の3
13 両上肢を手関節以上で失ったもの	施行規則 第2級の3
14 両下肢を足関節以上で失ったもの	施行規則 第2級の4
15 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	施行規則 第3級の2
16 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	施行規則 第3級の3
17 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの	施行規則 第3級の4

（備 考）

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。

生命共済 事業細則

（総則）

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、生命共済事業規約（以下「規約」という。）第55条（細則）にもとづき、この細則を定める。

（期中契約の定義）

第2条 規約第4条（共済期間）第2項にいう「前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約」を「期中契約」という。

（生年月日の訂正）

第3条 規約第6条（生年月日の誤りの処理）の定めにおいて、当該共済契約が有効な場合には、この組合は、正しい生年月日に訂正する。
この場合、すでに払い込まれた共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に払い戻し、または不足分を追徴する。

（外国人の加入基準）

第4条 規約第7条（共済契約者の範囲）による共済契約者となれる組合員のうち、日本国籍を持たない者（以下「外国人」という。）については、以下の条件全てを満たしている場合は、共済契約者の範囲とする。

（1）日本に居住していること

（2）出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号。以下「入管法」という。）にもとづく「在留カード」または入管法の特例にもとづく「特別永住者証明書」の交付を受けていること

（3）自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持つこと

2 規約第8条（被共済者の範囲）による被共済者の範囲の者である外国人について、以下の条件全てを満たしている場合は、被共済者の範囲とする。

（1）日本に居住していること

（2）入管法にもとづく「在留カード」または入管法の特例にもとづく「特別永住者証明書」の交付を受けていること

（無給休職となった場合の共済契約）

第5条 共済契約者が勤務を中断し、無給休職となった場合（以下「休職者」という。）においても契約の権利義務を継続することとする。

2 前項にかかわらず、休職者が休職期間中の権利義務の継続を希望しない場合は、共済契約を中断（以下「休止」という。）することができる。休止期間中は、掛金の徴収と共済金の支払いは行なわないものとする。

（1）休止する場合は、すべての共済契約について休止しなければならない。

（2）休止した場合であっても、復職により掛金徴収が可能となった時から共済契約は復活するものとする。

（共済金受取人となることのできる配偶者）

第6条 規約第9条（共済金受取人）第2項第1号にいう「共済契約者の配偶者」には、内縁関係の者を含む。ただし、共済契約者または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。

（「主としてその収入により生計を維持していた」の定義）

第7条 規約第9条（共済金受取人）第2項第2号および第3号にいう「主としてその収入によって生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいう。

（共済金受取人がいない場合）

第8条 規約第9条（共済金受取人）に定める共済金受取人がいない場合は、民法の規定に準じ共済金を支払うものとする。

（期中契約における健康告知日）

第9条 規約第13条（告知義務）にいう「健康告知日」は、期中契約においては発効日から1か月以内でなければならないものとする。

（告知事項）

第10条 規約第13条（告知義務）に定める「告知事項」は次の各号の事項とする。

（1）申込書記入日現在、病気やケガ（風邪や軽度のケガによる場合を除く。以下同じ。）のため、休業または安静加療をしていることの有無。

また、病気やケガのため、休業または安静加療を要すると診断されていることの有無。

（2）申込書記入日現在、次条（慢性疾患の種類）に定める慢性疾患により医師の治療を受けていることの有無。または、慢性疾患により、最近1年間に治療を要すると診断されていることの有無。医師の治療とは投薬、医学的処置および食餌療法など、直接的、間接的な治療をいう。

（3）申込書記入日現在、病気やケガのため最近1か月間に通算して14日以上以上の休業または安静加療をしたことの有無。休業、安静加療を要すると診断されていた場合も含む。以下同じ。

（4）申込書記入日現在、病気やケガのため、最近6か月間に連続して14日以上または最近1年間に連続して30日以上以上の休業または安静加療をしたことがあることの有無。

(5) 申込書記入日現在、最近1年間に開頭、開腹または開胸等の手術（盲腸の手術は除く。）を受けたことの有無。

(6) 過去に生命共済の「重度障害」の認定を受けたことの有無。

（慢性疾患の種類）

第11条 前条（告知事項）第1項第2号でいう慢性疾患とは次の各号に掲げるものとする。なお、細目については、別に定める「慢性疾患の種類細目」による。

- (1) 新生物（ガン、肉腫、筋腫、白血病など）
- (2) 糖尿病
- (3) 心疾患（狭心症、不整脈、高血圧症など）
- (4) 脳血管疾患（脳出血、脳血栓症など）
- (5) 胃、腸の疾患（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）
- (6) 肝臓、脾臓の疾患（ウィルス肝炎、脾炎など）
- (7) 腎臓の疾患（慢性腎不全など）
- (8) 呼吸器の疾患（肺炎、肺結核など）
- (9) 精神障がい（うつ病、アルコール依存症、統合失調症など）
- (10) 神経の疾患（髄膜炎、脳性麻痺など）
- (11) 血管および血液の疾患（血友病、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症など）
- (12) 眼の疾患（白内障、網膜剥離、緑内障など）
- (13) 脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患（リウマチ、骨髄炎など）

（初回掛金の特例）

第12条 規約第17条（共済契約の成立および発効日）第3項の規定にかかわらず、この組合が必要と認めた場合には、初回掛金を、次の各号の日までに払い込む。

- (1) 規約第4条（共済期間）第1項に定める場合は、共済期間の開始日の属する月の末日
- (2) 期中契約の場合は、発効日の属する月の翌月末日。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までとする。
- 2 初回掛金の払込み以前に共済事故が発生した場合は、第1回共済掛金を共済金から差し引いて支払うものとする。
- 3 第1項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。

（25歳以上の子ども契約の更新要件）

第13条 規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号にいう「細則で定める要件」とは、共済契約者または共済契約者の配偶者が扶養していることをいう。

- 2 第1項に定める扶養とは、次の各号に定める書類を取得できることを条件とする。
 - (1) 被共済者が扶養となっている健康保険証（カード）
 - (2) 扶養証明書等、扶養していることを証明する書類

（共済掛金の払込方法）

第14条 規約第19条（共済掛金の払込み）第1項に規定する払込方法のうち、併用できる払込方法は次の各号の通りとする。

- (1) 月払と半年払
- (2) 月払と年払

（共済掛金の払込猶予期間の特例）

第15条 規約第21条（共済掛金の払込猶予期間）第2項に定める「細則で定める場合」とは、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 共済掛金を共済掛金の払込方法に関する細則に定めるこの組合が指定する経路で払い込んでいるとき。
- (2) 労働争議等により賃金が支払われないとき。
- (3) 会社、工場または事務所の経営上の事情により賃金が遅欠配しているとき。
- (4) その他、共済契約者の責によらない理由によるとき。

（各共済金請求の提出書類）

第16条 規約第22条（共済金の請求）にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、次の各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済金の種類	共済金請求書	死亡診断書 (死体検案書) (この組合が定める書式)	後遺障害診断書等	その他の必要書類
(1) 死亡共済金	○	○		○
(2) 重度障害共済金	○		○	○

(注)○は必要書類

2 前項に規定する「共済金請求書」は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、共済金受取人が必要事項を記載し、署名押印することとする。ただし、この組合が認めた場合には、押印を省略できる。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、第1項の書類の一部の省略を認めることができる。

4 第1項にいう「その他の必要書類」として、必要により以下の書類の提出を求める。

(1) 戸籍全部事項証明書等、共済金受取人を確認するための書類

(2) 共済金受取人が複数いる場合、同順位者の委任状および印鑑証明書等、共済金受取人の代表権を確認するための書類

(3) 共済金受取人が未成年者および成年被後見人等の制限行為能力者の場合、戸籍全部事項証明書および登記事項証明書等、法定代理権を確認するための書類

(4) 共済金受取人が行方不明となっている場合、財産管理人選任の審判書の写し等、不在者財産管理人の権限を証する書類

(5) その他この組合が別に定める必要書類

5 第1項に定める「後遺障害診断書等」とは次の各号に定める書類とする。

(1) この組合が定める書式の後遺障害診断書

(2) この組合が定める書式以外の後遺障害診断書および次のいずれかの書類

① 労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書

② 公務災害認定通知書

③ 自賠責共済(保険)の後遺障害等級認定票

(3) この組合が定める後遺障害認定をするために必要な情報が記載されている書類

（生死不明の場合）

第17条 規約第25条(生死不明の場合の共済金の支払い)にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき

(2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難(以下「危難」という。)に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の事故の場合 30日

イ 船舶の事故の場合 3カ月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合には、共済金受取人は、規約第25条(生死不明の場合の共済金の支払い)第2項の取り扱いを承認する旨の念書を提出しなければならない。

（共済契約者が脱退した場合の共済契約）

第18条 規約第31条(共済契約の解除)第6項の規定において、定款第11条(法定脱退)第1項第1号または第2号により脱退した場合には、当該共済契約の共済期間が満了するまでの期間(以下「特例の共済期間」という。)を限度として、共済契約を解除しない。

2 当該共済契約が月払および半年払であった場合、脱退時において特例の共済期間にかかる共済掛金を一括で支払わなければならない。

（内規）

第19条 この細則で定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定めるものとする。

2 前項の内規の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（改廃）

第20条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

火災共済・自然災害共済 ＜すまいる＞ ＜おまかせ＞

重要事項説明書
(契約概要／注意喚起情報)
事業規約・細則

火災や自然災害などによる住宅や家財の損害を保障します。

火災共済〈すまいる〉& 自然災害共済〈おまかせ〉

1 保障の内容

制度概要

契約概要

火災共済〈すまいる〉

火災等のほか、風水害等による損害を保障します。
※地震・噴火・津波の保障はありません。

+

自然災害共済〈おまかせ〉

火災共済〈すまいる〉にセットする制度で、風水害等・地震等・盗難による損害を保障します。
(契約タイプ)タイプにより、掛金額やお支払いする共済金異なります。

ベーシック	事業規約や契約証書では「タイプB」と表記します。(大型タイプから名称が変更となりました。)
エコノミー	事業規約や契約証書では「タイプE」と表記します。(標準タイプから名称が変更となりました。)

※下表の*がついている共済金については、保障の対象である住宅に「付属建物および付属工作物(住宅敷地内の物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート等)」を含みます。

○:保障されます(共済金の対象となる損害) ×:保障されません

共済金をお支払いする主な損害の説明と支払要件		契約	火災共済 + 自然災害共済	火災共済 のみ
* 火災等	火災、落雷、破裂・爆発 火災(消防活動による水ぬれを含みます)、落雷または破裂・爆発(気体または薬品等の急激な膨張による破裂・爆発)の損害の場合。 住宅または家財の損害額が1,000円を超える場合にお支払いします。		○	○
	車両の飛び込み、建物外部からの物体の落下、飛来 ①車両またはその積載物の衝突または接触による損害の場合。 「車両」を人が運行中の場合に限りお支払いします。なお、自然現象と相当の因果関係がある場合は該当しません。 ②建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害の場合。ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除きます。		○	○
	突発的な第三者の直接加害行為 突発的な第三者の直接加害行為による損害の場合。 他人(加害者)の行為により、住宅または家財に損壊(汚損も含む)が生じ、損害額が5万円以上の場合にお支払いします。		○	○
	他人の住居からの水漏れ、給排水設備の事故*による水ぬれ 給排水設備、または共済契約関係者以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故による漏水、放水、いっ水による水ぬれの場合にお支払いします。 ただし、風水害等によるもの、雨水等の吹き込みおよび漏水によるもの、共済契約関係者の所有する建物および家財に最初から存在する欠陥または腐蝕、さび、かびその他の自然の消耗等によるものを除きます。 ※給排水設備の事故については、給排水設備のみの損害は保障されません。		○	○
* 風水害等	台風、豪雨、洪水、降ひょう、降雪 台風、旋風、突風、暴風雨、豪雨、高潮、洪水、降ひょう、降雪、雪崩れ、これらによる地すべり・土砂崩れによる損害の場合。 住宅または家財の損害額が1,000円を超える場合にお支払いします。 ※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1. 2. に該当するものに限ります。 1. 住宅の外部(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの 2. 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの ※損壊とは、建物外部の壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいいます。 ※床上浸水とは、居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。		○	○
	地震、噴火、津波 地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害の場合。 住宅または家財の損害額が100万円を超える場合にお支払いします。 ※住宅の損害額が100万円を超える場合、家財契約も含め共済金をお支払いします。		○	×
盗難	盗取・損傷・汚損 建物および家財について生じた盗取、損傷または汚損による損害の場合。 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害を届け出て、盗難と受け付けられた場合にお支払いします。 ※現金(家財契約)は、盗取金額が1万円以上の場合、お支払いします。 ※住宅内の家財の損害や盗難(盗取)の保障は「家財契約」が必要です。		○	△

※上記、車両の飛び込み、建物外部からの物体の落下、飛来、突発的な第三者の直接加害行為、他人の住居からの水漏(ぬ)れ損害については、共済契約関係者およびこれらの者と当該事故の発生に関わった者の加害行為による損害は除きます。
※ご契約が「住宅のみ」の場合、家財の損害は保障されません。また、「家財のみ」の契約の場合、住宅の損害は保障されません。

※損傷、汚損により損害額が5万円以上の場合が対象です。
※盗取は対象外です。

■保障内容・お支払いする共済金



- 火災共済は、火災等、風水害等により住宅または家財に損害（損壊）が生じた場合に共済金をお支払いします。
 - 自然災害共済は、風水害等、地震等、盗難により住宅または家財に損害（損壊）が生じた場合に共済金をお支払いします。
- ※自然災害共済は、「ベーシック」または「エコノミー」のどちらかを選択し、火災共済に付帯する制度です。火災共済の契約がない場合は自然災害共済を契約することはできません。

（住宅契約・家財契約共通）

共 済 項 目 (損害の程度)		お支払いする共済金		
		火災共済	自然災害共済 【ベーシック】	自然災害共済 【エコノミー】
火災等	全焼・全壊(70%以上)	損害額(再取得価額) ※支払限度額： 100,000円×契約口数	—	—
	半焼・半壊(20%以上70%未満)			
	一部焼・一部壊(1,000円超20%未満)			
風水害等 (建物の損壊 または床上 浸水による 損害)	全 損・全流失(70%以上)	30,000円×契約口数	70,000円×契約口数	50,000円×契約口数
	半 損(50%以上70%未満)	18,000円×契約口数	損害額*4－火災共済で支払われる共済金 ※支払限度額 【自然災害共済と火災共済が同口数の場合】 10万円×契約口数－火災共済で支払われる共済金 【自然災害共済の口数が火災共済より少ない場合】 次のいずれか高い額が限度となります。 ・10万円×契約口数－火災共済で支払われる共済金 ・10万円×契約口数×70%	損害額*4－火災共済で支払われる共済金 ※支払限度額：5万円×契約口数
	半 損(20%以上50%未満)	15,000円×契約口数		
	一部損(1,000円超20%未満)	損害額×45% ※支払限度額： 6,000円×契約口数		
地震等※1	全壊・全焼(70%以上)	—	30,000円×契約口数	20,000円×契約口数
	大規模半壊・大規模半焼 (50%以上70%未満)		18,000円×契約口数	12,000円×契約口数
	半壊・半焼(20%以上50%未満)		15,000円×契約口数	10,000円×契約口数
	一部壊・一部焼(100万円超)		3,000円×契約口数	2,000円×契約口数
盗難	盗取、汚損、損傷※2	— ※3	損害額 ※支払限度額：100,000円×契約口数	損害額 ※支払限度額：100,000円×契約口数

※1 地震等による火災は、地震等による損害として、自然災害共済で保障されます。火災共済では保障の対象とはなりません。

※2 通貨の盗難…20万円または10万円×家財の契約口数のいずれか低い額を限度とします。

預貯金証書の盗難…200万円または10万円×家財の契約口数のいずれか低い額を限度とします。

持ち出し家財の盗難…契約物件から持ち出された家財が日本国内の他の建物内で盗難にあった場合にお支払いします。ただし、100万円または10万円×家財の契約口数の20%のいずれか低い額を限度とします。

※3 住宅や家財の汚損・損傷で5万円以上の損害がある場合は、火災共済の火災等共済金(突発的な第三者の直接加害行為)の共済金を優先してお支払いします。

※4 家財契約の半損時において家財の損害額は原則、「建物の損壊率×自然災害共済・家財契約の契約口数×10万円」とみなします。

ただし、家財の損害額の認定が可能な場合で家財の認定額がみなしの損害額を超える場合は、家財の認定額を損害額とします。

○風水害等により付属建物・付属工作物に損害が生じた場合の取扱い

火災共済の一部損、自然災害共済(ベーシック・エコノミー)の半損・一部損においては、付属建物・付属工作物に生じた損害を「住宅の損害額」に含めて支払共済金を算出しますが、その際に「含めることができる金額」については次の金額が上限となります。

- ・火災共済：10万円×住宅契約の契約口数×10%
- ・自然災害共済・ベーシック：10万円×住宅契約の契約口数×10%
- ・自然災害共済・エコノミー：5万円×住宅契約の契約口数×10%

○地震等により付属建物・付属工作物に損害が生じた場合の取扱い

地震等により付属建物・付属工作物に損害が生じた場合は、一定の条件に該当する場合、「付属建物等特別共済金」をお支払いします。詳細は、P.52をご参照ください。

■その他のお支払い 契約概要

【火災共済（すまいる）】

持ち出し家財共済金	一時的に持ち出された家財のうち、日本国内の他の建物内において火災等による損害が生じた場合にお支払いします。1 事故につき家財の契約共済金額の20%、または100万円のいずれか少ない額が限度です。
臨時費用共済金	1 事故 1 世帯あたり、建物、家財の火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%または200万円のいずれか少ない額が限度です。
失火見舞費用共済金	失火により第三者（隣家など）に被害を与え自己の費用でお見舞金を支払った場合に第三者 1 人あたり40万円を限度としお支払いします。1 事故につき、総額で 1 世帯あたり100万円、または契約共済金額の20%のいずれか少ない額が限度です。
漏水見舞費用共済金 〔耐火契約者のみ〕	第三者に水濡れ損害（火災、破裂および爆発を原因とする事故を除く）を与え、自己の費用でお見舞金を支払った場合にお支払いします。1 事故につき第三者 1 人あたり15万円、総額で50万円、または契約共済金額の20%のいずれか少ない額が限度です。
修理費用共済金 〔耐火契約者のみ〕	貸主の建物に損害を与え、自己の費用で修理を行なった場合にお支払いします。1 事故 1 世帯あたり100万円、または契約共済金額の20%のいずれか少ない額が限度です。

【自然災害共済（おまかせ）】

傷害費用共済金	火災等や盗難が発生した場合、または、風水害等・地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合で、共済の目的である建物内において、契約者または契約者同一生計の親族が当該事故により、事故日から180日以内に死亡または身体障害になった場合、1 事故 1 名につき最高600万円支払われます。 死亡（本人・同一生計の親族） 10,000円（1 口あたり） 障害（本人・同一生計の親族） 10,000～400円（1 口あたり）
地震等特別共済金	地震等のとき、建物の損害額が20万円を超え100万円以下の場合で、支払要件を満たしている場合にお支払いします。 （支払要件：契約口数（住宅契約+家財契約）20口以上 ベーシック：45,000円／エコノミー：30,000円） ※共済金額は一世帯あたりです。
付属建物等特別共済金	付属建物および付属工作物に地震等の損害額が20万円を超えた場合で、支払要件を満たしている場合にお支払いします。 （支払要件：住宅契約口数20口以上 ベーシック：30,000円／エコノミー：対象外） ※共済金額は一世帯あたりです。

■再取得価額保障 契約概要

損害額は、同程度のものを再取得するために必要な標準的費用（再取得価額）で算出します。ただし、電通共済生協が定める「住宅災害損害認定基準」によります。

なお、他の火災保険（共済）等に契約がある場合は、共済金の支払調整を行なうことがあります（P.60「■他の共済・保険などに契約している場合のお支払いについて」参照）。重複する保険会社・共済組合から照会等があった場合は、契約内容および共済金支払いに関する情報を提供することがあります。

※ブランド品や骨董品などの付加価値は、再取得価額には反映されず、「住宅災害損害認定基準」の価額の範囲内でお支払いします。

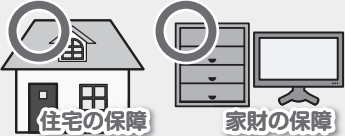
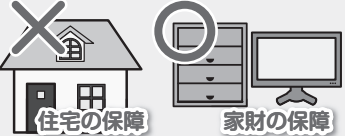
2 契約の範囲・条件

■契約できる建物・家財について 契約概要

契約できる「建物」	契約できる「家財」
組合員または組合員と同一生計の親族が所有し、人が居住する日本国内の建物	組合員または組合員と同一生計の親族が所有し、居住する日本国内の建物内の家財

※区分所有建物である場合は専有部分のみ

「住宅」と「家財」の契約は、契約する物件により条件があります。

持ち家にお住まいの方 「住宅」「家財」を組み合わせて契約することができます。*  住宅の保障 家財の保障	借家・寮にお住まいの方 「家財」のみ契約することができます。  住宅の保障 家財の保障	人に貸している持ち家がある方 「住宅」のみ契約することができます。  住宅の保障 家財の保障
---	--	---

※住宅のみのご契約の場合、家財は保障の対象になりません。

■保障の範囲 契約概要

〈住宅契約〉

住宅契約をしている場合の建物の保障範囲は以下のとおりです。

	火災共済（すまいる）		自然災害共済（おまかせ）		
	火災等	風水害等	風水害等	地震等	盗難
建物	○	○	○	○	○
※2 従物	○	○	○	○	○
※2 付属設備	○	○	○	○	○
※2 付属工作物	○	○	○	※1	—
※2 付属建物	○	○	○	※1	—

※1 一定の条件に該当する場合は、付属建物等特別共済金の対象となります。

※2 これらの定義については、「規約・細則」を参照してください。

〈家財契約〉

家財契約をしている場合の保障する家財を収容する建物の範囲は以下のとおりです。

	火災共済（すまいる）		自然災害共済（おまかせ）		
	火災等	風水害等	風水害等	地震等	盗難
建物	○	○	○	○	○
※2 従物	○	○	○	—	—
※2 付属設備	○	○	○	—	—
※2 付属工作物	○	○	○	—	—
※2 付属建物	○	○	○	—	—

■契約できる物件数 契約概要

1 棟 1 契約（1 物件）とし、2 物件まで契約することができます。

■共有名義の物件について 契約概要

- 共有名義の場合、組合員本人または組合員本人と同一生計の親族の共有名義であれば、1 棟全体を契約することができます。
 - それ以外の方との共有名義の場合は、組合員または組合員本人と同一生計の親族の方が所有する割合分のみを契約することができます。
- ※同一生計とは、共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

■契約できない主な建物について 契約概要

1. 空家となっている住宅の新規・増口契約はできません。
2. 事務所・店舗のみの建物は契約できません。
3. 日常的に人が居住しない別荘、リゾートマンション等は契約できません。
4. 法人所有の建物等は契約できません。
5. 事務所・店舗を兼ねた「併用住宅」は用途等により契約できない場合があります。（注1）
6. 賃貸を目的とする「共同住宅」（延べ坪数の50%以上を組合員本人と同一生計親族の者以外に賃貸している建物）は契約できません。（注2）

■事務所・店舗等を兼ねた併用住宅について（注1） 契約概要

事務所・店舗等の用途を兼ねる住宅を「併用住宅」といいます。

併用住宅は、次の2つの要件を満たす場合は建物全体を契約できます。

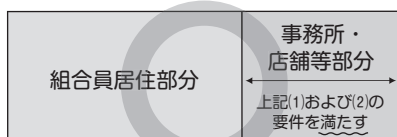
(1)事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積以下かつ20坪未満であること。

(2)次の用途の事務所・店舗ではないこと。

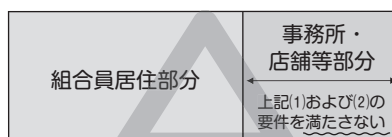
- ①常時10人以上が業務に従事する事務所 ②火薬類専門販売業および再生資源集荷業 ③作業員宿舎、簡易宿泊所および、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）等に基づく民泊サービス（宿泊料を受けて人を宿泊させる営業） ④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定める風俗営業（風俗営業とは、キャバレー、マージャン屋、パチンコ店等をいいます） ⑤映画館、劇場および遊技娯楽場 ⑥工場、作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）、倉庫および車庫

※上記(1)(2)の要件を満たさない場合で、居住部分に組合員本人または組合員本人と同一生計の親族が居住している場合は、居住する部分のみ契約できます。

【建物全体が契約できます】



【組合員※居住部分のみ契約できます】



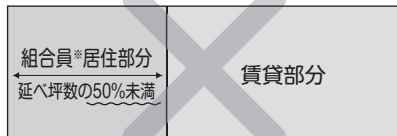
※「組合員」には、組合員本人と同一生計の親族の場合も含まれます。

■賃貸を目的とする共同住宅について（注2） 契約概要

アパートやマンションなどを経営し他人に賃貸している建物が、賃貸目的の共同住宅にあたります。
なお、「共同住宅」とは、1つの建物の中に複数の世帯が入居しているものをいいます。

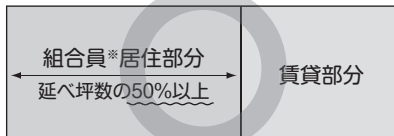
【建物全体が契約できません】

組合員*の居住部分が延べ坪数の50%未満



【建物全体が契約できます】

組合員*の居住部分が延べ坪数の50%以上



※「組合員」には、組合員本人と同一生計の親族の場合も含まれます。

■1棟の定義について ■印：柱の位置

●1棟として契約

主要構造（外壁、柱、小屋組、梁および屋根）のうち、いずれも独立して具備したものを1棟とします。

例① 代表的な1棟



例② AとBは合わせて1棟



※柱を共有しているので全体で1棟

例③ AとBは合わせて1棟



↑ 屋根を共有している

例④ ABの間で共通口（ドア等）がある場合は全体で1棟



例⑤ ABを接続する建物が独立した単なる通路でない場合

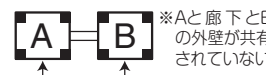


●2棟として契約

例① ABの間で共通口（ドア等）がない場合はそれぞれが1棟



例② AとBはそれぞれが1棟



※Aと廊下とBの外壁が共有されていない

AとB、独立した（外壁を共有していない）建物を廊下でつないでいる

2棟として契約する場合は、住所の末尾に「母屋」「離れ」や「東」「西」等を記入してください。

■保障の対象とならない主な家財 契約概要

1. 通貨、預貯金証書（通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含む。）、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものいう。）、その他これらに類するもの
2. 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品
3. 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
4. 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類するもの
5. 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品
6. 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物
7. 動物、植物等の生物
8. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

※詳細は「規約・細則」をご確認ください。

■自然災害共済の契約について 契約概要

- 自然災害共済は、火災共済に契約している住宅、家財ごとの契約となります。
- 物件ごとに契約タイプ（ベーシック/エコノミー）を選択できます。
1物件で「ベーシック」と「エコノミー」の併用はできません。
- 自然災害共済の契約口数は、火災共済の住宅・家財それぞれの契約口数の1/2～同口数の間で1口単位で契約してください（1/2口数に1口未満の端数が生じた場合は切り上げとします）。

●火災共済の契約が終了したときは、自然災害共済の契約も同時に終了します。

■火災共済に自然災害共済を付帯しない場合 契約概要

火災共済に自然災害共済を付帯しない場合（火災共済のみ契約の場合）、地震等（地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害）の保障はありません。

■空家契約について 契約概要

- 火災共済の契約がある住宅が空家になったとき、電通共済生協が定める条件を満たし、その住宅の外部および内部を月1回以上見回り、点検等の管理ができる場合に限り空家契約ができます。ただし、新規・増口契約や自然災害共済のタイプ変更（エコノミーからベーシックへの変更をいいます）をすることはできません。
- 空家契約には「空家契約申請書」の提出が必要です。また、空家の状態が解消され、空家契約を解除する場合には、「空家契約解除申請書」の提出が必要です。

■告知義務について 契約概要

共済契約の申込みをする際には、申込書の「告知事項」（建物構造区分・建物用途・他の契約の有無など）について事実を正確に告げなければなりません。告知義務違反があった場合には、共済金をお支払いできない場合があります。

■耐火構造・木造について

※当組合の建築区分は他の損害保険会社等の構造級別（M構造/T構造/H構造）と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

- 「耐火構造の建物」とは、右記の1、2のいずれかに該当するものをいいます。
 1. 建物の主要構造物のうち、柱、梁（はり）、および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材で造られたもの
 2. 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物
 - ①コンクリート造り ②コンクリートブロック造り ③れんが造り
 - ④石造り ⑤土蔵造り ⑥ALC板（厚さ50mm以上）
- 「木造の建物」とは、耐火構造の建物以外のものをいいます。

※2×4（ツーバイフォー）工法は、木造契約です。

3 共済掛金と契約限度口数

■共済掛金額と契約限度口数 契約概要

「共済掛金額」および「契約限度口数」は、次のとおりです。

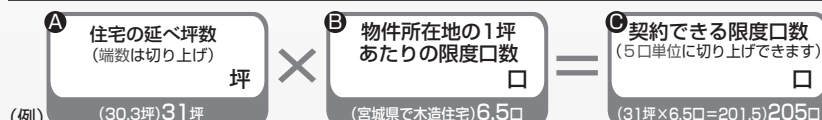
住宅契約

・住宅契約の限度口数は、「物件所在地」「建物の構造【木造・耐火構造】」「延べ坪数」によって決まります。
・最高限度口数400口[4,000万円保障（火災等の場合で1口最高10万円保障）]

●物件所在地による1坪あたりの契約できる限度口数

契約物件の所在地	1坪あたりの契約できる限度口数	
	木造	耐火
青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	5.5口	7口
北海道・秋田・山形・群馬・鳥取・島根・香川・徳島・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口	
宮城・福島・栃木・茨城・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・岐阜・三重・岡山・山口・広島・福岡・沖縄	6.5口	8口
埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・和歌山・兵庫	7口	
東京・神奈川・京都・大阪	8口	9口

火災共済（すまいる）



自然災害共済（おまかせ）（エコノミー・ベーシック共通）



火災共済の計算のポイント

- 住宅の延べ坪数を調べます。1坪＝3.3㎡です。集合住宅の共用部分は延べ坪数に含まれません。
- 住宅の構造が「木造」か「耐火構造」かを確認します。構造については、上記「■耐火構造・木造について」をご覧ください。
- 住宅の物件所在地の1坪あたりの限度口数を上記の表で確認します。
- 契約できる限度口数は5口単位で切り上げて契約できます。

自然災害共済の計算のポイント

- 火災共済（住宅）の加入口数の払込方法ごとに1/2口数～同口数内での契約となります。1/2口数の契約の際に端数がでた場合は、切り上げた口数で契約してください。

家財契約

・家財契約の限度口数は、「世帯主の年齢」と「世帯人数」によって決まります。
・最高限度口数200口[2,000万円保障（火災等の場合で1口最高10万円保障）]

●世帯主の年齢・世帯人数による限度口数

世帯主の年齢	世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
30歳未満		60口以内	90口以内	140口以内	170口以内	200口以内
30歳以上35歳未満		居住面積が10坪以上であれば90口以内	130口以内	160口以内	170口以内	200口以内
35歳以上40歳未満		90口以内	150口以内	160口以内	170口以内	200口以内
40歳以上		90口以内	180口以内	190口以内	200口以内	200口以内

※年齢は12月1日時点の満年齢です。
※世帯人数は共済期間の開始日（2024年12月1日）時点の人数です。

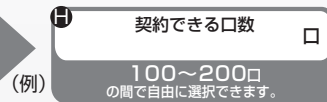
火災共済（すまいる）



火災共済の計算のポイント

- ⑤世帯主の年齢は12月1日時点の満年齢です。
 - ⑥世帯人数は「世帯主」も含まれます。
 - ⑦上記の表「世帯主の年齢・世帯人数による限度口数」から契約できる限度口数を確認します。
- 注）家財契約のみの場合でも住宅の構造が「木造」か「耐火構造」かを確認します。構造については、上記「■耐火構造・木造について」をご覧ください。

自然災害共済（おまかせ）（エコノミー・ベーシック共通）



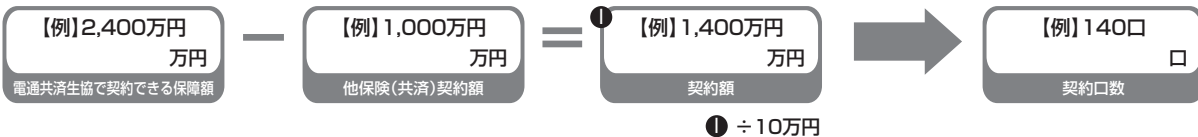
自然災害共済の計算のポイント

- ⑧火災共済（家財）の加入口数の払込方法ごとに1/2口数～同口数内での契約となります。1/2口数の契約の際に端数がでた場合は、切り上げた口数で契約してください。

《参考》他の共済・保険などと重複契約になる場合の目安について

重複契約になる場合は、下表を参考に、電通共済生協の契約限度口数（契約できる保障額）からすでに契約している他の火災保険（共済）等の契約金額を差し引いた額で契約することをおすすめします。

※「住宅契約」、「家財契約」とも被害の程度に関わらず支払調整の対象となる場合があります。



掛金額

ご自身が契約した場合の掛金額を計算してみましょう。

火災共済…⑦と⑧の限度口数に基づき何口の加入をお考えですか？

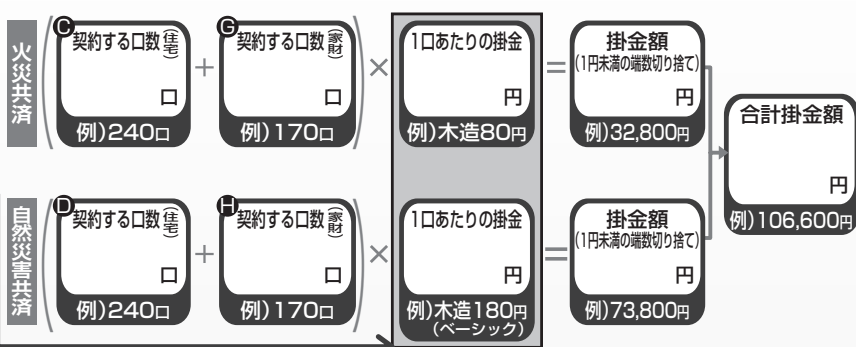
自然災害共済…⑨と⑩の限度口数に基づき何口の加入をお考えですか？

〈現職組合員の方〉

1口あたりの掛金額は全国共通です。

	払込方法	火災共済	自然災害共済	
			ベーシック	エコノミー
木造	月 払	7円	15.5円	11円
	半年 払	40円	90円	65円
	年 払	80円	180円	130円
	年 払	80円	180円	130円
耐火	月 払	3.5円	8.5円	6円
	半年 払	20円	50円	35円
	年 払	40円	100円	70円
	年 払	40円	100円	70円

※住宅契約・家財契約とも共通

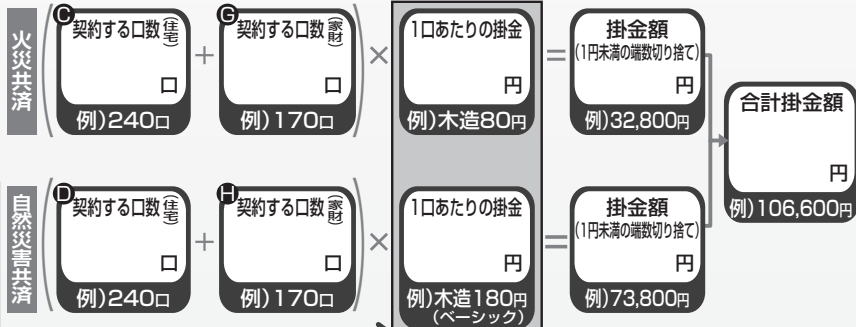


〈退職組合員の方〉

1口あたりの掛金額は全国共通です。

	払込方法	火災共済	自然災害共済	
			ベーシック	エコノミー
木造	月 払	7円	15.5円	11円
	半年 払	40円	90円	65円
	年 払	80円	180円	130円
	年 払	80円	180円	130円
耐火	月 払	3.5円	8.5円	6円
	半年 払	20円	50円	35円
	年 払	40円	100円	70円
	年 払	40円	100円	70円

※住宅契約・家財契約とも共通



■ 共済掛金の払込方法と払込経路 ！ 注意喚起情報

〈現職組合員の方〉

● 払込方法の種類

- ①月 払 毎月の賃金から控除します。
 ②半年払 6月と12月の特別手当から控除します。
 ③年 払 12月の特別手当から控除します。

※所属の組合・組織によって掛金の控除方法が異なります。

※夏期・年末特別手当の支給がない雇用形態の方で「半年払」「年払」を選択された場合は、「コンビニ払込票」で掛金の払込手続きが必要となります。

● 払込方法の組み合わせ（併用）について

- ①月払は、半年払または年払との併用が可能です。
 ②半年払と年払を併用することはできません。
 ※月払のみのお支払いもできます。

例えば…

物件 1				
火災共済（すまいる）		自然災害共済（おまかせ）		
住宅契約	家財契約	住宅契約	家財契約	
半年払	半年払	—	—	○できます。
月払 年払	年払	月払 年払	年払	○できます。月払と年払の併用は可能です。
半年払	月払 半年払	半年払	月払 半年払	○できます。月払と半年払の併用は可能です。
月払	年払	年払	月払	Xできません。自然災害共済の各契約は、払込方法を火災共済の各契約と揃える必要があります。
半年払 年払	—	半年払 年払	—	Xできません。半年払と年払を併用することはできません。

〈退職組合員の方〉

● 払込方法の種類

- ①月 払 毎月20日に口座振替となります。
 ②年 払 毎年11月20日に口座振替となります。

※金融機関が休日の場合は翌営業日となります。

● 払込方法の組み合わせ（併用）について

- ①月払は、年払との併用が可能です。
 ※月払のみのお支払いもできます。

例えば…

物件 1				
火災共済（すまいる）		自然災害共済（おまかせ）		
住宅契約	家財契約	住宅契約	家財契約	
月払	月払	—	—	○できます。
月払 年払	年払	月払 年払	年払	○できます。月払と年払の併用は可能です。
月払	年払	年払	月払	Xできません。自然災害共済の各契約は、払込方法を火災共済の各契約と揃える必要があります。

※退職組合員のお支払いは前払いとなります。現職時に月払で契約をされていた方は、退職後初めて迎える11月20日の口座振替は、現職契約の11月分と退職契約の12月分の2か月分が口座振替となります。

4 契約締結後にご注意いただく事項

■ 契約後に通知していただきたい事項 ！ 注意喚起情報

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。通知をしなかった場合、共済金をお支払いできない場合があります。

- 共済契約者の氏名、住所・住居表示に変更があったとき。
- 契約物件の名義人や住居表示に変更が生じたとき。

物件の名義人が共済契約関係者（組合員または同一生計の親族）でなくなる場合、名義変更が行なわれた時点から共済契約は無効になります。

- 火災等、風水害等、地震等または盗難による損害を保障する他の保険や共済に加入したとき。
- 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築・譲渡するとき。

住宅の用途の変更とは、「居住専用の住宅」を「店舗等を併用する住宅」に変更すること、あるいはその逆をいいます。住宅の構造の変更とは、「木造の建物」を「耐火の建物」に変更すること、あるいはその逆をいいます。

なお、木造構造と耐火構造が混在する建物は、「木造の建物」となります。

住宅の用途・構造の変更内容によっては、支払共済金額に影響が生じる場合があります。P.53（「■事務所・店舗等を兼ねた併用住宅について」）およびP.60（「■木造と耐火構造を間違って契約していた場合の共済金の支払い」）を必ずご確認ください。

- 30日以上空家、または無人にするとき。

空家契約の条件を満たす場合は、所属の組合・組織に「空家契約申請書」を提出してください。空家の申請をされていないと共済金をお支払いできない場合があります。必ず申請書を提出してください。また、転勤等から戻り、空家となっていた住宅にもう一度居住する時は「空家契約解除申請書」の提出が必要です。

6. 共済の目的が契約できる住宅または家財の範囲外になるとき。

「範囲外」になる場合とは、契約していた同一生計の親の住宅を、親の死亡に伴い同一生計ではない兄弟姉妹等が相続した場合、または、離婚した相手方が契約物件の名義人となる場合等をいいます。

7. 家財契約をしている建物に居住する共済契約関係者（共済契約者および同一生計の親族）の人数が変更となるとき。

共済契約関係者の人数が減り、契約限度口数を超過した場合、当該共済期間中の契約は有効です。

■ 共済契約が無効となる場合 ！ 注意喚起情報

1. 共済の目的が共済契約の発効日（保障が開始される日）または更新日（12月1日）において、「契約できる建物または家財」の範囲外であったとき。
2. 契約限度口数を超えて契約した場合の超えた口数。
3. 共済契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき。
4. 共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または他人に共済金を取得させる目的をもって契約の締結をしたとき。
5. 共済契約の発効日において共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に70%以上の損壊・焼失または流失が発生していたとき。
6. 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれたとき。

■ 共済契約が消滅する場合 ！ 注意喚起情報

1. 共済の目的が滅失したとき。
2. 共済の目的が解体されたとき。
3. 共済の目的が契約できる範囲外の人に譲渡されたとき。
4. 共済の目的につき、建物の70%以上を焼失・損壊または流失したとき。

■ 重大事由により共済契約を解除する場合 ！ 注意喚起情報

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
3. 前記、1.および2.のほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■ 共済契約を解除する場合 ！ 注意喚起情報

次の場合、電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済契約者が、故意または重大な過失により、共済契約申込書のうち告知事項について事実でないことを告げたときは、電通共済生協は将来に向かって契約を解除します。
2. 共済金の請求および受領に際し、共済金受取人または共済契約関係者が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。

■ 共済掛金の返還について ！ 注意喚起情報

共済期間中に共済の目的が共済事故により全焼、全壊、全流失し、共済契約に基づき共済金をお支払いした場合は、当該共済契約の共済掛金を返還しません。

■ 質権の設定および解除について

- 火災共済に契約している物件に、金融機関からの借入金（債務額）にともなう「質権」の設定ができます。質権設定された住宅契約の減口・解約には金融機関の承認が必要です。
- 借入金の返済が終了した場合は、電通共済生協に連絡をして質権解除（消滅）の手続きをしてください。

■ 保険料控除について ！ 注意喚起情報

【火災共済】

火災共済は保険料控除の対象外です。

【自然災害共済】

自然災害共済掛金のうち、地震保障にかかる共済掛金のみが地震保険料控除の対象となります。

ただし、貸家または空家契約の物件については対象外となります。

支払方法		エコノミー		ベーシック	
		払込掛金額	地震保険料控除対象掛金	払込掛金額	地震保険料控除対象掛金
木造	年 払	130.0円	72.8円	180.0円	109.8円
	半年払	65.0円	36.4円	90.0円	54.9円
	月 払	11.0円	6.2円	15.5円	9.5円
耐火	年 払	70.0円	55.3円	100.0円	83.0円
	半年払	35.0円	27.7円	50.0円	41.5円
	月 払	6.0円	4.7円	8.5円	7.1円

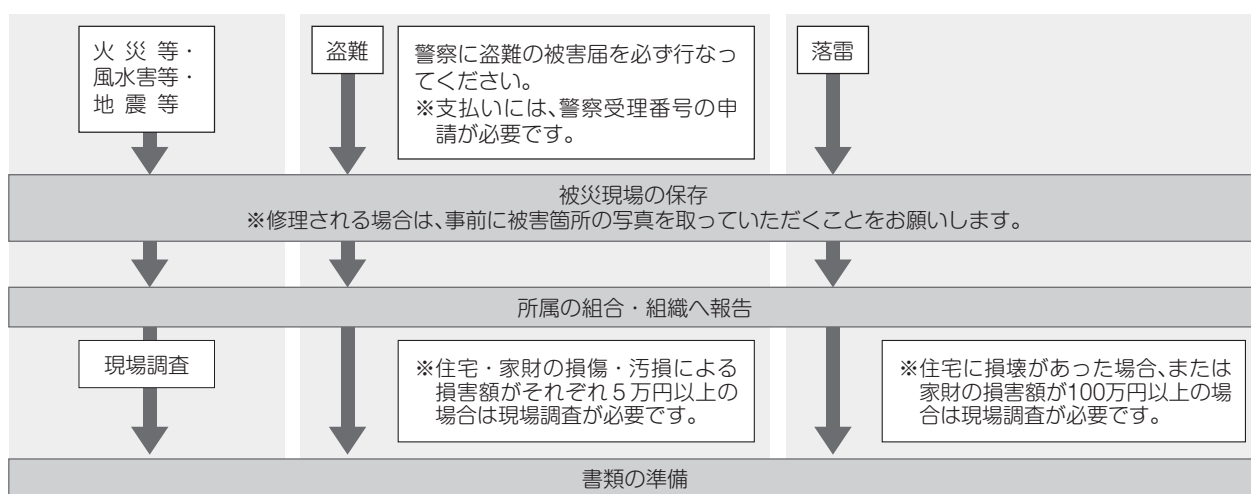
「住宅契約」「家財契約」それぞれ1円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

5 共済金の請求事由が発生したとき

■ 共済事故発生の際の通知義務について ！ 注意喚起情報

共済の目的（住宅・家財）について、共済事故（火災・風水害・盗難・地震等）による損害が発生したことを知ったときは、事故の発生状況などの内容を所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

■ 共済金請求の手続きについて



各共済金請求の提出書類は以下のとおりです。

○…必ず提出が必要な書類

△…事由によって必要な書類

提出書類	共済金請求書	証明書 共済事故の	申告書 住宅の概況等	共済金支払いに 関する同意書 （他保険・他共済に 契約がある場合）	念書	領収書等 （原本）	その他必要書類
共済事由							
(1) 火災等	○	○	○	○	△	—	修理見積書、写真等
(2) 落雷（火災等）	○	○	○	○	—	—	修理明細書、修理不能証明書等
(3) 風水害等	○	○	○	○	—	—	修理見積書、写真等
(4) 盗難	○	○	○	○	○	△	盗難事故状況報告書
(5) 地震等	○	○	○	—	—	—	修理見積書、写真等
(6) 失火見舞／漏水見舞／ 修理費用など	○	○	○	○	—	○	—

電通共済生協本部で請求内容の審査・認定を行います。

共済金の受取り

審査・認定後、共済契約者（組合員本人）名義の口座に共済金が送金されます。

6 共済金の支払いについて

■共済金受取人について ！ 注意喚起情報

共済金受取人は、共済契約者（組合員）本人となります。なお、共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、共済契約者の相続人となります。

■他の共済・保険などに契約している場合のお支払いについて ！ 注意喚起情報

電通共済生協の火災共済・自然災害共済を契約している物件に、他の火災共済・保険等を重複契約している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約からの支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

■代位について ！ 注意喚起情報

共済の目的に第三者の行為により損害が生じ、共済金を支払ったときは、その支払った共済金額を限度に、共済の目的の所有者が当該第三者に対し有する権利を代位取得します。

■木造と耐火構造を間違っ契約していた場合の共済金の支払い ！ 注意喚起情報

共済金支払い事由発生時に、木造建物を耐火構造建物と間違っ契約していたことが判明した場合、払い込んだ共済掛金額を木造契約の共済掛金額とみなして換算した共済金額に減額します。

なお、この組合が知った日の属する当該共済期間および当該共済期間の開始日から3年間遡ってこの組合が受領すべき共済掛金の額と払い込まれた共済掛金の差額相当額を支払った場合、この組合は共済金額の減額を行なわず支払います。ただし、共済契約者に故意または重大な過失があるときを除きます。

■共済金をお支払いできない主な場合 ！ 注意喚起情報

【火災共済】次のいずれかの事由により生じた損害

1. 発効日以前に生じた損害
2. 住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
3. 契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
4. 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた事故
5. 火災等または風水害等に際して保障の対象の紛失または盗難
6. 置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下にない持ち出し家財の事故
7. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
8. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
9. 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
10. 9. 以外の放射線照射または放射能汚染
11. 7. ～ 10. の事由により発生した事故の延焼または拡大
12. 発生原因がいかなる場合でも、7. ～ 10. の事由による事故の延焼または拡大
13. 7. ～ 10. の事由に伴う秩序の混乱
14. 共済の目的の欠陥（共済契約者、共済の目的の所有者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理するものが、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く）
15. 共済の目的において、次のいずれかに該当する損害
 - (1) 自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含む）
 - (2) 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など
 - (3) ねずみ食い、虫食いなど
16. 共済の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む）であって、共済の目的ごとに、その共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

【自然災害共済】次のいずれかの事由により生じた損害

1. 【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」の1. ～ 4.、8. ～ 10.、8. ～ 10. の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および8. ～ 10. の事由に伴う秩序の混乱、14. ～ 16.
2. 風水害等（台風・暴風雨など）の発生後に申し込みが行なわれた場合で、申込日の翌日から7日以内に生じた風水害等による損害[風水害等共済金]
3. 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害[地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金]

4. 風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
5. 家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
6. 持ち出し家財である自転車および電動機付自転車の盗難
7. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕
8. 物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害〔地震等共済金、地震等特別共済金〕

■大規模災害発生時における共済金の削減等について

【自然災害共済】

自然災害共済は、こくみん共済 coop・教職員共済・電通共済生協（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。

1 回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。

なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

(1) 風水害等の総支払限度額…850億円(2024年4月1日～2025年3月31日)／1,100億円(2025年4月1日～)

※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

(2) 地震等の総支払限度額……5,750億円(2024年4月1日～2025年3月31日)／6,000億円(2025年4月1日～)

※この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

■再共済について

【火災共済】



全国労働者共済生活協同組合連合会に再共済しています。

【自然災害共済】

日本再共済生活協同組合連合会に再共済しています。

● 火災共済・自然災害共済 事業規約・細則 目次 ●

火災共済 事業規約	67
第1条(通則)	67
第2条(定義)	67
第3条(事業)	68
第4条(共済期間)	68
第5条(共済契約者の範囲)	68
第6条(被共済者の範囲)	68
第7条(共済の目的 建物)	68
第8条(共済の目的 家財)	69
第9条(共済金受取人)	69
第10条(契約内容の提示)	69
第11条(共済契約の申込み)	69
第12条(共済契約の申込みの撤回等)	69
第13条(共済契約の締結の単位)	69
第14条(共済の目的の範囲)	70
第15条(共済契約申込みの諾否)	70
第16条(初回掛金の払込み)	70
第17条(共済契約の成立および発効日)	70
第18条(共済契約の更新)	71
第19条(共済掛金の払込み)	71
第20条(共済掛金の払込経路)	71
第21条(共済掛金の払込猶予期間)	71
第22条(事故発生の際の義務および義務違反)	71
第23条(共済金の請求)	72
第24条(共済金等の支払いおよび支払場所)	72
第25条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	72
第26条(質権設定をする場合)	73
第27条(残存物の権利の帰属)	73
第28条(代位)	73
第29条(詐欺等による共済契約の取消し)	73
第30条(共済金の不法取得目的による無効)	73
第31条(共済契約の無効)	73
第32条(共済契約の失効)	73
第33条(共済契約の解約)	73
第34条(重大事由による共済契約の解除)	74
第35条(共済契約の解除)	74
第36条(通知義務による共済契約の解除)	74
第37条(共済契約の消滅)	75
第38条(取消しの場合の共済掛金の返戻)	75
第39条(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)	75
第40条(共済契約の承継)	75
第41条(氏名または住所の変更)	75
第42条(共済の目的に関する通知義務)	75

第43条（共済契約の中途変更）	76
第44条（共済掛金の返戻または追徴）	76
第45条（契約共済金額）	77
第46条（共済金の種類）	77
第47条（火災等共済金）	77
第48条（風水害等共済金）	77
第49条（持ち出し家財共済金）	78
第50条（臨時費用共済金）	78
第51条（失火見舞費用共済金）	78
第52条（漏水見舞費用共済金）	79
第53条（修理費用共済金）	79
第54条（費用共済金の支払いの限度）	79
第55条（他の契約等がある場合）	79
第56条（共済金支払い後の契約共済金額）	80
第57条（共済金を支払わない場合）	80
第58条（業務の委託）	80
第59条（再共済）	80
第60条（共済掛金の額）	81
第61条（責任準備金の額）	81
第62条（未収共済掛金の額）	81
第63条（支払備金および責任準備金の積立て）	81
第64条（異議の申立ておよび審査委員会）	81
第65条（管轄裁判所）	81
第66条（時効）	81
第67条（細則）	81
第68条（準拠法）	81
別表第1 火災等の定義	82
別表第2 共済の目的の範囲	82
火災共済 事業細則	84
第1条（総則）	84
第2条（共済期間の開始日）	84
第3条（期中契約の定義）	84
第4条（外国人の加入基準）	84
第5条（無給休職となった場合の共済契約）	84
第6条（共済の目的 建物の制限）	84
第7条（併用住宅の用途）	84
第8条（建築中の建物の基準）	84
第9条（新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準）	84
第10条（建築中の建物の共済金額等）	85
第11条（同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位）	85
第12条（初回掛金の特例）	85
第13条（共済掛金の払込方法）	85
第14条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	85
第15条（追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日）	85
第16条（各共済金請求の提出書類）	85

第17条(共済契約者が脱退した場合の共済契約)	86
第18条(解体の場合の契約消滅日)	86
第19条(空家および家財の移転の場合の取扱い)	86
第20条(契約共済金額の最高限度の制限)	86
第21条(費用共済金における建物の定義)	87
第22条(木造および耐火構造の定義)	87
第23条(建物構造の錯誤の場合の取扱い)	87
第24条(火災等共済金を支払う場合)	87
第25条(損害の額の算出)	87
第26条(給排水設備の損害)	87
第27条(地震等による損害の範囲)	87
第28条(共済掛金の額)	88
第29条(内規)	88
第30条(改廃)	88
自然災害共済 事業規約	89
第1条(通則)	89
第2条(定義)	89
第3条(事業)	90
第4条(共済期間)	90
第5条(共済契約者の範囲)	90
第6条(被共済者の範囲)	90
第7条(共済の目的 建物)	90
第8条(共済の目的 家財)	91
第9条(共済金受取人)	91
第10条(付帯される契約との関係)	91
第11条(契約内容の提示)	91
第12条(共済契約の申込み)	91
第13条(共済契約の申込みの撤回等)	92
第14条(共済契約の締結の単位)	92
第15条(共済の目的の範囲)	92
第16条(共済契約申込みの諾否)	92
第17条(初回掛金の払込み)	93
第18条(共済契約の成立および発効日)	93
第19条(共済契約の更新)	93
第20条(共済掛金の払込み)	93
第21条(共済掛金の払込経路)	94
第22条(共済掛金の払込猶予期間)	94
第23条(事故発生の際の義務および義務違反)	94
第24条(共済金の請求)	94
第25条(共済金等の支払いおよび支払場所)	94
第26条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	95
第27条(質権設定をする場合)	95
第28条(残存物および盗難品の権利の帰属)	95
第29条(代位)	95
第30条(詐欺等による共済契約の取消し)	96

第31条（共済金の不法取得目的による無効）	96
第32条（共済契約の無効）	96
第33条（共済契約の失効）	96
第34条（共済契約の解約）	96
第35条（重大事由による共済契約の解除）	96
第36条（共済契約の解除）	97
第37条（通知義務による共済契約の解除）	97
第38条（共済契約の消滅）	98
第39条（取消しの場合の共済掛金の返戻）	98
第40条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）	98
第41条（共済契約の承継）	98
第42条（氏名または住所の変更）	98
第43条（共済契約の目的に関する通知義務）	98
第44条（共済契約の中途変更）	99
第45条（共済掛金の返戻または追徴）	99
第46条（契約共済金額）	99
第47条（共済金の種類）	100
第48条（風水害等共済金）	100
第49条（地震等共済金）	101
第50条（盗難共済金）	101
第51条（傷害費用共済金）	102
第52条（他の障害その他の影響がある場合）	102
第53条（地震等特別共済金）	102
第54条（付属建物等特別共済金）	103
第55条（他の契約等がある場合）	103
第56条（共済金支払い後の契約共済金額）	104
第57条（共済金を支払わない場合）	104
第58条（業務の委託）	104
第59条（再共済）	104
第60条（総支払限度額の設定）	105
第61条（大規模災害発生時における共済金の削減等）	105
第62条（異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等）	105
第63条（共済金の削減の場合の概算払い）	105
第64条（共済掛金の額）	105
第65条（責任準備金の額）	105
第66条（未収共済掛金の額）	105
第67条（支払備金および責任準備金の積立て）	105
第68条（共済契約の種類）	105
第69条（異議の申立ておよび審査委員会）	106
第70条（管轄裁判所）	106
第71条（身体障害等級別支払割合表の変更）	106
第72条（時効）	106
第73条（細則）	106
第74条（準拠法）	106
別表第1 身体障害等級別支払割合表	107

別表第2 火災等の定義	108
別表第3 共済の目的の範囲	108
自然災害共済 事業細則	110
第1条(総則)	110
第2条(共済期間の開始日)	110
第3条(期中契約の定義)	110
第4条(外国人の加入基準)	110
第5条(無給休職となった場合の共済契約)	110
第6条(共済の目的 建物の制限)	110
第7条(併用住宅の用途)	110
第8条(建築中の建物の基準)	110
第9条(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)	110
第10条(建築中の建物の共済金額等)	111
第11条(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)	111
第12条(口数の特例)	111
第13条(初回掛金の特例)	111
第14条(共済掛金の払込方法)	111
第15条(共済掛金の払込猶予期間の特例)	111
第16条(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)	111
第17条(各共済金請求の提出書類)	112
第18条(共済契約者が脱退した場合の共済契約)	112
第19条(解体の場合の契約消滅日)	112
第20条(空家および家財の移転の場合の取扱い)	112
第21条(耐火構造および木造の定義)	112
第22条(建物構造の錯誤の場合の取扱い)	113
第23条(風水害等共済金を支払う場合)	113
第24条(損害の額の算出)	113
第25条(身体障害と認める場合の取扱い)	113
第26条(他の障害等がある場合の決定方法)	113
第27条(共済掛金の額)	113
第28条(内規)	113
第29条(改廃)	113

第1章 総 則

第1節 総則

（通則）

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第68条（事業の品目等）第2号に掲げる事業を実施するものとする。

（定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- （1）「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。
- （2）「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- （3）「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- （4）「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。
- （5）「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- （6）「世帯人数」とは、一の住宅に居住する共済契約関係者の人数をいう。
- （7）「細則」とは、火災共済事業細則をいう。
- （8）「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- （9）「変更承諾日」とは、この組合に共済契約者が共済期間の中途において共済契約の変更の申し出をした日の翌日または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいう。
- （10）「火災等」とは、別表第1「火災等の定義」に規定するものをいう。
- （11）「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備（以下「洗濯機・浴槽等設備」という。）を除く。
- （12）「風水害等」とは、暴風雨、旋風、竜巻、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- （13）「雨水等」とは、雨、雪、ひょう、風、砂塵その他これらに類するものをいう。
- （14）「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいう。
- （15）「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。）から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- （16）「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。
- （17）「盗難」とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいう。
- （18）「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- （19）「住宅」とは、日常の生活を営む住居として使用するための建物をいい、「併用住宅」とは住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの（以下「事務所・店舗等部分」という。）を兼ねる建物をいう。
- （20）「区分所有建物」とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）にもとづき、各部分が所有されているものをいう。
- （21）「専有部分」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第2条第3項に定めるものをいい、「共用部分」とは同法同条第4項に定めるものをいう。
- （22）「共同住宅」とは、1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行なう設備がある建物をいう。
- （23）「従物」とは、建物と機能的に一体となった量、建具その他これらに類するものをいう。
- （24）「付属設備」とは、建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいう。
- （25）「付属工作物」とは、建物敷地内の門、塀・垣（生垣および擁壁の類を除く。）、カーポートその他これらに類する工作物をいう。

- (26)「付属建物」とは、建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいう。
- (27)「家財」とは、日常生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
- (28)「預貯金証書」とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む。
- (29)「持ち出し家財」とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する建物から一時的に持ち出された家財をいう。ただし、運輸・運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間はこれに該当しない。
- (30)「他の契約等」とは、この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいう。
- (31)「再取得価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。
- (32)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (33)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (34)「契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (35)「返戻金」とは、共済契約者に払い戻す当該共済契約の未経過共済期間（1 か月に満たない端数日を切り捨てる。）に対する共済掛金をいう。

（事業）

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行なう。

- (1) 火災等による損害
- (2) 風水害等による損害
- (3) 第1号または第2号の損害により生じた見舞金等の費用支出

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通則

（共済期間）

第4条 共済期間は、細則で定める共済期間の開始日から1年間とする。

- 2 前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約の場合には、発効日から前項に定める共済期間の末日までの期間を共済期間とする。

第2節 共済契約関係

（共済契約者の範囲）

第5条 共済契約者となることのできる者は、この組合の組合員とする。

（被共済者の範囲）

第6条 被共済者は、共済契約者とする。

（共済の目的 建物）

第7条 共済の目的とすることのできる建物は、次の各号のすべてを満たす建物とする。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分は含まない。

- (1) 日本国内の建物
- (2) 共済契約関係者が所有する建物。ただし、この組合が細則に定める賃貸を目的とする建物を除く。
- (3) 住宅または併用住宅。ただし、併用住宅で次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限る。
 - ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
 - イ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
 - ウ 事務所・店舗等部分が、この組合が細則で定める用途として使用されている場合

(4) 人が居住している建物

- 2 前項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、次の各号のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

- (1) この組合が細則で定める基準による建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物
- (2) 申込みの日において、共済契約の発効日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）

以内に人が入居することが明確になっている建物

（共済の目的 家財）

第8条 共済の目的とすることのできる家財は、次の各号のすべてを満たす家財とする。

（1）共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいう。）内に収容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容されている家財に限る。

（2）共済契約関係者が所有する家財

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条（共済の目的 建物）第2項に規定する建物内に収容されている家財は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

（共済金受取人）

第9条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人とする。

3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代理する。

第3節 共済契約の締結

（契約内容の提示）

第10条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この事業の規約（別紙第1「共済掛金額算出方法書」、別紙第2「責任準備金額算出方法書」、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）にもとづき契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第11条 共済契約申込者は、共済契約申込書に次の各号の事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

（1）契約共済金額または口数

（2）共済掛金額

（3）共済契約者の氏名および住所

（4）共済の目的の物件所在地

（5）共済掛金の払込方法

（6）共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済の目的区分、建物用途、所有および占有等

（7）共済の目的の家財を収容する建物に居住する世帯主の生年月日

（8）共済の目的の家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数

（9）他の契約等の有無

（10）申込日

（11）その他この組合が必要と認めた事項

2 前項の場合にあつては、共済契約申込者は、共済金の支払事由の発生の可能性（以下「危険」という。）に関係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによってこの組合が告知を求めた事項（以下「告知事項」という。）について、事実を正確に告げなければならない。

（共済契約の申込みの撤回等）

第12条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面に次の各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

（1）申込日

（2）共済契約者等の氏名および住所

3 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合は、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額（以下「初回掛金」という。）が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約の締結の単位）

第13条 共済契約は、第7条（共済の目的 建物）の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」（その建物が区分所有建物であ

る場合には、専有部分とする。以下同じ。）、または、第8条（共済の目的 家財）の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とする。以下同じ。）ごとに締結する。

- 2 前項の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が第7条（共済の目的 建物）第1項第3号ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。また、前項の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。

- 3 共済契約者は、共済の目的を2物件まで指定することができる。

（共済の目的の範囲）

第14条 共済の目的の範囲は、別表第2「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとする。

（共済契約申込みの諾否）

第15条 この組合は、第11条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

- 2 この組合は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。
- 3 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、契約証書の交付をもって行なう。
- 4 前項に規定する契約証書には、次の各号に規定する事項を記載するものとする。

- (1) 保障内容、契約共済金額および口数
- (2) 共済契約者・被共済者の氏名および住所
- (3) 共済の目的の物件所在地
- (4) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (5) 共済期間の発効日
- (6) 共済期間の満了日
- (7) 住宅延面積、建築構造区分、共済の目的区分、建物用途、所有および占有等
- (8) 質権設定の有無
- (9) 共済の目的の家財を収容する建物に居住する世帯主の生年月日
- (10) 共済の目的の家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数
- (11) 共済契約者の通知義務事項
- (12) 契約証書作成年月日

（初回掛金の払込み）

第16条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この組合に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および発効日）

第17条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、次の各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) この組合が初回掛金を受け取った日の翌日
 - (2) 前号の規定にかかわらず、この組合が、共済契約申込書のうち告知事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、告知事項に対する回答の受付日の翌日
 - (3) 第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済期間の開始日
 - (4) この組合が認める場合であって、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- 2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。
 - 3 共済契約の発効日を指定された共済契約については、前条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、共済契約者等は、初回掛金を発効日の前日までにこの組合に払い込まなければならない。
 - 4 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
 - 5 前条（初回掛金の払込み）または第3項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。
 - 6 第4項の第1回共済掛金は、発効日から発効日の属する月の翌月末日までの期間に対応する共済掛金とする。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までに対応する共済掛金とする。
 - 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

（共済契約の更新）

第18条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日を更新日として更新する。

2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

（1）共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

（2）この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。

（3）共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

（4）この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があったときは、更新される共済契約には更新日における改正後の規約または細則を適用する。

4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類に第11条（共済契約の申込み）第1項各号に定める事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。

5 前項の場合にあっては、共済契約者は、告知事項について、事実を正確に告げなければならない。

6 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

7 第1項から第6項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。

8 第21条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合には、共済契約は更新されなかったものとする。

9 この組合は、共済契約の更新が行なわれた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第6項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

第19条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第2項の場合の共済掛金の払込方法については、月払とする。

3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。

4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

（共済掛金の払込経路）

第20条 共済契約者は、この組合の指定する経路により共済掛金を払い込まなければならない。

（共済掛金の払込猶予期間）

第21条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

2 前項の規定にかかわらず、細則で定める場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。

3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

4 第1項から第3項までの規定は、更新契約の初回掛金にも適用するものとする。

第6節 事故の発生

（事故発生の際の義務および義務違反）

第22条 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を履行しなければならない。

（1）損害の発生およびその拡大の防止につとめること。

（2）次の事項を遅滞なく、この組合に通知すること。

ア 事故発生の状況

イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）

- (3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (4) 第1号から第3号までのほか、この組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。
- (5) 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この組合が行なう次の事項に協力すること。
- ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。
 - イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらを移転すること。

2 共済契約関係者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この組合は、次の各号の金額を差し引いて共済金を支払うことができる。

- (1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前項第2号、第4号および第5号に違反したときは、そのことによりこの組合がこうむった損害の額
- (3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額

3 共済契約関係者が、第1項第4号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この組合は、それによりこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払うことができる。

第7節 共済金の請求および支払い

（共済金の請求）

第23条 この組合に対する共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行使することができるものとする。

- 2 共済金受取人は、細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。
- 3 この組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの組合が行なう調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。
- 4 共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この組合は、それによってこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第24条 この組合は、前条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到達した日の翌日以後30日以内に、事故の発生状況、事故の原因、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他の組合が支払うべき共済金の額を確定するための必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のために特に日時を要する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令にもとづく照会が必要なとき 180日
 - (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行なう必要があるとき 180日
 - (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 90日
 - (4) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行なう必要があるとき 60日
 - (5) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき 360日
 - (6) 第1号から第5号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき 90日
- 2 この組合が必要な調査を行なうにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行なわなかった場合を含む。）には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第25条 この組合は、第21条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、この組合が特に認めた場合に限り、この組合は、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」という。）ができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額を超えているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額

支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

（質権設定をする場合）

第26条 共済金を請求する権利に対して質権設定する場合には、この組合の承諾を受けるものとする。

（残存物の権利の帰属）

第27条 この組合が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この組合に移転しない。

（代位）

第28条 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの組合に移転する。ただし、移転するのは次の各号のいずれかの額を限度とする。

（1）この組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合

共済金受取人が取得した債権の全額

（2）前号以外の場合

共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額

2 前項第2号の場合において、この組合に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。

3 共済金受取人は、この組合が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この組合に協力するために必要な費用は、この組合の負担とする。

第8節 共済契約の終了

（詐欺等による共済契約の取消し）

第29条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行なう。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（共済金の不法取得目的による無効）

第30条 この組合は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

（共済契約の無効）

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の全部または一部を無効とする。

（1）共済契約の発効日または更新日において、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約

（2）共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失もしくは流失または床上浸水による70パーセント以上の損害が発生していたとき。

（3）契約共済金額が、第45条（契約共済金額）に規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の契約共済金額に対応する共済契約

（4）共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき

2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第32条 第21条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合はその旨を共済契約者に通知する。

（共済契約の解約）

第33条 共済契約者は、いつでも将来にむかって共済契約を解約することができる。ただし、質権が設定されている場合には、質権者の同意を得た後でなければ解約できない。

- 2 前項の規定による解約は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、その書面には解約の日および必要事項を記載し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの組合に到着した日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日の午前零時から生じる。

（重大事由による共済契約の解除）

第34条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
 - (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。
- 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（共済契約の解除）

第35条 共済契約者が、共済契約締結または第18条（共済契約の更新）第4項から第6項までの規定による更新もしくは第43条（共済契約の中途変更）第1項から第4項までの規定による変更の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合には、共済契約を解除することができない。
- 3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- 4 第1項の規定による解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。
- (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき
 - (2) 共済契約締結時から5年が経過したとき
- 5 この組合は、共済契約者がこの組合を脱退したときは、当該共済契約を解除することができる。
- 6 第1項および第5項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。
- 7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合には、共済金受取人等に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（通知義務による共済契約の解除）

第36条 第42条（共済の目的に関する通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加（質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金がその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあることをいう。）が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により同項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- 2 前項の規定による解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。
- (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。
 - (2) 危険増加が生じたときから5年が経過したとき。
- 3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第42条（共済の目的に関する通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生

により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなったときは、この組合は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。

5 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生の際にされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

6 第1項および第4項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（共済契約の消滅）

第37条 共済の目的につき、次の各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときをもって、共済契約は消滅する。

（1）滅失

（2）解体

（3）共済契約関係者以外の者への譲渡（法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含む。）ただし、第40条（共済契約の承継）第1項の規定にもとづき、この組合が共済契約による権利義務の承継を認めた場合を除く。

2 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失もしくは流失または床上浸水による70パーセント以上の損害が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

（取消しの場合の共済掛金の返戻）

第38条 この組合は、第29条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）

第39条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、返戻金を共済契約者に払い戻す。

（1）第33条（共済契約の解約）、第34条（重大事由による共済契約の解除）、第35条（共済契約の解除）、第36条（通知義務による共済契約の解除）、第37条（共済契約の消滅）第1項第2号、第3号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。

（2）第37条（共済契約の消滅）第1項第1号または第2項の規定により共済契約が消滅し、かつ、第47条（火災等共済金）または第48条（風水害等共済金）の共済金が支払われないとき。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第47条（火災等共済金）、第48条（風水害等共済金）の共済金が支払われたときには、この組合は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻さない。

3 第1項に規定する返戻金の額は、次の各号に定める額とする。

（1）年払掛金の場合は、すでに払い込まれた共済掛金の額から、年払掛金を12で除した額に既経過共済期間の月数（1か月に満たない端数日を切り上げる。以下同じ。）を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額

（2）半年払掛金の場合は、すでに払い込まれた共済掛金の額から、半年払掛金を6で除した額に既経過共済期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額

第9節 共済契約の変更

（共済契約の承継）

第40条 共済契約者が死亡した場合、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

（氏名または住所の変更）

第41条 共済契約者は、次の各号について変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（1）共済契約者の氏名、住所または住居表示

（2）共済の目的の所在地の住居表示

（共済の目的に関する通知義務）

第42条 共済契約者は、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、遅滞なく、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に通知しなければならない。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではない。

（1）他の契約等を締結すること。

（2）共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、も

しくは増築すること。

(3) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第7条(共済の目的 建物)第2項各号の規定により1年以内に人が入居することを条件として、この組合が共済の目的として承諾した建物にあっては、1年を超えて空家または無人とすること。

(4) 共済の目的を移転または変更すること。

(5) 共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の者に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。

(6) 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除く。

(7) 第2号から第6号までの事由以外で、共済の目的である建物が、第7条(共済の目的 建物)の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条(共済の目的 家財)の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(8) 共済の目的である家財を収容する建物に居住する世帯人数が変更となること。

2 共済契約者は、この組合が前項の事由の発生に関する事実の確認のために行なう共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、または妨げてはならない。

(共済契約の中途変更)

第43条 共済契約者は、共済期間の中途において第41条(氏名または住所の変更)および前条(共済の目的に関する通知義務)に規定する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この組合の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

2 前項の場合にあっては、共済契約者は、告知事項について、事実を正確に告げなければならない。

3 この組合は、第1項の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知する。この場合において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

4 第1項の申し出をこの組合が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとする。

(共済掛金の返戻または追徴)

第44条 共済期間の中途において、第42条(共済の目的に関する通知義務)または前条(共済契約の中途変更)にもとづいて共済契約を変更し、共済掛金の額が変更となるときには、この組合は、未経過期間に対する変更前の共済契約にもとづく共済掛金の額と変更後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

2 前項に規定する未経過期間は、第42条(共済の目的に関する通知義務)にもとづく通知の日の翌日または前条(共済契約の中途変更)にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とする。ただし、1か月に満たない端数日を切り捨てる。

3 第1項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金(以下、この条において「追加共済掛金」という。)を請求した場合において、共済契約者は、細則で定める基準によりこの組合が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければならない。

4 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

5 第2項に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、第3項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされなかったものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を支払う。

6 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行なわない。

第3章 契約共済金額および共済金の支払基準

（契約共済金額）

第45条 共済契約1口についての契約共済金額は10万円とする。

2 共済の目的ごとの契約共済金額の最高限度は、それぞれ次の各号のとおりとする。

（1）共済の目的が建物のとき 4,000万円（400口）

（2）共済の目的が家財のとき 2,000万円（200口）

3 この組合は、前項の規定にかかわらず、細則の定めるところにより、共済の目的である建物もしくは共済の目的である家財を収容する建物の構造、用途、建物の所在地または延床面積等、共済の目的である家財については世帯人数と世帯主の年齢等に応じて当該共済契約の契約共済金額の最高限度を制限することができる。

4 同一の共済の目的につき、共済契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての共済契約の契約共済金額の合計額が、第2項および第3項に規定する額を超えない範囲で契約共済金額を設定することができる。

（共済金の種類）

第46条 この組合が支払う損害共済金の種類は、次の各号のとおりとする。

（1）火災等共済金

（2）風水害等共済金

（3）持ち出し家財共済金

2 この組合が支払う費用共済金の種類は、次の各号のとおりとする。ただし、第3号および第4号の費用共済金は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物が細則に定める耐火構造の建物の場合に限り支払う。

（1）臨時費用共済金

（2）失火見舞費用共済金

（3）漏水見舞費用共済金

（4）修理費用共済金

3 同一の共済の目的につき、分割された共済契約がある場合には、分割されたすべての共済契約の契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして第1項から第2項までの共済金を算出する。

（火災等共済金）

第47条 この組合は、共済の目的につき、共済期間中に発生した火災等により損害（消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。）が生じた場合には、火災等共済金を支払う。

2 前項の規定により支払う火災等共済金の額は、契約共済金額を限度として、共済の目的につき、火災等により生じた損害の額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

3 共済の目的である建物の付属工作物および付属建物に火災等によって損害が生じた場合の共済金の額は、それぞれ次の各号に定める額とする。ただし、この場合においても建物の共済金を含む共済金の合計額は、建物の契約共済金額を限度とする。

（1）建物の契約共済金額が4,000万円または細則に定める建物の加入基準の額に建物の面積を乗じて得た額（以下「建物の標準加入額」という）以上であるときは、建物の標準加入額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額

（2）建物の契約共済金額が4,000万円未満で、かつ、建物の標準加入額未満であるときは、建物の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額

4 第2項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行なう。

（風水害等共済金）

第48条 この組合は、共済の目的である建物、共済の目的である家財を収容する建物または共済の目的である家財につき、共済期間中に風水害等により損害（消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。）が生じた場合には、風水害等共済金を支払う。ただし、浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による建物内部または家財の損害については、次の各号のいずれかによるものに限る。

（1）建物の外側の部分（建物の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの

（2）給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

2 前項の規定により支払う風水害等共済金の額は、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、次の各号に規定する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

損害の程度	風水害等共済金の額	
(1) 全壊・全流失(建物の70%以上を損壊もしくは流失した場合、または床上浸水により70%以上の損害が生じた場合)	契約共済金額×30%	
(2) 半壊(建物の50%以上70%未満を損壊した場合、または床上浸水により50%以上70%未満の損害が生じた場合)	契約共済金額×18%	
(3) 半損(建物の20%以上50%未満を損壊した場合、または床上浸水により20%以上50%未満の損害が生じた場合)	契約共済金額×15%	
(4) 建物の20%未満を損壊した場合、または床上浸水により20%未満の損害が生じた場合	(共済の目的である建物)	共済の目的である建物の損害の額×45% ただし、共済の目的である建物の損害に対して支払う風水害等共済金の額(第4項の規定が適用となる場合を含む。)は、1回の共済事故につき、建物の契約共済金額×6%を限度とする。
	(共済の目的である家財)	共済の目的である家財の損害の額×45% ただし、共済の目的である家財の損害に対して支払う風水害等共済金の額は、1回の共済事故につき、家財の契約共済金額×6%を限度とする。

- 前項の損壊、流失または床上浸水による損害の率の算出は、第14条(共済の目的の範囲)の規定にかかわらず、建物および従物により行なう。
- 共済の目的である建物のうち付属工作物および付属建物の損害については、共済の目的である建物の契約共済金額の10パーセントに相当する額を、第2項第4号の損害の額への算入の限度とする。
- 第2項の損害の程度および損害の額の認定は、細則で定める基準により行なう。
- 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物、共済の目的である家財を収容する建物または共済の目的である家財に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行なわれなかったときの損害の額の認定は、各風水害等による損害の額を合わせたものにより行なう。
- 前項の場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

(持ち出し家財共済金)

- 第49条 この組合は、持ち出し家財につき、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く。)内において共済期間中に発生した火災等により損害が生じた場合には、持ち出し家財共済金を支払う。
- 前項の規定により支払う持ち出し家財共済金の額は、持ち出し家財に、火災等により生じた損害の額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき100万円または家財契約の契約共済金額の20%のうちいずれか小さい額を限度とする。
 - 前項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行なう。

(臨時費用共済金)

- 第50条 この組合は、第47条(火災等共済金)または第48条(風水害等共済金)が支払われる場合には、臨時費用共済金を支払う。
- 前項の規定により支払う臨時費用共済金の額は、火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%に相当する額とする。ただし、支払額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに200万円を限度とする。

(失火見舞費用共済金)

- 第51条 この組合は、共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物内から発生した火災、破裂および爆発により第三者(共済契約関係者以外の者をいう。以下、この条において同じ)の所有する建物または家財に臭気付着以外の損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、失火見舞費用共済金を支払う。
- 前項の規定により支払う失火見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額とする。ただし、第三者1人(2人以上の第三者が同居の親族の関係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とする。)あたり40万円を限度とする。

とし、かつ、合計した支払額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または契約共済金額の20%のうちいずれか小さい額を限度とする。

（漏水見舞費用共済金）

第52条 この組合は、共済期間中に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物内から発生した事故（火災、破裂および爆発を除く。）を原因として、第三者（共済契約関係者以外の者をいう。以下、この条において同じ）の所有する建物または家財に水ぬれ損害が生じ、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、漏水見舞費用共済金を支払う。

- 2 前項の規定により支払う漏水見舞費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で第三者に支払った額とする。ただし、第三者1人（2人以上の第三者が同居の親族の關係に該当する場合には、それらの世帯主を第三者1人とする。）あたり15万円を限度とし、かつ、合計した支払額は、1回の共済事故につき50万円または契約共済金額の20%のうちいずれか小さい額を限度とする。

（修理費用共済金）

第53条 この組合は、共済の目的である家財を収容する借戸室に、共済期間中に発生した火災等または風水害等により損害が生じ、かつ、その損害につき貸主との賃貸借契約にもとづく修理費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った場合には、修理費用共済金を支払う。ただし、修理費用共済金を支払うのは、次の各号のすべてに該当する場合に限る。

- （1）借戸室が、共済契約関係者の所有でないとき
（2）共済契約関係者のうちいずれかの者と、その借戸室の貸主との間で賃貸借契約がされているとき

- 2 前項の規定により支払う修理費用共済金の額は、共済契約関係者が現実に自己の費用で支払った額とする。ただし、1回の共済事故につき、1世帯ごとに100万円または契約共済金額の20%のうちいずれか小さい額を限度とする。

（費用共済金の支払いの限度）

第54条 第46条（共済金の種類）第2項に定める費用共済金は、同条第1項に定める損害共済金と合計して、その合計額が契約共済金額を超える場合でも支払う。

（他の契約等がある場合）

第55条 この組合が第46条（共済金の種類）第1項および第2項に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額を超えるときは、この組合は、次の各号により算出した額を共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額を限度とする。

- （1）他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

支払限度額	－	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	共済金の額
-------	---	-------------------------------------	---	-------

- （2）他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

支払限度額	－	再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	－	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	共済金の額
-------	---	--	---	-------------------------------------	---	-------

- 2 前項の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、次の各号のとおりとする。

	支払限度額
（1）火災等共済金	損害の額
（2）風水害等共済金	損害の額
（3）持ち出し家財共済金	1回の共済事故につき、100万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
（4）臨時費用共済金	1回の共済事故につき、200万円。ただし、他の契約等に、限度額が200万円をこえるものがある場合には、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
（5）失火見舞費用共済金	1回の共済事故につき、40万円に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が100万円をこえる場合には100万円。なお、他の契約等に、第三者1人あたり40万円または限度額が100万円をこえるものがあるときは、40万円または100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
（6）漏水見舞費用共済金	1回の共済事故につき、15万円に被災した第三者の人数を乗じた額。ただし、その額が50万円をこえる場合には50万円。なお、他の契約等に、第三者1人あたり15万円または限度額が50万円をこえるものがある場合には、15万円または50万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

	支払限度額
(7)修理費用共済金	1回の共済事故につき、100万円または修理費用の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円をこえるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

- 3 第1項の場合において、付帯される自然災害共済契約と当該共済契約の双方に支払責任があるときは、「他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額を」、「他の契約等がないものとして算出した付帯される自然災害共済契約の支払責任額と当該共済契約の第48条（風水害等共済金）に規定する支払責任額との合計額」と読み替え、付帯される自然災害共済契約と当該共済契約の双方から支払う契約共済金を算出する。

（共済金支払い後の契約共済金額）

第56条 この組合が共済金を支払った場合においても、第37条（共済契約の消滅）第1項第1号および第2項に該当する場合を除き、当該共済契約の契約共済金額は変わらない。

（共済金を支払わない場合）

第57条 この組合は、次の各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、第46条（共済金の種類）に定める共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- (2) 共済契約者と生計を一にする親族の故意（その者が、共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く）
- (3) 火災等、風水害等または地震等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- (4) 共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた火災等または風水害等
- (5) 家財の置き忘れ、紛失その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の火災等
- (6) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (7) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (8) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- (9) 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- (10) 第6号から第9号までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- (11) 発生原因がいかなる場合でも、第6号から第9号までの事由による事故の延焼または拡大
- (12) 第6号から第9号までの事由に伴う秩序の混乱

- 2 この組合は、次の各号のいずれかに該当する損害および次の各号のいずれかにより生じた損害に対しては、第46条（共済金の種類）に定める共済金を支払わない。

- (1) 共済の目的の欠陥。ただし、共済契約者、共済の目的の所有者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く。
- (2) 共済の目的の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- (3) 共済の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外觀上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む。）であって、共済の目的ごとに、その共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（業務の委託）

第58条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者に業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

（再共済）

第59条 この組合は、共済契約により負う責任の全部または一部を再共済または再保険に付することができる。

第2節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

（共済掛金の額）

第60条 共済契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（責任準備金の額）

第61条 共済契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（未収共済掛金の額）

第62条 未収共済掛金の額は、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（支払備金および責任準備金の積立て）

第63条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第3節 共済契約上の紛争の処理

（異議の申立ておよび審査委員会）

第64条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の決定があったことを知った日から30日以内に書面をもって行なわなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、「審査委員会規則」に定めるところによる。

（管轄裁判所）

第65条 この共済契約における共済金の請求等に関する訴訟については、東京地方裁判所（本庁）をもって、合意による管轄裁判所とする。

第4節 雑則

（時効）

第66条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（細則）

第67条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

2 この事業の細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（準拠法）

第68条 この規約および細則に規定していない事項については、日本国の法令に準拠するものとする。

別表第1（規約第2条(定義)第10号関係）

火災等の定義

(1) 火災	人の意図に反してもしくは放火によって発生し、または人の意図に反して拡大する、消火の必要のある燃焼現象であり、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいう。
(2) 落雷	—
(3) 破裂・爆発	気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいう。
(4) 水ぬれ	次のいずれかの事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいう。 ただし、風水害等によるものまたは雨水等の吹き込み、浸み込みもしくは漏入によるものを除く。
	ア 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故
	イ 共済契約関係者以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故
(5) 車両の衝突	車両またはその積載物の衝突もしくは接触をいう。 ただし、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触による損害を除く。
(6) その他の破損	(1)～(5)に該当しない、次のいずれかの事故をいう。 ただし、共済契約関係者およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除く。
	ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊。 ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除く。
	イ アに該当しないその他突発的な第三者の直接加害行為で、損害（所有者の意思に反して持ち出された物の損害を除く。）の額が5万円以上のもの。

別表第2 共済の目的の範囲(規約第14条(共済の目的の範囲)関係)

共済の目的の範囲

共済契約において保障の対象となる範囲は、次に規定するものとする。

1. 共済の目的である建物

(1) この規約において、共済の目的である建物とは、共済契約関係者が所有するもの、または、もっぱら使用もしくは管理するものうち、次の共済金の種類ごとにその範囲に含むものとして規定するものをいう。

共済の目的である建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物
ア 火災等共済金	含む	含む	含む	含む	含む
イ 風水害等共済金	含む	含む	含む	含む	含む
ウ 失火見舞費用共済金	含む	含む	含む	含む	含む
エ 漏水見舞費用共済金	含む	含む	含む	—	含む

- (注)
- (a) 建物は第13条(共済契約の締結の単位)の規定によるものとする。
- (b) 建物が第7条(共済の目的 建物)第1項第3号のただし書に規定する併用住宅の場合には、従物および付属設備は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分と接続したもの、または機能的に一体となったものに限り、共済の目的である建物に含まれる。
- (c) この表にかかわらず、付属工作物および付属建物のうちもっぱら営業目的に使用しているものは、共済の目的である建物に含まれない。

（d） この表のウ、エは、各共済金の対象とする事故が、この範囲から発生した場合に保障の対象となることを示す。

（2）この規約において、第48条（風水害等共済金）、第51条（失火見舞費用共済金）および第52条（漏水見舞費用共済金）に規定する「共済の目的である家財を収容する建物」の範囲に含むものは、それぞれ（1）のとおりとする。

2. 共済の目的である家財

（1）この規約において、共済の目的である家財とは、共済契約関係者が所有するもののうち、次の共済金の種類ごとに規定する建物の範囲に収容されるものをいう。

家財を収容する 建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物
ア 火災等共済金	含む	含む		含む	
イ 風水害等共済金	含む	含む		含む	
ウ 持ち出し家財共済金	含む	—		—	

（注）建物は第13条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。

（2）家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有する従物および付属設備は共済の目的である家財に含まれる。

（3）（1）および（2）にかかわらず、次に規定するものは、共済の目的である家財に含まれない。

ア 通貨、預貯金証書、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）その他これらに類する物

イ 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品

ウ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

エ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

オ 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品

カ 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物

キ 動物、植物等の生物

ク データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(総則)

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、火災共済事業規約(以下「規約」という。)第67条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(共済期間の開始日)

第2条 規約第4条(共済期間)にいう「共済期間の開始日」は12月1日とする。

(期中契約の定義)

第3条 規約第4条(共済期間)第2項にいう「前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約」を「期中契約」という。

(外国人の加入基準)

第4条 規約第5条(共済契約者の範囲)による共済契約者となれる組合員のうち、日本国籍を持たない者(以下「外国人」という。)については、以下の条件全てを満たしている場合は、共済契約者の範囲とする。

- (1)日本に居住していること
- (2)出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)にもとづく「在留カード」または同法の特例にもとづく「特別永住者証明書」の交付を受けていること
- (3)自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持つこと

(無給休職となった場合の共済契約)

第5条 共済契約者が勤務を中断し、無給休職となった場合(以下「休職者」という。)においても契約の権利義務を継続することとする。

2 前項にかかわらず、休職者が休職期間中の権利義務の継続を希望しない場合は、共済契約を中断(以下「休止」という。)することができる。休止期間中は、掛金の徴収と共済金の支払いは行なわないものとする。

- (1)休止する場合は、すべての共済契約について休止しなければならない。
- (2)休止した場合であっても、復職により掛金徴収が可能となった時から共済契約は復活するものとする。

(共済の目的 建物の制限)

第6条 規約第7条(共済の目的 建物)第1項第2号に定める「この組合が細則に定める賃貸を目的とする建物」とは、次の各号の建物をいう。

- (1)共済契約関係者が居住しない賃貸目的の共同住宅
- (2)共済契約関係者が居住する建物のうちの一部(延坪数の50%以上)を共済契約関係者以外に賃貸している共同住宅
- (3)住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)等に基づく民泊サービス(宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)を提供している建物の一部
- (4)その他、この組合が特に認めた建物

(併用住宅の用途)

第7条 規約第7条(共済の目的 建物)第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、次の各号の用途をいう。

- (1)常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2)火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3)作業員宿舎、簡易宿泊所および住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)等に基づく民泊サービス(宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業
- (5)映画館、劇場および遊技娯楽場
- (6)工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

第8条 規約第7条(共済の目的 建物)第2項第1号に規定する「細則で定める基準」とは、次の各号に規定する条件のすべてを満たすことをいう。

- (1)建築工事の注文者が建物の完成後所有者となること。
- (2)前号の注文者が共済契約関係者であること。
- (3)建築請負業者が、当該建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
- (4)建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第9条 規約第7条(共済の目的 建物)第2項各号にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、次の各号のいずれかの条件をみたすものをいう。

- (1)共済契約関係者が居住するための住宅の購入、建築または増・改築等を目的として、共済契約関係者が金融機関と金銭消費貸借

契約を締結する場合

(2) その建物への共済契約関係者の30日以内の入居が困難な何らかの事情があり、かつ、この組合がその正当性を認めた場合
(建築中の建物の共済金額等)

第10条 規約第7条(共済の目的 建物)第2項第1号に規定する建物について、共済事故が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第47条(火災等共済金)または規約第48条(風水害等共済金)に規定する金額を限度として、当該建物の完成割合に応じて、同条にもとづき決定する。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第11条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第7条(共済の目的 建物)第1項の建物であるにもかかわらず、錯誤により規約第13条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がなされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるとするすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなす。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限るものとする。

2 前項の締結がなされている場合は、次の各号のとおり取り扱い契約口数を調整する。

(1) 共済契約は同一敷地内にある共済の目的となるすべての建物の延床面積に対する各建物の延床面積の比率に応じて契約口数を按分し、各建物ごとの契約口数を決定する。

(2) 損害額および焼破損割合の算出は、建物ごとに行なう。

(初回掛金の特例)

第12条 規約第17条(共済契約の成立および発効日)第3項の規定にかかわらず、この組合が必要と認めた場合には、初回掛金を、次の各号の日までに払い込む。

(1) 規約第4条(共済期間)第1項に定める場合は、共済期間の開始日の属する月の末日

(2) 期中契約の場合は、発効日の属する月の翌月末日。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までとする。

2 初回掛金の払込み以前に共済事故が発生した場合は、第1回共済掛金を共済金から差し引いて支払うものとする。

3 第1項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。

(共済掛金の払込方法)

第13条 規約第19条(共済掛金の払込み)第1項に規定する払込方法のうち、併用できる払込方法は次の各号の通りとする。

(1) 月払と半年払

(2) 月払と年払

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第14条 規約第21条(共済掛金の払込猶予期間)第2項に定める「細則で定める場合」とは、次の各号のいずれかの場合とする。

(1) 共済掛金を共済掛金の払込方法に関する細則に定めるこの組合が指定する経路で払い込んでいるとき。

(2) 労働争議等により賃金が支払われないとき。

(3) 会社、工場または事務所の経営上の事情により賃金が遅欠配しているとき。

(4) その他、契約者の責によらない理由によるとき。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第15条 規約第44条(共済掛金の返戻または追徴)第3項にいう「細則で定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

(各共済金請求の提出書類)

第16条 規約第23条(共済金の請求)第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、次の各号に定める書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済金の種類	共済金請求書	申住宅の概況等 申告書	証明書 共済事故の	念書	(領収書等 原本)	必要その他の 書類
(1) 火災等共済金	○	○	○	△		○
(2) 風水害等共済金	○	○	○			○
(3) 持ち出し家財共済金	○	○	○	○		○
(4) 失火見舞費用共済金 漏水見舞費用共済金 修理費用共済金	○	○	○		○	○

(注) ○は、必要書類。

2 前項に規定する「共済金請求書」は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、共済金受取人が必要事項を記載し、署名押印す

ることとする。ただし、この組合が認めた場合には、押印を省略できる。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、第1項の書類の一部の省略を認めることができる。

4 第1項にいう「その他の必要書類」として、必要により以下の書類の提出を求める。

- (1)建物登記簿謄本等、共済の目的の対象であることを確認するための書類
- (2)規約第55条(他の契約等がある場合)に該当する場合、この組合所定の「共済金支払いに関わる同意書」および他の契約等から支払われる内容を記載した支払内訳書等、この組合が支払うべき共済金の額を算出するための書類
- (3)規約別表第1(火災等の定義)に定める「落雷」による損害について請求する場合、製造メーカー等による修理明細書または修理不能証明書

5 第1項に規定する「共済事故の証明書」とは、共済事故に応じて「関係官署の罹災証明書」またはこれに代わるべき証明書とする。

(共済契約者が脱退した場合の共済契約)

第17条 規約第35条(共済契約の解除)第5項の規定において、定款第11条(法定脱退)第1項第1号または第2号により脱退した場合には、当該共済契約の共済期間が満了するまでの期間(以下「特例の共済期間」という。)を限度として、共済契約を解除しない。

2 当該共済契約が月払および半年払であった場合、脱退時において特例の共済期間にかかる共済掛金を一括で支払わなければならない。

(解体の場合の契約消滅日)

第18条 規約第37条(共済契約の消滅)第1項第2号に該当する場合の共済契約の消滅日は「建物の解体開始日」とする。

(空家および家財の移転の場合の取扱い)

第19条 規約第7条(共済の目的 建物)第1項第4号の規定にかかわらず、規約第42条(共済の目的に関する通知義務)第1項第3号の事由による通知を受けた場合には、この組合は次の各号に定める基準をいずれもみだし、当該建物の適正な維持管理ができると認められる場合に限り、規約第36条(通知義務による共済契約の解除)第4項の規定を適用せず、共済契約の継続を承諾する。ただし、共済の目的が建物、家財いずれである場合においても空家である期間は増口することができないものとする。

- (1)当該建物の外部および内部について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること(土砂災害などでの避難指示により不可の場合を除く)。
- (2)その後の入居または売り家とすることが見込まれること。

2 規約第42条(共済の目的に関する通知義務)第1項第4号の事実が発生した場合には、共済の目的である家財が、当該家財を収容していた建物から避難または転居の目的で当該建物外の共済契約関係者が居住する建物内へ搬出されるときは、移転日にかぎり移転元および移転先の建物内およびその敷地内にある当該家財を共済の目的である家財とする。

(契約共済金額の最高限度の制限)

第20条 規約第45条(契約共済金額)第3項にもとづく建物または家財の共済契約の共済金額の最高限度は、共済の目的につき、次の各号に定める建物または家財の標準的再取得価額(以下「加入基準」という。)または当該各共済目的の再取得価額のうちいずれか少ない額とする。ただし、建物にあっては4,000万円(400口)、家財にあっては2,000万円(200口)、建物、家財の合計額にあっては6,000万円(600口)を限度とする。

建物については加入基準にもとづき延坪数で計算した口数とし、5口未満の端数が生じたときは、直近上位の5口単位まで加入を認めるものとする。

(1)建物(住宅)加入基準

ランク	地 域 別	木 造	耐 火
1	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	5.5口 (55万円)	7口 (70万円)
2	北海道・秋田・山形・群馬・鳥取・島根・香川・徳島・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口 (60万円)	7口 (70万円)

ランク	地 域 別	木 造	耐 火
3	宮城・福島・栃木・茨城・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・岐阜・三重・岡山・山口・広島・福岡・沖縄	6.5口 (65万円)	7口 (70万円)
4	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・和歌山・兵庫	7口 (70万円)	8口 (80万円)
5	東京・神奈川・京都・大阪	8口 (80万円)	9口 (90万円)

(2)家財加入基準

世帯主の年齢	世 帯 人 数				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上
30歳未満	60口 (600万円)	90口 (900万円)	140口 (1400万円)	170口 (1700万円)	200口 (2000万円)
30歳以上 35歳未満		130口 (1300万円)			
35歳以上 40歳未満		150口 (1500万円)	160口 (1600万円)		
40歳以上	90口 (900万円)	180口 (1800万円)	190口 (1900万円)	200口 (2000万円)	
居住面積 10坪以上	90口 (900万円)				

なお、世帯主の年齢は、共済期間の開始日におけるものとする。

(費用共済金における建物の定義)

第21条 規約第51条(失火見舞費用共済金)第1項および規約第52条(漏水見舞費用共済金)第1項の「共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物」とは、共済契約関係者が専有する部分の建物をいう。

(木造および耐火構造の定義)

第22条 規約第46条(共済金の種類)第2項および規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造の建物」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)建物の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造りまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材で造られたもの

(2)外壁のすべてが下記のいずれかに該当する建物

- ア コンクリート造り
- イ コンクリートブロック造り
- ウ れんが造り
- エ 石造り
- オ 土蔵造り
- カ ALC板(厚さ50mm以上)

2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「木造の建物」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

(建物構造の錯誤の場合の取扱い)

第23条 規約第11条(共済契約の申込み)において、共済の目的である建物について当該建物の構造が木造の建物であるにもかかわらず、耐火構造の建物と告げた場合において、この組合は、共済契約者から耐火構造の建物として払い込まれた共済掛金の額を、木造の建物の共済掛金の額とみなし、換算した共済金額に減額する。

2 耐火構造の建物を木造の建物と告げた場合には、その共済掛金の差額を共済契約者に払い戻す。

3 第1項の規定にかかわらず、共済事故が発生した場合、この組合が知った日の属する当該共済期間および当該共済期間の開始日から3年間遡ってこの組合が受領すべき共済掛金の額と払い込まれた共済掛金の差額相当額を支払った場合、この組合は共済金額の減額を行わず支払う。ただし、共済契約者に故意または重大な過失があるときを除く。

(火災等共済金および風水害等共済金を支払う場合)

第24条 規約第47条(火災等共済金)および規約第48条(風水害等共済金)は、共済の目的に生じた損害の額が1,000円を超える場合に支払う。

(損害の額の算出)

第25条 規約第47条(火災等共済金)第4項、規約第48条(風水害等共済金)第5項および規約第49条(持ち出し家財共済金)第3項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

(給排水設備の損害)

第26条 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故による水ぬれ損害は、給排水設備のみの損害を除く。

(地震等による損害の範囲)

第27条 規約第57条(共済金を支払わない場合)第1項第3号および第9号に定める地震等による損害には次の各号の損害を含む。

(1)地震等を原因とする火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害

（２）発生原因がいかなる場合でも、火災等が、直接原因であるか間接原因であるかを問わず地震等により延焼または拡大したことにより生じた損害

（共済掛金の額）

第28条 共済掛金に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

（内規）

第29条 この細則に定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定める。

２ 前項の内規の変更および廃止は、理事会の議決を経るものとする。

（改廃）

第30条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決を経るものとする。

第1章 総 則

第1節 総則

(通則)

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第68条(事業の品目等)第1項第5号に掲げる事業を実施する。

2 この組合は、他の消費生活協同組合(連合会を含む。以下同じ。)とともに「自然災害共済基準制度」を定め、これにもとづき事業規約を設定し、「自然災害共済の実施に関する協定書」を締結し、前項の事業を実施することができる。

3 前項の「自然災害共済の実施に関する協定書」に従って自然災害共済事業を行なう消費生活協同組合を「自然災害共済実施生協」という。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1)「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (2)「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (3)「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (4)「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。
- (5)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (6)「細則」とは、自然災害共済事業細則をいう。
- (7)「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発効日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (8)「変更承諾日」とは、この組合に共済契約者が共済期間の途中において共済契約の変更の申し出をした日の翌日または変更の申し出をした日の翌日以後の共済契約者が指定する任意の日をいう。
- (9)「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態をいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。)第14条(障害等級等)に準じて行なうものとする。
- (10)「火災等」とは、別表第2「火災等の定義」に規定するものをいう。
- (11)「給排水設備」とは、水道管、排水管、給水タンク、トイレの水洗用設備、浄化槽、スプリンクラー設備・装置等の給水・排水を主要の用途にもつ建物、地面または地中に固定された設備をいう。ただし、洗濯機、浴槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその装置内に主として水を貯め活用する設備(以下「洗濯機・浴槽等設備」という。)を除く。
- (12)「風水害等」とは、暴風雨、旋風、竜巻、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪もしくは降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。
- (13)「雨水等」とは、雨、雪、ひょう、風、砂塵その他これらに類するものをいう。
- (14)「損壊」とは、壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形およびずれをいう。
- (15)「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう。)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含む。
- (16)「地震等」とは、地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいう。
- (17)「盗難」とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいう。
- (18)「建物」とは、土地に定着して建設され、壁、床および屋根を有するものをいう。
- (19)「住宅」とは、日常の生活を営む住居として使用するための建物をいい、「併用住宅」とは住宅と事務所・店舗・工場・作業場その他これらに類するもの(以下「事務所・店舗等部分」という。)を兼ねる建物をいう。
- (20)「区分所有建物」とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して住居等の用に供され、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号)にもとづき、各部分が所有されているものをいう。
- (21)「専有部分」とは、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号)第2条第3項に定めるものをいい、「共用部分」とは同法同条第4項に定めるものをいう。

- (22)「共同住宅」とは、1棟の建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行なう設備がある建物をいう。
- (23)「従物」とは、建物と機能的に一体となった畳、建具その他これらに類するものをいう。
- (24)「付属設備」とは、建物と接続し、または機能的に一体となった電気設備、ガス設備、冷暖房設備、厨房設備、給排水設備、浴槽設備その他これらに類するものをいう。
- (25)「付属工作物」とは、建物敷地内の門、塀・垣（生垣および擁壁の類を除く。）、カーポートその他これらに類する工作物をいう。
- (26)「付属建物」とは、建物敷地内の物置、納屋、車庫およびこれらに類するもので、建物に接しないもの、または建物に接し、かつ、建物とは独立した構造を有するものをいう。
- (27)「家財」とは、日常生活に使用する家具、衣類、その他の日常生活を営んでいくために必要なものをいう。
- (28)「預貯金証書」とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む。
- (29)「持ち出し家財」とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する建物から一時的に持ち出された家財をいう。ただし、運輸・運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間はこれに該当しない。
- (30)「他の契約等」とは、この共済契約の全部または一部と支払責任を同じくする他の共済契約または保険契約をいう。
- (31)「再取得価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再築もしくは再取得、または共済の目的を修復するために要する額をいう。
- (32)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (33)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (34)「契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (35)「返戻金」とは、共済契約者に払い戻す当該共済契約の未経過共済期間（1か月に満たない端数日を切り捨てる。）に対する共済掛金をいう。

（事業）

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行なう。ただし、この自然災害共済事業は、この組合の行なう火災共済事業に付帯して行なうものとする。

- (1)風水害等による損害
- (2)地震等による損害
- (3)盗難による損害
- (4)第1号から第3号までおよび火災等の損害により生じた共済契約関係者の死亡および身体障害

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通則

（共済期間）

第4条 共済期間は、細則で定める共済期間の開始日から1年間とする。

- 2 前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約の場合には、発効日から前項に定める共済期間の末日までの期間を共済期間とする。

第2節 共済契約関係

（共済契約者の範囲）

第5条 共済契約者となることのできる者は、この組合の組合員とする。

（被共済者の範囲）

第6条 被共済者は、共済契約者とする。

（共済の目的 建物）

第7条 共済の目的とすることのできる建物は、次の各号のすべてを満たす建物とする。この場合の建物とは、その建物が区分所有建物の場合には、専有部分とし、共用部分は含まない。

- (1)日本国内の建物
- (2)共済契約関係者が所有する建物
- (3)住宅または併用住宅。ただし、併用住宅で次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限る。

ア 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合

イ 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

ウ 事務所・店舗等部分が、この組合が細則で定める用途として使用されている場合

(4)人が居住している建物

2 前項第4号の規定にかかわらず、人が居住していない建物であっても、次の各号のいずれかに該当する建物は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

(1)この組合が細則で定める基準による建築中の建物であって、申込みの日において、建物完成後30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

(2)申込みの日において、共済契約の発効日または変更承諾日から起算して30日（ただし、この組合が細則で定めるものに限り1年）以内に人が入居することが明確になっている建物

（共済の目的 家財）

第8条 共済の目的とすることのできる家財は、次の各号のすべてを満たす家財とする。

(1)共済契約関係者が居住する日本国内の建物（その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室をいう。）内に収容されている家財。ただし、その建物が併用住宅の場合、または、その建物に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容されている家財に限る。

(2)共済契約関係者が所有する家財

2 前項第1号の規定にかかわらず、前条（共済の目的 建物）第2項に規定する建物内に収容されている家財は、あらかじめその旨をこの組合に申し込み、この組合が承諾した場合には、共済の目的とすることができる。

（共済金受取人）

第9条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の相続人とする。

3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代理する。

第3節 共済契約の締結

（付帯される契約との関係）

第10条 共済契約は、この組合が実施し、共済契約者および共済の目的を共通にする火災共済契約（以下「火災共済契約」という。）に付帯して締結しなければその効力を生じないものとする。

2 共済契約は、火災共済契約と同口数で締結するものとする。ただし、この組合が特に認める場合には、火災共済契約の1／2口数以上で、細則で定める口数により共済契約を締結することができるものとする。

3 火災共済契約の共済期間の中途において共済契約を締結する場合の共済期間の満了日は、火災共済契約の共済期間の満了日と同一の日とする。

4 共済契約は、火災共済契約が共済期間の中途において終了したときまたは共済期間の満了により終了したときは、同時に終了するものとする。

（契約内容の提示）

第11条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この事業の規約（別紙第1「共済掛金額算出方法書」、別紙第2「責任準備金額算出方法書」、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）にもとづき契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第12条 共済契約申込者は、共済契約申込書に次の各号の事項を記載し、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

(1)共済契約の種類（第68条（共済契約の種類）に規定する共済契約の種類とする。以下同じ。）

(2)契約共済金額または口数

(3)共済掛金額

(4)共済契約者の氏名および住所

(5)共済の目的の物件所在地

(6)共済掛金の払込方法

(7)共済の目的となるべき建物または共済の目的となるべき家財を収容する建物の延面積、建物構造区分、共済目的区分、建物用途、所有および占有等

(8)共済の目的の家財を収容する建物に居住する世帯主の生年月日

(9)共済の目的の家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数

(10)他の契約等の有無

(11)申込日

(12)その他この組合が必要と認めた事項

- 2 前項の場合にあっては、共済契約申込者は、共済金の支払事由の発生の可能性(以下「危険」という。)に関係のある重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによってこの組合が告知を求めた事項(以下「告知事項」という。)について、事実を正確に告げなければならない。

(共済契約の申込みの撤回等)

第13条 共済契約申込者または共済契約者(以下「共済契約者等」という。)は、前条(共済契約の申込み)の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除(以下「申込みの撤回等」という。)をすることができる。

- 2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面に次の各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(1)共済契約の種類

(2)申込日

(3)共済契約者等の氏名および住所

- 3 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合は、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに第1回の共済掛金に相当する金額(以下「初回掛金」という。)が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

- 4 共済契約は、火災共済契約の申込みの撤回等がされたことにより、当該火災共済契約が成立しなかった場合には、成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(共済契約の締結の単位)

第14条 共済契約は、第7条(共済の目的 建物)の規定により「共済の目的とすることのできる建物1棟」(その建物が区分所有建物である場合には、専有部分とする。以下同じ。)、または、第8条(共済の目的 家財)の規定により「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」(その建物が共同住宅である場合には、共済契約関係者の占有する戸室とする。以下同じ。)ごとに締結する。

- 2 前項の「共済の目的とすることのできる建物1棟」が第7条(共済の目的 建物)第1項第3号ただし書に規定する併用住宅に該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。また、前項の「共済の目的とすることのできる家財を収容する建物1棟」が併用住宅に該当する場合、または、その建物1棟に生計を一にしない者と共同で居住している場合には、共済契約関係者がもっぱら居住する部分ごとに締結する。

- 3 共済契約者は、共済の目的を2物件まで指定することができる。

(共済の目的の範囲)

第15条 共済の目的の範囲は、別表第3「共済の目的の範囲」に規定し、共済金の種類ごとに、共済の目的である建物および共済の目的である家財の範囲を記載するものとする。

(共済契約申込みの諾否)

第16条 この組合は、第12条(共済契約の申込み)の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知する。

- 2 この組合は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的となるべき物についてその構造、用途および周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

- 3 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、契約証書の交付をもって行なう。

- 4 前項に規定する契約証書には、次の各号に規定する事項を記載するものとする。

(1)共済契約の種類

(2)保障内容、契約共済金額および口数

(3)共済契約者・被共済者の氏名および住所

(4)共済の目的の物件所在地

(5)共済掛金額および共済掛金の払込方法

(6)共済期間の発効日

(7)共済期間の満了日

(8)住宅延面積、建築構造区分、共済の目的区分、建物用途、所有および占有等

(9)質権設定の有無

(10)共済の目的の家財を収容する建物に居住する世帯主の生年月日

(11)共済の目的の家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数

(12)共済契約者の通知義務事項

(13)契約証書作成年月日

(初回掛金の払込み)

第17条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この組合に払い込まなければならない。

(共済契約の成立および発効日)

第18条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、次の各号のいずれかの日の午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

(1)この組合が初回掛金を受け取った日の翌日

(2)前号の規定にかかわらず、この組合が、共済契約申込書のうち告知事項に対する回答を受け取る前に初回掛金を受け取ったときは、告知事項に対する回答の受付日の翌日

(3)第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済期間の開始日

(4)この組合が認める場合であって、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日

2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。

3 共済契約の発効日を指定された共済契約については、前条(初回掛金の払込み)の規定にかかわらず、共済契約者等は、初回掛金を発効日の前日までにこの組合に払い込まなければならない。

4 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。

5 前条(初回掛金の払込み)または第3項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。

6 第4項の第1回共済掛金は、発効日から発効日の属する月の翌月末日までの期間に対応する共済掛金とする。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までに対応する共済掛金とする。

7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第19条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日(以下「更新日」という。)に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。

(1)共済契約の更新日において、共済の目的である建物が、第7条(共済の目的 建物)の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条(共済の目的 家財)の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外となること。

(2)この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。

(3)共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(4)この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があったときは、更新される共済契約には更新日における改正後の規約または細則を適用する。

4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類に第12条(共済契約の申込み)第1項各号に定める事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。

5 第4項の場合にあつては、共済契約者は、告知事項について、事実を正確に告げなければならない。

6 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。

7 第1項から第6項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。

8 第22条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合には、共済契約は更新されなかったものとする。

9 この組合は、共済契約の更新が行なわれた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第2項にもとづき更新ができない場合および第6項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第20条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第2項の場合の共済掛金の払込方法については、月払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法別応当日の前日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

（共済掛金の払込経路）

第21条 共済契約者は、この組合の指定する経路により共済掛金を払い込まなければならない。

（共済掛金の払込猶予期間）

第22条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、細則で定める場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月間とすることができる。
- 3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 4 第1項から第3項までの規定は、更新契約の初回掛金にも適用するものとする。

第6節 事故の発生

（事故発生の際の義務および義務違反）

第23条 共済契約関係者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号の事項を履行しなければならない。

- (1) 損害の発生およびその拡大の防止につとめること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、この組合に通知すること。
 - ア 事故発生の状況
 - イ 他の契約等の有無および内容（すでに他の契約等から共済金または保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。）
- (3) 第三者に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含む。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (4) 第1号から第3号までのほか、この組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出すること。
- (5) 共済の目的について損害が生じたことを知った場合には、この組合が行なう次の事項に協力すること。
 - ア 損害が生じた共済の目的またはその敷地内を調査すること。
 - イ 共済契約関係者の所有物の全部もしくは一部を調査することまたはそれらを移転すること。

- 2 共済契約関係者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合には、この組合は、次の各号の金額を差し引いて共済金を支払うことができる。
 - (1) 前項第1号に違反したときは、発生およびその拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - (2) 前項第2号、第4号および第5号に違反したときは、そのことによりこの組合がこうむった損害の額
 - (3) 前項第3号に違反したときは、第三者に損害賠償の請求をすることにより取得することができたと認められる額
- 3 共済契約関係者が、第1項第4号の書類に故意に事実でないことまたは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この組合は、それによりこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払うことができる。

第7節 共済金の請求および支払い

（共済金の請求）

第24条 この組合に対する共済金の請求権は、共済事故が生じたときから発生し、これを行使することができるものとする。

- 2 共済金受取人は、細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。
- 3 この組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済金受取人に対して、前項に規定する書類以外の書類もしくは証拠の提出、またはこの組合が行なう調査への協力を求めることができる。この場合において、共済金受取人は、この組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならない。
- 4 共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、または第2項もしくは第3項の書類に事実でないこともしくは事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、この組合は、それによってこの組合がこうむった損害の額を差し引いて共済金を支払う。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第25条 この組合は、前条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到達した日の翌日以後30日以内に、事故の発生状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有

無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するための必要な事項の調査(以下、この条において「必要な調査」という。)を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のために特に日時を要する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内(複数に該当するときは、そのうち最長の期間)に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他の法令にもとづく照会が必要なとき 180日
 - (2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行なう必要があるとき 180日
 - (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 90日
 - (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 120日
 - (5) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された災害の被災地域において調査を行なう必要があるとき 60日
 - (6) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生したとき 360日
 - (7) 第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき 90日
- 2 この組合が必要な調査を行なうにあたり、共済契約関係者が正当な理由がないのに当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行なわなかった場合を含む。)には、これにより当該調査が遅延した期間について、前項に規定する期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。
- 3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)

- 第26条 この組合は、第22条(共済掛金の払込猶予期間)に規定する払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、この組合が特に認めた場合に限り、この組合は、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払うこと(以下「共済金の差額支払い」という。)ができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額を超えているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行なわないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に未払込共済掛金の全額の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(質権設定をする場合)

第27条 共済金を請求する権利に対して質権設定する場合には、この組合の承諾を受けるものとする。

(残存物および盗難品の権利の帰属)

- 第28条 この組合が共済金を支払った場合でも、共済の目的の残存物について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権は、この組合がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、この組合に移転しない。
- 2 盗取された共済の目的について、この組合が第50条(盗難共済金)の共済金を支払う前にその共済の目的が回収された場合には、第50条(盗難共済金)第7項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなす。
- 3 この組合は、盗取された共済の目的について、第50条(盗難共済金)第1項第1号および第2号の共済金を支払った場合には、この組合が支払った共済金の額の共済の目的の価額に対する割合に応じて、その共済の目的について共済契約者および共済金受取人が有する所有権その他の物権を取得する。
- 4 盗取された共済の目的について、この組合が第50条(盗難共済金)第1項第1号および第2号の共済金を支払った後に、その盗取された共済の目的が発見された場合には、共済金受取人は、支払いを受けた盗難共済金から盗取された共済の目的を回収するために支出した費用を控除した残額をこの組合に支払って、その共済の目的の所有権その他の物権を取得することができる。

(代位)

- 第29条 損害が生じたことにより共済金受取人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権はこの組合に移転する。ただし、移転するのは次の各号のいずれかの額を限度とする。
- (1) この組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合
共済金受取人が取得した債権の全額
- (2) 前号以外の場合
共済金受取人が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、この組合に移転せずに共済金受取人が引き続き有する債権は、この組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとする。
- 3 共済金受取人は、この組合が取得する第1項の債権または第2項の債権の保全および行使ならびにそのためにこの組合が必要と

する証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この組合に協力するために必要な費用は、この組合の負担とする。

第8節 共済契約の終了

（詐欺等による共済契約の取消し）

第30条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行なう。

3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（共済金の不法取得目的による無効）

第31条 この組合は、共済契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約の締結をした場合には、その共済契約を無効とし、共済掛金を返還しない。また、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

（共済契約の無効）

第32条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の全部または一部を無効とする。

（1）大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）第9条（警戒宣言等）第1項にもとづく地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられたときは、同法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する共済の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定にもとづく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言にかかる大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日）までの間に、申し込まれた共済契約。ただし、更新契約または共済契約の中途変更において、契約共済金額の増額の申し出がされた場合には、その増額された部分の契約共済金額に対応する共済契約とする。

（2）共済契約の発効日または更新日において、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすることのできる建物の範囲外であるとき、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とすることのできる家財の範囲外であるときは、その範囲外となる部分に対応する共済契約

（3）共済契約の発効日において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失もしくは流失または床上浸水による70パーセント以上の損害が発生していたとき。

（4）契約共済金額が、第46条（契約共済金額）に規定する最高限度を超えていたときは、その超えた部分の契約共済金額に対応する共済契約

（5）共済契約の口数が、火災共済契約の共済契約の口数を超えていたときは、その超えた部分の口数に対応する共済契約

（6）共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。

2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。

3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第33条 第22条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

（共済契約の解約）

第34条 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。ただし、質権が設定されている場合には、質権者の同意を得た後でなければ解約できない。

2 前項の規定による解約は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、その書面には解約の日および必要事項を記載し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの組合に到達した日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日の午前零時から生じる。

（重大事由による共済契約の解除）

第35条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

（1）この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。

（2）共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。

(3)第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時までには発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。

4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また、共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（共済契約の解除）

第36条 共済契約者が、共済契約締結または第19条（共済契約の更新）第4項から第6項までの規定による更新もしくは第44条（共済契約の中途変更）第1項から第4項までの規定による変更の当時（以下、この条において「共済契約締結時」という。）、故意または重大な過失により質問事項について、事実を告げず、または当該事項について事実でないことを告げた場合には、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約締結時において、この組合が前項の事実を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合には、共済契約を解除することができない。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時までには発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定による解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1)この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(2)共済契約締結時から5年が経過したとき。

5 この組合は、共済契約者がこの組合を脱退したときは、当該共済契約を解除することができる。

6 第1項および第5項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知ができない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（通知義務による共済契約の解除）

第37条 第43条（共済契約の目的に関する通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加（質問事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金がその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態にあることをいう。）が生じた場合において、共済契約者が故意または重大な過失により同項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときは、この組合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

2 前項の規定による解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。

(1)この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき。

(2)危険増加が生じたときから5年が経過したとき。

3 第1項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時までには発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。ただし、共済契約者が、当該共済事故の発生が危険増加をもたらした事実によらなかったことを証明した場合は除く。

4 第1項の規定にかかわらず、第43条（共済契約の目的に関する通知義務）第1項各号（第1号、第5号および第8号を除く）の事実の発生により危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなったときは、この組合は共済契約の全部または一部を将来に向かって解除することができる。

5 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故による損害発生ののちにされたときであっても、この組合は、危険増加が生じた時から解除された時までには発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。

6 第1項および第4項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。

7 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。また共済金請求権のうえに質権設定されている契約であるときは、質権者に対する通知によって行なうことができる。

（共済契約の消滅）

第38条 共済の目的につき、次の各号のいずれかの事実が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

- （１）滅失
 - （２）解体
 - （３）共済契約関係者以外の者への譲渡（法令にもとづく収用または買収による所有権の移転を含む。）。
- ２ 共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上の損壊、焼失もしくは流失または床上浸水による70パーセント以上の損害が発生した場合において、当該事実の発生したときに共済契約は消滅する。

（取消しの場合の共済掛金の返戻）

第39条 この組合は、第30条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には共済掛金を返還せず、すでに支払われた共済金および返戻金の返還を請求する。

（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）

第40条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、返戻金を共済契約者に払い戻す。

- （１）第34条（共済契約の解約）、第35条（重大事由による共済契約の解除）、第36条（共済契約の解除）、第37条（通知義務による共済契約の解除）、第38条（共済契約の消滅）第１項第２号、第３号の規定により、共済契約が解約され、解除され、または消滅したとき。
 - （２）第38条（共済契約の消滅）第１項第１号または第２項の規定により共済契約が消滅し、かつ、第48条（風水害等共済金）、第49条（地震等共済金）または第50条（盗難共済金）の共済金が支払われないとき。
- ２ 前項の規定にかかわらず、共済契約が消滅した場合であっても、第48条（風水害等共済金）、第49条（地震等共済金）または第50条（盗難共済金）の共済金が支払われたときには、この組合は、当該共済契約の未経過共済期間に対する共済掛金を共済契約者に払い戻さない。
- ３ 第１項に規定する返戻金の額は、次の各号に定める額とする。
- （１）年払掛金の場合は、すでに払い込まれた共済掛金の額から、年払掛金を12で除した額に既経過共済期間の月数（１か月に満たない端数日を切り上げる。以下同じ。）を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額
 - （２）半年払掛金の場合は、すでに払い込まれた共済掛金の額から、半年払掛金を6で除した額に既経過共済期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額

第9節 共済契約の変更**（共済契約の承継）**

第41条 共済契約者が死亡した場合、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該共済契約による権利義務を承継することができる。

- ２ 前項の規定にかかわらず、定款第6条第２項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

（氏名または住所の変更）

第42条 共済契約者は、次の各号について変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- （１）共済契約者の氏名、住所または住居表示
- （２）共済の目的の所在地の住居表示

（共済契約の目的に関する通知義務）

第43条 共済契約者は、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、遅滞なく、この組合の定める書式によりその旨をこの組合に通知しなければならない。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではない。

- （１）他の契約等を締結すること。
- （２）共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の用途もしくは構造を変更し、または当該建物を改築し、もしくは増築すること。
- （３）共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物を、継続して30日以上空家または無人とすること。ただし、第7条（共済の目的 建物）第２項各号の規定により１年以内に人が入居することを条件として、この組合が共済の目的として承諾した建物にあっては、１年を超えて空家または無人とすること。
- （４）共済の目的を移転または変更すること。
- （５）共済の目的である建物につき、滅失し、解体し、もしくは共済契約関係者以外の者に譲渡すること、または共済の目的である家財を収容する建物につき、滅失し、もしくは解体すること。
- （６）共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物につき当該共済契約が対象とする共済事故以外による損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合は除く。
- （７）第２号から第６号までの事由以外で、共済の目的である建物が、第7条（共済の目的 建物）の規定により共済の目的とすること

のできる建物の範囲外となること、または共済の目的である家財が、第8条（共済の目的 家財）の規定により共済の目的とするこ
とのできる家財の範囲外となること。

（8）共済の目的である家財を収容する建物に居住する世帯人数が変更となること。

- 2 共済契約者は、この組合が前項の事由の発生に関する事実の確認のために行なう共済の目的の検査を正当な理由がないのに拒み、
または妨げてはならない。

（共済契約の中途変更）

第44条 共済契約者は、共済期間の中途において第42条（氏名または住所の変更）および前条（共済契約の目的に関する通知義務）に規定
する内容以外の証書記載の内容の変更の申し出をする場合には、この組合の定める書式により必要となる事項を記載し、署名押印の
うえこの組合に提出しなければならない。

- 2 前項の場合にあっては、共済契約者は、告知事項について、事実を正確に告げなければならない。
3 この組合は、第1項の申し出の内容を審査し、その申し出を承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約者に通知する。この場合
において、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
4 第1項の申し出をこの組合が承諾した場合には、変更承諾日から変更の効力を生じるものとする。

（共済掛金の返戻または追徴）

第45条 共済期間の中途において、第43条（共済契約の目的に関する通知義務）または前条（共済契約の中途変更）にもとづいて共済契約
を変更し、共済掛金の額が変更となるときには、この組合は、未経過期間に対する変更前の共済契約にもとづく共済掛金の額と変更
後の共済契約にもとづく共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。

- 2 前項に規定する未経過期間は、第43条（共済契約の目的に関する通知義務）にもとづく通知の日の翌日または前条（共済契約の中途
変更）にもとづく変更承諾日からその直後の払込方法別応当日の前日までの期間とする。ただし、1か月に満たない端数日を切り捨
てる。
3 第1項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金（以下、この条において「追加共済掛金」という。）を請求した場合におい
て、共済契約者は、細則で定める基準によりこの組合が指定する期日までに追加共済掛金を払い込まなければならない。
4 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、共済契約を将来に向かって解除す
ることができる。
5 第2項に規定する未経過期間に共済事故が発生し、共済金の請求を受けた場合において、第3項のこの組合が指定する期日までに
追加共済掛金の全額の払込みがされないときは、共済契約の変更がされなかったものとして、変更前の共済契約にもとづく共済金を
支払う。
6 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、この組合は、当該共済契約の共済期間が満了
するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行なわない。

第3章 契約共済金額および共済金の支払い

第1節 契約共済金額

（契約共済金額）

第46条 共済契約1口についての契約共済金額は、第47条（共済金の種類）第1項および第2項に規定する共済金の種類ごとに、それぞれ
次のとおりとする。

共済契約の種類 共済金の種類	タイプE	タイプB
風水害等共済金	5万円	10万円
地震等共済金	2万円	3万円
盗難共済金	10万円	10万円
傷害費用共済金	1万円	1万円

- 2 契約共済金額の最高限度は、共済金の種類ごとに火災共済契約の契約共済金額に第1号の割合を乗じた額とする。ただし、共済の
目的ごとの最高限度は、共済金の種類ごとに第2号のとおりとする。

共済金の種類	(1)火災共済契約の契約共済金額に乗ずる割合	(2)最高限度	
		建物	家財
風水害等共済金	100%	4,000万円	2,000万円
地震等共済金	30%	1,200万円	600万円
盗難共済金	100%	4,000万円	2,000万円
傷害費用共済金	10%	400万円	200万円

- 3 同一の共済の目的につき、共済契約を分割して締結する場合には、分割されたすべての共済契約の契約共済金額の合計額が、第2項に規定する額を超えない範囲で契約共済金額を設定することができる。

第2節 契約共済金および共済金の支払い

(共済金の種類)

第47条 この組合が支払う損害共済金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1)風水害等共済金
- (2)地震等共済金
- (3)盗難共済金

2 この組合が支払う費用共済金の種類は、次のとおりとする。

- (1)傷害費用共済金

3 この組合が支払う特別共済金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1)地震等特別共済金
- (2)付属建物等特別共済金

4 同一の共済の目的につき、分割された共済契約がある場合には、分割されたすべての共済契約の契約共済金額を合算し、共済の目的である建物または共済の目的である家財ごとに契約されたものとして第1項から第3項までの共済金を算出する。

(風水害等共済金)

第48条 この組合は、共済の目的である建物、共済の目的である家財を収容する建物または共済の目的である家財につき、共済期間中に風水害等により損害(消防または避難に必要な処置を含む。以下同じ。)が生じた場合には、風水害等共済金を支払う。ただし、浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による建物内部または家財の損害については、次の各号のいずれかによるものに限る。

- (1)建物の外側の部分(建物の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの
- (2)給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

2 前項の場合において、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金を支払わない。

3 更新契約または共済契約の中途変更において、契約共済金額の増額の申し出がされた場合、増額された部分の契約共済金額に対応する共済契約については、前項の規定を準用する。

4 第1項の規定により支払う風水害等共済金の額は、共済契約の種類に応じてそれぞれ次の各号の額を限度として、共済の目的につき、風水害等により生じた損害の額から火災共済契約により支払われる共済金を差し引いた額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

- (1)タイプE
契約共済金額

(2)タイプB
契約共済金額から火災共済契約により支払われる共済金を差し引いた額。ただし、第10条(付帯される共済との関係)第2項の規定にもとづき細則で定める口数により共済契約を締結している場合には、契約共済金額から火災共済契約により支払われる共済金を差し引いた額または契約共済金額の70パーセントに相当する額のいずれか高い額。

5 前項の規定にかかわらず、第1項の場合において、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物について、70パーセント以上を損壊し、もしくは流失したとき、または床上浸水により70パーセント以上の損害が生じたときは、前項の規定にかかわらず、次の各号の額を支払う。

- (1)タイプE
契約共済金額

(2)タイプB
契約共済金額の70パーセントに相当する額

6 前項の損壊、流失または床上浸水による損害の率の算出は、第15条(共済の目的の範囲)の規定にかかわらず、建物および従物によ

り行なう。

- 7 共済の目的である建物のうち付属工作物および付属建物の損害については、共済の目的である建物の契約共済金額の10パーセントを、第4項の損害の額への算入の限度とする。
- 8 第4項および第7項の損害の額ならびに第5項の損壊、流失または床上浸水による損害の率の認定は、細則で定める基準により行なう。
- 9 異なる複数の風水害等により、共済の目的である建物、共済の目的である家財を収容する建物または共済の目的である家財に損害があった場合において、複数の風水害等の間に修復が行なわれなかったときの損害の程度の認定は、各風水害等による損害の額を合わせたものにより行なう。
- 10 前項の場合において、これらの複数の風水害等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

（地震等共済金）

- 第49条 この組合は、共済の目的につき、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額が100万円を超える場合には、地震等共済金を支払う。
- 2 前項の規定により支払う地震等共済金の額は、契約共済金額に共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の程度に応じて、次の各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

損害の程度	契約共済金額に乘する割合
(1) 建物の70%以上を焼失、損壊、埋没または流失した場合	100%
(2) 建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	60%
(3) 建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没または流失した場合	50%
(4) 建物の焼失、損壊、埋没または流失による損害の額が100万円を超える場合	10%

- 3 前項第1号から第3号までの焼失、損壊、埋没または流失の率の算出は、第15条（共済の目的の範囲）の規定にかかわらず、建物および従物により行なう。
- 4 第1項の規定にかかわらず、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物の損害の額が100万円を超えないが、共済の目的である家財の損害の額が100万円を超える場合には、第2項第4号の損害とみなし、共済の目的である家財について、地震等共済金を支払う。
- 5 第2項の損害の程度の認定は、細則で定める基準により行なう。
- 6 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。
- 7 異なる複数の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行なわれなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行なう。
- 8 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払う。

（盗難共済金）

- 第50条 この組合は、共済期間中に発生した盗難により次の各号のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届出をした場合には、盗難共済金を支払う。
- (1) 共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
 - (2) 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く。）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
 - (3) 家財が共済の目的である場合において、共済の目的である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてを満たす場合に限る。
 - ア 共済契約関係者が、盗取を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
 - イ 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと
- 2 前項の規定により支払う盗難共済金の額は、盗難により生じた前項各号の損害の額に相当する額とする。この場合において、前項第1号および第2号の損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 3 第1項の場合において、盗取されたものを回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、その盗取されたものの価額を限度として前項の損害の額に含まれるものとする。

- 4 第1項第1号または第2号の損害について、火災共済契約により共済金が支払われる場合には、火災共済契約の共済金を優先して支払う。この場合において、その損害の額が、火災共済契約から支払われる共済金を超えるときは、第2項の規定にかかわらず、その損害の額から、火災共済契約から支払われる共済金を差し引いた残額を盗難共済金として支払う。
- 5 第1項から第4項までの規定により支払う盗難共済金の額は、1回の共済事故につき、契約共済金額を限度とし、かつ、第1項第2号および第3号による損害については、それぞれ次の各号の額を限度とする。

- (1)持ち出し家財の盗難
100万円または家財の契約共済金額の20パーセントのうちいずれか小さい額
- (2)通貨の盗難
20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
- (3)預貯金証書の盗難
200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額

- 6 第2項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行なう。

（傷害費用共済金）

第51条 この組合は、第48条（風水害等共済金）、第49条（地震等共済金）、第50条（盗難共済金）第1項第1号もしくは第3号の共済金が支払われる場合、または、火災共済契約により火災等共済金もしくは風水害等共済金が支払われる場合において、その事故を直接の原因として、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物で共済契約関係者が傷害を受け、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態になったときは、傷害費用共済金を支払う。

- 2 前項の規定により支払う傷害費用共済金の額は、死亡または身体障害の状態になったもの1人につき、共済の目的または共済の目的である家財を収容する建物について事故が生じた日における建物および家財の契約共済金額の合計額に、その傷害の程度に応じて、次の各号の割合を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき、1人ごとに契約共済金額を限度とする。

傷害の程度	契約共済金額に乘ずる割合
(1)死亡した場合	100%
(2)別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態になった場合	100～4% (別表第1「身体障害等級別支払割合表」の支払割合にもとづく)

- 3 前項の規定にかかわらず、同一の事故により支払う傷害費用共済金の額は、1人ごとに通算して契約共済金額を限度とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害となっていない症状であっても、細則で定める場合には、180日以内に身体障害となったものとみなす。

（他の障害その他の影響がある場合）

第52条 この組合は、前条（傷害費用共済金）の規定により共済金を支払う場合において、傷害が次の理由により重大となったときは、細則で定める方法により、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払う。

- (1)すでに存在していた障害もしくは傷病の影響
- (2)当該事故ののちにその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響
- (3)正当な理由がなく、傷害を受けた者が治療を行なわなかったことまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったこと

（地震等特別共済金）

第53条 この組合は、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害が生じ、その損害の額が、20万円を超え100万円以下の場合には、地震等特別共済金を支払う。ただし、地震等特別共済金を支払うのは、第49条（地震等共済金）の共済金が支払われない場合であって、かつ、建物および家財の契約口数の合計が20口以上である場合に限る。

- 2 前項の規定により支払う地震等特別共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに、共済契約の種類に応じて、次の各号に規定する額とする。

- (1)共済契約の種類がタイプEのとき 3万円
- (2)共済契約の種類がタイプBのとき 4.5万円

- 3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。

- 4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行なう。

- 5 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。

- 6 異なる複数の地震等により、共済の目的である建物または共済の目的である家財を収容する建物に損害があった場合において、複

数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行なう。

- 7 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、地震等特別共済金を支払わない。

（付属建物等特別共済金）

第54条 この組合は、共済の目的である建物のうち付属建物または付属工作物に、共済期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により損害が生じ、その損害の額が20万円を超える場合には、付属建物等特別共済金を支払う。ただし、付属建物等特別共済金を支払うのは、共済契約の種類がタイプBで、かつ、建物の契約口数が20口以上である場合に限る。

- 2 前項の規定により支払う付属建物等特別共済金の額は、1回の共済事故につき、1世帯ごとに3万円とする。
- 3 損害の額は、その損害の生じたときの再取得価額に相当する額とする。
- 4 第1項の損害の額の算出は、細則で定める基準により行なう。
- 5 72時間以内に生じた複数の地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなす。
- 6 異なる複数の地震等により、共済の目的のうち付属建物または付属工作物に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行なう。
- 7 前項の場合において、これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、付属建物等特別共済金を支払わない。

（他の契約等がある場合）

第55条 この組合が第47条（共済金の種類）第1項に規定する共済金を支払うべき場合において、他の契約等があり、かつ、それぞれの契約につき他の契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに規定する支払限度額を超えるときは、この組合は、次の各号により算出した額を共済金として支払う。ただし、他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額を限度とする。

- （1）他の契約等から共済金または保険金が支払われていないとき

支払限度額	－	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	共済金の額
-------	---	-------------------------------------	---	-------

- （2）他の契約等から共済金または保険金がすでに支払われているとき

支払限度額	－	再取得価額基準の他の契約等によってすでに支払われている共済金または保険金の合計額	－	時価額基準の他の契約等によって支払われるべき共済金または保険金の合計額	=	共済金の額
-------	---	--	---	-------------------------------------	---	-------

- 2 前項の共済金の種類ごとに規定する支払限度額とは、次の各号のとおりとする。

共済金の種類		支払限度額
(1) 第48条（風水害等共済金）の風水害等共済金 第49条（地震等共済金）の地震等共済金 第50条（盗難共済金）第1項第1号の盗難共済金		損害の額
(2) 第50条（盗難共済金）第1項第2号の盗難共済金		1回の共済事故につき、100万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合には、100万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
(3) 第50条（盗難共済金）第1項第3号の盗難共済金	通貨	1回の共済事故につき、20万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合には、20万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。
	預貯金証書	1回の共済事故につき、200万円または損害の額のいずれか低い額。ただし、他の契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合には、200万円をこれらの限度額のうち最も高い額と読み替える。

- 3 第1項の場合において、火災共済契約と当該共済契約の双方に支払責任があるときは、「他の契約等がないものとして算出したこの組合の支払責任額を」、「他の契約等がないものとして算出した火災共済契約の支払責任額と当該共済契約の第48条（風水害等共済金）および第50条（盗難共済金）に規定する支払責任額との合計額」と読み替え、火災共済契約と当該共済契約の双方から支払う契約共済金を算出する。

（共済金支払い後の契約共済金額）

第56条 この組合が共済金を支払った場合においても、第38条（共済契約の消滅）第1項および第2項に該当する場合を除き、当該契約の契約共済金額は、変わらない。

（共済金を支払わない場合）

第57条 この組合は、次の各号のいずれかの事由により生じた損害に対しては、風水害等共済金、地震等共済金、盗難共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。

- （1）共済契約者、共済の目的の所有者もしくは共済金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- （2）風水害等、地震等または火災等に際しての共済の目的の紛失または盗難
- （3）共済の目的である家財（持ち出し家財を除く。）が、共済の目的である家財を収容する建物外にある間に生じた風水害等、地震等または盗難
- （4）家財の置き忘れもしくは紛失、または置引き、車上ねらい（搭乗者のいない車両をねらった窃盗をいう。）、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- （5）持ち出し家財である自転車および原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第3項で定めるものをいう。）の盗難
- （6）直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- （7）直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （8）前号以外の放射線照射または放射能汚染
- （9）第6号から第8号までの事由により発生した事故の延焼または拡大
- （10）発生原因がいかなる場合でも、第6号から第8号までの事由による事故の延焼または拡大
- （11）第6号から第8号までの事由に伴う秩序の混乱

2 この組合は、次の各号のいずれかに該当する損害および次の各号のいずれかにより生じた損害に対しては、風水害等共済金、地震等共済金、盗難共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。

- （1）共済の目的の欠陥。ただし、共済契約者、共済の目的の所有者またはこれらの者に代わって共済の目的を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く。
- （2）共済の目的の自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等
- （3）共済の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む。）であって、共済の目的ごとに、その共済の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

3 この組合は、地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対しては、地震等共済金、地震等特別共済金および付属建物等特別共済金を支払わない。

4 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害費用共済金を支払わない。

- （1）共済契約関係者もしくは共済金受取人等またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害
- （2）第1項第6号から第11号までの事由が発生した場合に生じた死亡および身体障害
- （3）原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

第4章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（業務の委託）

第58条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者に必要な業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

（再共済）

第59条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会に再共済するものとする。

- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、自然災害共済再共済協定書により行なうものとする。

第2節 総支払限度額

（総支払限度額の設定）

第60条 この組合は、他のすべての自然災害共済実施生協との間で、1回の風水害等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額および1回の地震等によりすべての自然災害共済実施生協が支払う共済金の額に、共同して支払限度額（以下「総支払限度額」という。）を設ける。

2 前項の総支払限度額については、総代会の議決を要する。

3 連続して生じた複数の風水害等は、これらを一括して1回の風水害等とみなす。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

（1）被災地域がまったく重複しない場合

（2）被災地域は重複するが、個々の風水害等によりその地域に損害が発生した時刻の間隔が72時間を超える場合

4 72時間以内に生じた複数の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなす。ただし、被災地域がまったく重複しない場合には、異なる地震等とみなす。

（大規模災害発生時における共済金の削減等）

第61条 1回の風水害等または1回の地震等につき、共済契約にもとづき支払うべき、それぞれ次の各号の所定の共済金の総額が、この組合の負担限度額を超える場合には、この組合は、共済金を削減することができる。

（1）風水害等 風水害等共済金、傷害費用共済金

（2）地震等 地震等共済金、傷害費用共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金

2 前項のこの組合の負担限度額は、次の算式により算出される。

$$\frac{\text{この組合の支払うべき所定の共済金総額}}{\text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}} \times \text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}$$

3 第1項の規定により共済金を削減する場合の各契約ごとの支払共済金は、次の算式により算出される。

$$\text{各契約ごとの支払うべき所定の共済金の額} \times \frac{\text{自然災害共済実施生協が定める総支払限度額}}{\text{自然災害共済実施生協の支払うべき所定の共済金総額}}$$

（異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等）

第62条 風水害等または地震等が異常に発生し、この共済事業にかかる異常危険準備金を取り崩してもなお、共済契約にもとづき支払うべき所定の共済金を支払うことができない場合には、この組合は第60条（総支払限度額の設定）および前条（大規模災害発生時における共済金の削減等）の規定にかかわらず、総代会の議決を経て、共済金の分割払い、支払いの繰り延べまたは削減をすることができる。

（共済金の削減の場合の概算払い）

第63条 この組合は、第61条（大規模災害発生時における共済金の削減等）または前条（異常に災害が発生した場合の共済金の分割、繰り延べ、削減等）にもとづき共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、その差額を支払うことができる。

第3節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

（共済掛金の額）

第64条 共済契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（責任準備金の額）

第65条 共済契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（未収共済掛金の額）

第66条 未収共済掛金の額は、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（支払備金および責任準備金の積立て）

第67条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第4節 共済契約の種類の区分

（共済契約の種類）

第68条 この組合が共済契約申込者と締結できる共済契約の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）タイプE

（2）タイプB

2 共済契約の種類は、第14条（共済契約締結の単位）に規定する建物1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、同一のものとする。

第5節 共済契約上の紛争の処理

（異議の申立ておよび審査委員会）

第69条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の決定があったことを知った日から30日以内に書面をもって行なわなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に、審査を行ないその結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、「審査委員会規則」に定めるところによる。

（管轄裁判所）

第70条 この共済契約における共済金の請求等に関する訴訟については、東京地方裁判所（本庁）をもって、合意による管轄裁判所とする。

第6節 身体障害等級別支払割合表の変更

（身体障害等級別支払割合表の変更）

第71条 別表第1「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第1「身体障害等級別支払割合表」を変更することができる。ただし、この場合には、この組合は、共済契約者にあらかじめその旨を通知する。

第7節 雑則

（時効）

第72条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（細則）

第73条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続その他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

2 前項の細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（準拠法）

第74条 この規約および細則に規定していない事項については、日本国の法令に準拠するものとする。

別表第1（第2条第1項第9号、第51条および第71条関係）

身体障害等級別支払割合表

1 身体障害の状態の定義

身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいう。

2 身体障害等級別支払割合表

「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとする。

なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

施行規則の障害等級	支払割合	身体障害
第1級	100%	施行規則の障害等級表中の「身体障害」欄による。
第2級		
第3級（2、3、4に限る）		
第3級（2、3、4を除く）	90%	
第4級	80%	
第5級	70%	
第6級	60%	
第7級	50%	
第8級	45%	
第9級	30%	
第10級	20%	
第11級	15%	
第12級	10%	
第13級	7%	
第14級	4%	

別表第2（規約第2条（定義）第2条第1項第10号関係）

火災等の定義

(1)火災	人の意図に反してもしくは放火によって発生し、または人の意図に反して拡大する、消火の必要のある燃焼現象であり、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果あるものの利用を必要とする状態をいう。
(2)落雷	—
(3)破裂・爆発	気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいう。
(4)水ぬれ	次のいずれかの事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいう。 ただし、風水害等によるものまたは雨水等の吹き込み、浸み込みもしくは漏入によるものを除く。
	ア 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故
	イ 共済契約関係者以外の者が占有する戸室で生じた不測かつ突発的な事故
(5)車両の衝突	車両またはその積載物の衝突もしくは接触をいう。 ただし、共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突もしくは接触による損害を除く。
(6)その他の破損	(1)～(5)に該当しない、次のいずれかの事故をいう。 ただし、共済契約関係者およびこれらの者と当該事故の発生にかかわった者の加害行為を除く。
	ア 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊。 ただし、風水害等または砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来による損害を除く。
	イ アに該当しないその他突発的な第三者の直接加害行為で、損害（所有者の意思に反して持ち出された物の損害を除く。）の額が5万円以上のもの。

別表第3（第15条関係）

共済の目的の範囲

共済契約において保障の対象となる範囲は、次に規定するものとする。

1. 共済の目的である建物

(1)この規約において、共済の目的である建物とは、共済契約関係者が所有するもの、または、もっぱら使用もしくは管理するものうち、次の共済金の種類ごとにその範囲に含むものとして規定するものをいう。

共済の目的である 建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物
ア 風水害等共済金	含む	含む	含む	含む	含む
イ 地震等共済金	含む	含む	含む	—	—
ウ 盗難共済金	含む	含む	含む	—	—
エ 地震等特別共済金	含む	含む	含む	—	—
オ 付属建物等特別共済金	—	—	—	含む	含む

(注)

- (a) 建物は第14条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。
- (b) 建物が第7条（共済の目的 建物）第1項第3号のただし書に規定する併用住宅の場合には、従物および付属設備は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分と接続したもの、または機能的に一体となったものに限り、共済の目的である建物に含まれる。
- (c) この表にかかわらず、付属工作物および付属建物のうちもっぱら営業目的に使用しているものは、共済の目的である建物に含まれない。

(2)この規約において、第48条（風水害等共済金）、第49条（地震等共済金）、および第53条（地震等特別共済金）に規定する「共済の目的である家財を収容する建物」の範囲に含むものは、それぞれ(1)のとおりとする。

2. 共済の目的である家財

(1)この規約において、共済の目的である家財とは、共済契約関係者が所有するもののうち、つぎの共済金の種類ごとに規定する建物の範囲に収容されるものをいう。

家財を収容する 建物の範囲 共済金の種類	建物	従物	付属設備	付属工作物	付属建物
ア 風水害等共済金	含む	含む		含む	
イ 地震等共済金	含む	—		—	
ウ 盗難共済金	含む	—		—	

(注)建物は第14条（共済契約の締結の単位）の規定によるものとする。

(2)家財を収容する建物が共済契約関係者の所有でない場合には、共済契約関係者が所有する従物および付属設備は共済の目的である家財に含まれる。

(3)(1)および(2)にかかわらず、次に規定するものは、共済の目的である家財に含まれない。ただし、通貨および預貯金証書が第50条（盗難共済金）第1項第3号の事由に該当した場合には、これらを共済の目的として取り扱う。

ア 通貨、預貯金証書、有価証券、乗車券（鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含む。）、印紙、切手、クレジットカード、ローンカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいう。）その他これらに類する物

イ 貴金属、宝石・宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品

ウ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

エ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

オ 自動車（道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第2条第2項で定めるものをいう。）およびその付属品

カ 義歯、義肢、人工臓器その他これらに類する物

キ 動物、植物等の生物

ク データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(総則)

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、自然災害共済事業規約(以下「規約」という。)第73条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(共済期間の開始日)

第2条 規約第4条(共済期間)にいう「共済期間の開始日」は12月1日とする。

(期中契約の定義)

第3条 規約第4条(共済期間)第2項にいう「前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約」を「期中契約」という。

(外国人の加入基準)

第4条 規約第5条(共済契約者の範囲)による共済契約者となれる組合員のうち、日本国籍を持たない者(以下「外国人」という。)については、以下の条件全てを満たしている場合は、共済契約者の範囲とする。

- (1)日本に居住していること
- (2)出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)にもとづく「在留カード」または同法の特例にもとづく「特別永住者証明書」の交付を受けていること
- (3)自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持つこと

(無給休職となった場合の共済契約)

第5条 共済契約者が勤務を中断し、無給休職となった場合(以下「休職者」という。)においても契約の権利義務を継続することとする。

2 前項にかかわらず、休職者が休職期間中の権利義務の継続を希望しない場合は、共済契約を中断(以下「休止」という。)することができる。休止期間中は、掛金の徴収と共済金の支払いは行なわないものとする。

- (1)休止する場合は、すべての共済契約について休止しなければならない
- (2)休止した場合であっても、復職により掛金徴収が可能となった時から共済契約は復活するものとする

(共済の目的 建物の制限)

第6条 規約第7条(共済の目的 建物)第1項第2号に定める「共済契約関係者が所有する建物」には、次の各号の建物は含まないものとする。

- (1)共済契約関係者が居住しない賃貸目的の共同住宅
- (2)共済契約関係者が居住する建物のうちの一部(延坪数の50%以上)を共済契約関係者以外に賃貸している共同住宅
- (3)住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)等に基づく民泊サービス(宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)を提供している建物の一部
- (4)その他、この組合が特に認めた建物

(併用住宅の用途)

第7条 規約第7条(共済の目的 建物)第1項第3号ウにいう「細則で定める用途」とは、次の各号の用途をいう。

- (1)常時10人以上が業務に従事する事務所
- (2)火薬類専門販売業および再生資源集荷業
- (3)作業員宿舎、簡易宿泊所および住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)等に基づく民泊サービス(宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業
- (5)映画館、劇場および遊技娯楽場
- (6)工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

第8条 規約第7条(共済の目的 建物)第2項第1号に規定する「細則で定める基準」とは、次の各号に規定する条件のすべてを満たすことをいう。

- (1)建築工事の注文者が建物の完成後所有者となること。
- (2)前号の注文者が共済契約関係者であること。
- (3)建築請負業者が、当該建築中の建物にかかる保険等に参加していないこと。
- (4)建前完了時以後であること。

(新規契約において30日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合の基準)

第9条 規約第7条(共済の目的 建物)第2項各号にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、次の各号のいずれかの条件をみたすも

のをいう。

（１）共済契約関係者が居住するための住宅の購入、建築または増・改築等を目的として、共済契約関係者が金融機関と金銭消費貸借契約を締結する場合

（２）その建物への共済契約関係者の30日以内の入居が困難な何らかの事情があり、かつ、この組合がその正当性を認めた場合

（建築中の建物の共済金額等）

第10条 規約第7条（共済の目的 建物）第2項第1号に規定する建物について、共済事故が生じた場合において、この組合が支払う共済金の額は、規約第48条（風水害等共済金）第4項および第5項または規約第49条（地震等共済金）第2項に規定する金額を限度として、当該建物の完成割合に応じて、同条にもとづき決定する。

（同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位）

第11条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第7条（共済の目的 建物）第1項の建物であるにもかかわらず、錯誤により規約第14条（共済契約の締結の単位）第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がなされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなす。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限るものとする。

２ 前項の締結がなされている場合は、次の各号のとおり取り扱い契約口数を調整する。

（１）共済契約は同一敷地内にある共済の目的となるすべての建物の延床面積に対する各建物の延床面積の比率に応じて契約口数を按分し、各建物ごとの契約口数を決定する。

（２）損害額および焼破損割合の算出は、建物ごとに行なう。

（口数の特例）

第12条 規約第10条（付帯される契約との関係）第2項にいう「細則で定める口数」とは、火災共済契約の1／2口数以上同口数までとし、端数が発生する場合は1口単位で切上げた口数をいう。

（初回掛金の特例）

第13条 規約第18条（共済契約の成立および発効日）第3項の規定にかかわらず、この組合が必要と認めた場合には、初回掛金を、次の各号の日までに払い込む。

（１）規約第4条（共済期間）第1項に定める場合は、共済期間の開始日の属する月の末日

（２）期中契約の場合は、発効日の属する月の翌月末日。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までとする。

２ 初回掛金の払込み以前に共済事故が発生した場合は、第1回共済掛金を共済金から差し引いて支払うものとする。

３ 第1項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。

（共済掛金の払込方法）

第14条 規約第20条（共済掛金の払込み）第1項に規定する払込方法のうち、併用できる払込方法は次の各号の通りとする。

（１）月払と半年払

（２）月払と年払

（共済掛金の払込猶予期間の特例）

第15条 規約第22条（共済掛金の払込猶予期間）第2項に定める「細則で定める場合」とは、次の各号のいずれかの場合とする。

（１）共済掛金を共済掛金の払込方法に関する細則に定めるこの組合が指定する経路で払い込んでいるとき。

（２）労働争議等により賃金が支払われないとき。

（３）会社、工場または事務所の経営上の事情により賃金が遅欠配しているとき。

（４）その他、契約者の責によらない理由によるとき。

（追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日）

第16条 規約第45条（共済掛金の返戻または追徴）第3項にいう「細則で定める基準によりこの組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日をいう。

（各共済金請求の提出書類）

第17条 規約第24条（共済金の請求）第2項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、次の各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済金の種類	共済金請求書	住宅の概況等 申告書	共済事故の証明書	死亡診断書 死体検案書	後遺障害診断書 （この組合が定める書式）	その他の必要書類
（1）風水害等共済金	○	○	○			○
（2）地震等共済金	○	○	○			○
（3）盗難共済金	○	○	○			○
（4）傷害費用共済金						
死 亡	○	○	○	○		○
障 害	○	○	○		○	○

（注）○は、必要書類。

- 2 前項に規定する「共済金請求書」は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、共済金受取人が必要事項を記載し、署名押印することとする。ただし、この組合が認めた場合には、押印を省略できる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は第1項の書類の一部の省略を認めることができる。
- 4 第1項にいう「その他の必要書類」として、必要により以下の書類の提出を求める。
 - （1）建物登記簿謄本等、共済の目的の対象であることを確認するための書類
 - （2）規約第55条（他の契約等がある場合）に該当する場合、この組合所定の「共済金支払いに関わる同意書」および他の契約等から支払われる内容を記載した支払内訳書等、この組合が支払うべき共済金の額を算出するための書類
 - （3）規約第50条（盗難共済金）の請求をする場合、この組合所定の「盗難事故状況報告書」、「念書」および損害内容を記載した領収書の原本
- 5 第1項に規定する「共済事故の証明書」とは、共済事故に応じて「関係官署の罹災証明書」またはこれに代わるべき証明書とする。

（共済契約者が脱退した場合の共済契約）

第18条 規約第36条（共済契約の解除）第5項の規定において、定款第11条（法定脱退）第1項第1号または第2号により脱退した場合には、当該共済契約の共済期間が満了するまでの期間（以下「特例の共済期間」という。）を限度として、共済契約を解除しない。

- 2 当該共済契約が月払および半年払であった場合、脱退時において特例の共済期間にかかる共済掛金を一括で支払わなければならない。

（解体の場合の契約消滅日）

第19条 規約第38条（共済契約の消滅）第1項第2号に該当する場合の共済契約の消滅日は「建物の解体開始日」とする。

（空家および家財の移転の場合の取扱い）

第20条 規約第7条（共済の目的 建物）第1項第4号の規定にかかわらず、規約第43条（共済契約の目的に関する通知義務）第1項第3号の事由による通知を受けた場合には、この組合は次の各号に定める基準をいすれもみだし、当該建物の適正な維持管理ができると認められる場合に限り、規約第37条（通知義務による共済契約の解除）第4項の規定を適用せず、共済契約の継続を承諾する。ただし、共済の目的が建物、家財いずれである場合においても空家である期間は増口およびタイプEからタイプBへ変更することができないものとする。

- （1）当該建物の外部および内部について月1回以上の見回り、点検等の管理ができること（土砂災害などでの避難指示により不可の場合を除く）。
- （2）その後の入居または売り家とすることが見込まれること。

- 2 規約第43条（共済契約の目的に関する通知義務）第1項第4号の事実が発生した場合には、共済の目的である家財が、当該家財を収容していた建物から避難または転居の目的で当該建物外の共済契約関係者が居住する建物内へ搬出されるときは、移転日にかぎり移転元および移転先の建物内およびその敷地内にある当該家財を共済の目的である家財とする。

（耐火構造および木造の定義）

第21条 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「耐火構造の建物」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）建物の主要構造部のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- （2）外壁のすべてが次のいずれかに該当する建物

- ア コンクリート造
- イ コンクリートブロック造
- ウ れんが造
- エ 石 造
- オ 土 蔵 造
- カ A L C板(厚さ50mm以上)

2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう「木造の建物」とは、前項に規定する耐火構造の建物以外のものとする。

（建物構造の錯誤の場合の取扱い）

第22条 規約第12条（共済契約の申込み）において、共済の目的である建物について当該建物の構造が木造の建物であるにもかかわらず、耐火構造の建物と告げた場合において、この組合は、共済契約者から耐火構造の建物として払い込まれた共済掛金の額を、木造の建物の共済掛金の額とみなし、換算した共済金額に減額する。

2 耐火構造の建物を木造の建物と告げた場合には、その共済掛金の差額を共済契約者に払い戻す。

3 第1項の規定にかかわらず、共済事故が発生した場合、この組合が知った日の属する当該共済期間および当該共済期間の開始日から3年間遡ってこの組合が受領すべき共済掛金の額と払い込まれた共済掛金の差額相当額を支払った場合、この組合は共済金額の減額を行わず支払う。ただし、共済契約者に故意または重大な過失があるときを除く。

（風水害等共済金を支払う場合）

第23条 規約第48条（風水害等共済金）は、共済の目的に生じた損害の額が1,000円を超える場合に支払う。

（損害の額の算出）

第24条 規約第48条（風水害等共済金）第8項、規約第49条（地震等共済金）第5項、規約第50条（盗難共済金）第6項、規約第53条（地震等特別共済金）第4項および規約第54条（付属建物等特別共済金）第4項にいう「細則で定める基準」とは、公正な損害の額の算出および損害の程度の認定のために定める各種構成部および品目に関する価額ならびにこれらの確認に要する資料等に関する基準をいう。

（身体障害と認める場合の取扱い）

第25条 規約第51条（傷害費用共済金）第4項にいう「細則で定める場合」とは、180日を超えた日において症状が固定した場合をいう。

2 障害の症状が固定しない場合であって、将来にわたり回復の見込みのない症状により「見込みの障害等級」が確定できたときは、「見込みの障害等級が確定した日」を「症状が固定した日」とみなすことができる。

（他の障害等がある場合の決定方法）

第26条 規約第52条（他の障害その他の影響がある場合）にいう「細則で定める方法」とは、医師の診断および事故の態様などを考慮し決定することをいう。

（共済掛金の額）

第27条 共済掛金に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

（内規）

第28条 この細則で定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定める。

2 前項の内規の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（改廃）

第29条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

交通災害共済 ＜しぐなる＞

重要事項説明書
(契約概要／注意喚起情報)
事業規約・細則

交通災害共済くしぐなる

1 保障の内容

■保障内容・共済金額 契約概要

交通事故を直接の原因として、被共済者が傷害を被り入院・通院・死亡・後遺障害となった場合に保障します。

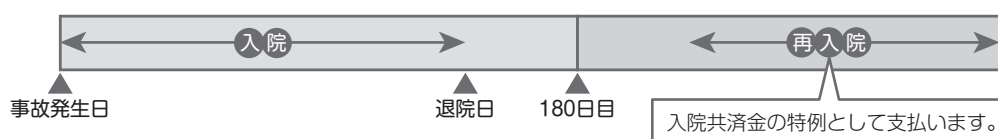
※「傷害」とは、外部からの衝撃による外傷等の身体的な傷害をいい精神疾患を除きます。

●1口あたりの契約共済金額は100万円です。

共済項目		共済金額 (1口契約の場合)	共済金額 (8口契約の場合)
入院	事故日から180日以内の入院(180日限度)	(1日につき) 1,500円	(1日につき) 12,000円
通院	事故日から180日以内の通院(90日限度)	(1日につき) 800円	(1日につき) 6,400円
死亡	事故日から180日以内の死亡	100万円	800万円
後遺障害	障害等級1級から14級まで (労働者災害補償保険法施行規則別表第一によります。)	100万円～4万円	800万円～32万円

【再入院の特例について】

再入院の目的がプレートの除去または抜釘の場合、180日目を過ぎた再入院についても医師の証明書(治療内容・見込み入院日数など)の提出ができる場合は支払いの対象とします(合計入院日数は180日が限度です)。



■対象となる主な交通事故 契約概要

- ①自動車にはねられた
- ②道路上での自転車走行中の事故
- ③駅構内のホーム等で押されてのケガ(駅構内とは改札の内側をいいます)
- ④運転中の衝突事故
- ⑤道路通行中の落下物による事故
- ⑥飛行機の事故

※日本国内外の交通事故を保障します。

2 被共済者について

■被共済者の範囲 契約概要

1. 共済契約者
2. 共済契約者と同一生計の親族(9名限度)

※組合員ご本人の契約がなくても、同一生計の親族のみを契約することができます。

※同一生計とは共済契約者と日々の消費生活において各々の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。

3 共済掛金と契約限度口数

■ 共済掛金額 📄 契約概要

1口あたり

月払	半年払	年払
45円	250円	500円

※キャンペーン、加入促進時以外での申し込みは月払のみとなります。なお、退職組合員の半年払はありません。

■ 契約限度口数 📄 契約概要

被共済者1人につき最高8口

4 共済締結後にご注意いただく事項

■ 契約後に通知していただきたい事項 ⚠ 注意喚起情報

次の場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

1. 共済契約者の氏名、住所・住居表示に変更があったとき。
2. 離婚等で被共済者が被共済者の範囲に該当しなくなったとき。
3. 身体の傷害を原因として保険金（共済金含む）を支払う他の保険（共済）契約を締結するとき。

■ 共済契約が無効となる場合 ⚠ 注意喚起情報

1. 被共済者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
2. 発効日または更新日にすでに被共済者の範囲外であったとき。
3. 契約できる限度口数を超過して契約した場合の超えた口数。

■ 共済契約が消滅となる場合 ⚠ 注意喚起情報

共済期間中に被共済者が死亡したとき、共済契約はそのときをもって当該被共済者の契約は消滅します。

■ 重大事由により共済契約を解除する場合 ⚠ 注意喚起情報

電通共済生協は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができます。

1. 共済金の請求または受領に際し、共済契約者もしくは共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
2. 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
3. 前記、1. および2. のほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。

■ 共済契約を解除する場合 ⚠ 注意喚起情報

被共済者が、婚姻関係の解消、養子縁組の解消のため共済契約者と同一生計の親族でなくなった場合、電通共済生協は共済契約を将来に向かって解除することができます（同一生計の親族でなくなった日の翌日から契約は解除となります）。

※子どもなどの親族が同一生計外となった場合、当該共済契約の共済期間が終了するまでの期間（11月30日まで）を限度に契約を継続できます。ただし、契約の更新はできません。

■ 共済掛金の返還について

共済期間中に被共済者が交通事故により死亡し、死亡共済金をお支払いした場合は、共済掛金を返還しません。

■ 保険料控除について

交通災害共済は、保険料控除の対象ではありません。

5 共済金の請求事由が発生したとき

■共済事故発生の際の通知義務について ！ 注意喚起情報

被共済者が交通事故によって死傷した場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

■共済金請求の手続きについて

被共済者が交通事故によって死傷した場合は、所属の組合・組織を通じて電通共済生協へ通知してください。

事故の通知(事故発生通知書)により共済金支払対象の可否を判断します。

※手続きの流れはP.118～119をご参照ください。

■請求時に必要な各種証明書類について ！ 注意喚起情報

診断書・施術証明書、後遺障害診断書、交通事故証明書、死亡診断書、その他各種証明書類は、共済金受取人の負担となります。

事故の発生

組合へ報告

書類の準備

・ 事故にあったときは必ず、すぐに警察へ連絡してください。
 ※ 共済金請求時には「公的事故証明書」が必要になります。
 ※ 自転車による自損事故の場合でも、「公的事故証明書」は発行される場合がありますので速やかに警察に届け出をしてください。

・ 所属の組合・組織へ交通事故にあったことを報告してください。原則として、事故発生日から10日以内に「事故発生通知書」を組織へ提出していただきます。(書類は組合・組織に用意してあります。また、電通共済生協HPからダウンロードすることも可能です。)

- 共済契約者(組合員)の氏名等を記入してください。
- 事故にあわれた方の氏名・契約口数等を記入してください。
- 車両(自転車等含む)運転中の事故の場合は必ず記入してください。
- 利用していた交通機関を記入してください。
- 事故の詳細(事故相手・走行時の状況等)を詳しく記入してください。
- 見取図は事故の状況を詳しく記入してください。
- 書類提出時点での治癒見込日を記入してください。

・ 入院の保障期間は、事故発生日から180日以内です(通院は90日が限度)。
 ・ 治療が終了した日、または事故発生日から180日が経過した段階で、請求に必要な書類の提出が必要となりますので所属の組合・組織に連絡してください。

各共済金請求の提出書類は以下のとおりです。○…必ず提出が必要な書類です。△…必要に応じて提出します。

共済種類	提出書類 (コピー○)	事故発生通知書 (コピー○)	共済金請求書 (コピー○)	交通事故証明書 (コピー○)	診断書または施術証明書 (この組合が定める書式) (コピー○)	承諾書 (この組合が定める書式) (コピー○)	治療申告書・承諾書 (この組合が定める書式) (コピー○)	後遺障害診断書等 (コピー○)	死亡診断書 (死体検案書) (コピー○)	その他の必要書類
(1) 死亡共済金	○	○	○	—	△	—	—	—	○	○ ^(※5)
(2) 障害共済金	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○
(3) 入院・通院共済金 (1事故につき合計11日以上)	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
(4) 入院・通院共済金 (1事故につき合計10日以内)	○	○	○	○ ^(※7)	△	○ ^(※7)	—	—	—	—

※1 交通事故証明書は、自動車安全運転センター(人身または物損事故に関わらず可能)または自動車安全運転センターに代わるべき第三者の発行する交通事故証明書とします。

※2 「診断書」「施術証明書」の代わりとして、①自賠責共済(保険)の診断書、②診療報酬明細書の写しによる請求や当組合が求める要件を満たしている場合において、他の保険会社や共済団体の診断書等による請求も可能です。(①・②は必ずセットで提出)

※3 電通共済生協の審査内容を満たしている場合は他共済(保険)の様式のコピーでも請求は可能です。

【自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」が取得できない場合】

対象事故	証明書
(1) 自動車運転事故であって自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書」が取得できない場合	自動車損害賠償責任共済(保険)支払通知書の写し
(2) 列車、駅構内(改札口の内側)における事故	専務車掌、駅長または助役の証明書
(3) 航空機・船舶の事故	機長、船長、事務長または会社代表者の証明書
(4) エレベーター等の事故や建造物の倒壊・物の落下等による道路通行中の不慮の事故等	その建物等の管理者の証明書
(5) 上記(1)～(4)に規定する書類を申請したが取得できない場合	下記いずれかの書類(事故状況・場所が確認できるもの)※8 ①救急車の搬送証明書(出勤場所が事故現場のもの) ②労働者災害補償保険請求書の写しと支給決定・支払振込通知書の写しまたは支払決定通知書 ③公務災害認定申請書ならびに公務災害認定通知書の写し

上記の事故証明書が取得できない場合は、第三者(利害関係者、親族を除く)による「目撃者(現認)証明書」、「示談書の写し」または「免責證書の写し」のいずれかで代用できます。

示談書とは「①事故発生日時・場所の明記 ②当事者双方の住所・氏名の記入・押印 ③事故原因・状況の明確な記入 ④示談内容の記載 ⑤立会人がいる場合は住所・氏名・押印」を満たす書面を指します。

海外旅行中の交通事故については、添乗員もしくは主催会社の証明書をご提出ください。

※4 死亡原因が交通事故による死亡であることが明らかな場合は、電通共済生協所定の「死亡診断書」を「電通共済生協所定以外の死亡診断書(死体検案書)」または「市(区町村)役所その他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書(死亡診断書付死亡届・死亡診断書記載事項証明書等)」で代用できます。

※5 共済契約者が死亡した場合で、同順位の受取人が複数人いる場合は、以下の書類の提出が必要です。

①同順位者全員が記載されている戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)コピー ②同順位者全員の委任状 ③同順位者全員の印鑑証明

※6 「後遺障害診断書等」とは以下のものをいいます。

①電通共済生協所定の「後遺障害診断書」(コピー○)

②他共済・保険等の「後遺障害診断書」および次のいずれかの書類(コピー×)

ア.労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書

イ.公務災害認定通知書 ウ.自賠責共済(保険)の後遺障害等認定票

③この組合が定める後遺障害認定するために必要な情報が記載されている書類

※7 1事故につき入院・通院日数の合計が10日以内である場合に「診断書」「施術証明書」にかえて「治療申告書」による請求も可能です。

※8 (2)の場合は事故発生(救急搬送)場所が列車または駅構内(改札口の内側)であることが明記されていること。

書類の提出

所属の組合・組織へ提出します。

電通共済生協本部で審査・認定を行ないます。

共済金の受取り

請求の認定後、共済契約者(組合員)名義の口座に共済金が送金されます。

※交通事故にあわれた方が共済契約者以外の場合も、共済金の送金先は共済契約者名義の口座になります。

6 共済金の支払いについて

■共済金受取人について ！ 注意喚起情報

- 共済金受取人は、共済契約者本人となります。
- 共済契約者本人が死亡した場合の共済金受取人は、事業規約第7条(共済金受取人)の受取人順位に基づきます。共済金受取人の指定はできません。

- | | |
|------|--|
| 第1順位 | 共済契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし共済契約者、または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合は除く。) |
| 第2順位 | 共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、および甥姪 |
| 第3順位 | 共済契約者の死亡当時、主としてその収入により生計を維持していた第2順位に該当しない親族 |
| 第4順位 | 第2順位に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、および甥姪 |

第2順位および第4順位の受取人については、共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪の順位となります。

なお、父母については、養父母を先にし、実父母を後に、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にします。

- 共済金受取人が2人以上いる場合は、代表者を定めなければなりません。

■障害共済金の認定について ！ 注意喚起情報

障害共済金は労働者災害補償保険法施行規則別表第1の身体障害等級に該当する場合にお支払いします。障害共済金は後遺障害(傷病が治った後に残る障害)に対し支払うため、傷病が治ゆし、障害が無くなることも想定して交付される身体障害者手帳の等級による認定は行ないません。

■共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する共済事故については、共済金をお支払いできません。なお、お支払いできないすべての内容を記載しているものではありません。詳細は「規約・細則」をご確認ください。

1. 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意、または重大な過失や犯罪行為があったとき。
2. 法令に定める運転資格を持たない運転、酒気帯び運転、およびこれに相当する運転（麻薬・覚せい剤などの薬物により正常な運転ができないおそれのある運転）をしている間に生じた事故。
3. 道路以外の場所における車両の交通によって生じた事故。ただし、自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書の発行を受けた場合を除きます。
4. 地震、噴火、津波、洪水、暴風その他これらに類する天災による事故。
5. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または、腰・背痛で他覚症状のないもの。
6. 被共済者が、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治癒したとき以降の通院、および医師または歯科医師が通院しなくてもさしつかえないと診断したとき以降の通院。

■共済金と課税

死亡共済金を受け取った場合は、課税の対象となります。P.32「■共済金と課税」をご確認ください。入院・通院・障害共済金については非課税です。

マイナンバー（個人番号）制度の導入に伴ない電通共済生協より税務署へ提出する法定調書（生命保険金・共済金受取人別支払調書）上に個人番号の報告が義務付けられました。

100万円を超える死亡共済金をお支払いする場合、電通共済生協より共済金受取人にマイナンバー（個人番号）報告に関するご案内をお送りしますのでご協力をお願いいたします。

MEMO

各共済共通項目

総合（慶弔）共済

生命共済

火災共済・自然災害共済

交通災害共済

● 交通災害共済 事業規約・細則 目次 ●

交通災害共済 事業規約	125
第1条(通則)	125
第2条(定義)	125
第3条(事業)	125
第4条(共済期間)	125
第5条(共済契約者の範囲)	125
第6条(被共済者の範囲)	126
第7条(共済金受取人)	126
第8条(共済金受取人の代表者)	126
第9条(契約内容の提示)	126
第10条(共済契約の申込み)	126
第11条(共済契約の申込みの撤回等)	126
第12条(共済契約申込みの諾否)	126
第13条(初回掛金の払込み)	127
第14条(共済契約の成立および発効日)	127
第15条(共済契約の更新)	127
第16条(共済掛金の払込み)	127
第17条(共済掛金の払込経路)	127
第18条(共済掛金の払込猶予期間)	128
第19条(事故発生の際の通知義務)	128
第20条(共済金の請求)	128
第21条(共済金等の支払いおよび支払場所)	128
第22条(共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い)	128
第23条(第三者に対する損害賠償請求権)	128
第24条(詐欺等による共済契約の取消し)	128
第25条(共済契約の無効)	129
第26条(共済契約の失効)	129
第27条(共済契約の解約)	129
第28条(重大事由による共済契約の解除)	129
第29条(共済契約の解除)	129
第30条(通知義務違反による共済契約の解除)	129
第31条(共済契約の消滅)	129
第32条(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返還)	130
第33条(共済契約の承継)	130
第34条(氏名または住所の変更)	130
第35条(被共済者の続柄の異動)	130
第36条(他の契約に関する通知義務)	130
第37条(交通事故)	130
第38条(交通機関の範囲)	130
第39条(共済金額)	131
第40条(契約口数の最高限度)	131
第41条(共済金の種類)	131
第42条(死亡共済金)	131

第43条（障害共済金）	131
第44条（入院共済金）	131
第45条（通院共済金）	131
第46条（他の傷害その他の影響がある場合）	132
第47条（共済金を支払わない場合）	132
第48条（業務の委託）	133
第49条（再共済）	133
第50条（共済掛金の額）	133
第51条（責任準備金の額）	133
第52条（未収共済掛金の額）	133
第53条（支払備金および責任準備金の積立て）	133
第54条（異議の申立ておよび審査委員会）	133
第55条（管轄裁判所）	133
第56条（時効）	133
第57条（裏書規定）	133
第58条（細則）	133
第59条（準拠法）	133
別表第1 身体障害等級別支払割合表	134
交通災害共済 事業細則	135
第1条（総則）	135
第2条（共済期間の開始日）	135
第3条（期中契約の定義）	135
第4条（外国人の加入基準）	135
第5条（無給休職となった場合の共済契約）	135
第6条（被共済者の人数）	135
第7条（共済金受取人となることのできる配偶者）	135
第8条（「主としてその収入によって生計を維持していた」の定義）	135
第9条（初回掛金の特例）	135
第10条（共済掛金の払込方法）	135
第11条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	136
第12条（各共済金請求の提出書類）	136
第13条（交通事故証明書の特例）	137
第14条（共済契約者が脱退した場合の共済契約）	137
第15条（運行中の定義）	137
第16条（道路の範囲）	137
第17条（交通機関の範囲に含めるもの）	137
第18条（生死不明の場合）	137
第19条（障害共済金の等級の認定）	137
第20条（障害共済金の特例）	138
第21条（被共済者による治療）	138
第22条（病院および診療所の定義）	138
第23条（入院および通院の範囲）	138
第24条（傷害の定義）	138
第25条（他覚症状の定義）	138
第26条（ハイヤーまたはタクシーを業務運転中の状態）	138

第27条(内規)		138
第28条(改廃)		138

第1章 総 則

（通則）

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第68条（事業の品目等）第3号に掲げる事業を実施するものとする。

（定義）

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

- （1）「共済事故」とは、共済金が支払われる事由をいう。
- （2）「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- （3）「被共済者」とは、共済の対象として、その死亡、身体障害、入院および通院が共済事故とされている者をいう。
- （4）「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に対し共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- （5）「共済契約関係者」とは、共済契約者、被共済者および共済金受取人をいう。
- （6）「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- （7）「細則」とは、交通災害共済事業細則をいう。
- （8）「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来の契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- （9）「身体障害」とは、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態をいう。また、「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と認められる精神的または身体的なき損状態をいう。
- （10）「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下で治療に専念することをいう。
- （11）「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいう（往診による医師または歯科医師の治療を含む。）。
- （12）「他の契約」とは、身体の傷害を原因とする共済（保険）事故に対して共済（保険）金を支払う、他の共済（保険）契約または特約をいう。
- （13）「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- （14）「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- （15）「契約証書」とは、共済契約成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- （16）「返戻金」とは、共済契約者に払い戻す当該共済契約の未経過共済期間（1か月に満たない端数日を切り捨てる。）に対する共済掛金をいう。

（事業）

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、被共済者につき生じた、交通事故を直接の原因とする死亡、身体障害、入院および通院を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行なう。

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通則

（共済期間）

第4条 共済期間は、細則に定める共済期間の開始日から1年間とする。

- 2 前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約の場合には、発効日から前項に定める共済期間の末日までの期間を共済期間とする。

第2節 共済契約関係者

（共済契約者の範囲）

第5条 共済契約者となることのできる者は、この組合の組合員とする。

（被共済者の範囲）

第6条 被共済者となることのできる者は、第14条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第15条（共済契約の更新）に規定する更新日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）共済契約者
- （2）共済契約者と生計を一にする親族

（共済金受取人）

第7条 共済金受取人は、共済契約者とする。

2 共済契約者が死亡したときの共済金受取人は、次に掲げる遺族とする。

- （1）共済契約者の配偶者
- （2）共済契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪
- （3）共済契約者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた前号に該当しない親族
- （4）第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹および甥姪

3 前項の場合において、共済金受取人となる遺族の順位は同項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者の内にあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。なお、遺族の順位は法律上有効な遺言があった場合でも変更できないものとする。

4 共済金の支払いを受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支払う。

（共済金受取人の代表者）

第8条 共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないか、または代表者の所在が不明であるときは、この組合が共済金受取人の1人に対してなした行為は、他の共済金受取人に対しても効力を生ずるものとする。

第3節 共済契約の締結**（契約内容の提示）**

第9条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この事業の規約（別紙第1「共済掛金額算出方法書」、別紙第2「責任準備金額算出方法書」、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）にもとづき契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

（共済契約の申込み）

第10条 共済契約申込者は、共済契約申込書に次の各号の事項を記載し、被共済者の同意を得て署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

- （1）契約共済金額または口数
- （2）共済契約者の氏名および住所
- （3）被共済者の氏名および共済契約者との続柄
- （4）共済掛金の払込方法
- （5）被共済者がすでに加入している他の契約の有無
- （6）申込日
- （7）その他この組合が必要と認めた事項

（共済契約の申込みの撤回等）

第11条 共済契約の申込みをした者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条（共済契約の申込み）の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申し込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みを撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。

2 前項により申込みの撤回等がされた場合には、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

（共済契約申込みの諾否）

第12条 この組合は、第10条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約の申込みをした者に通知する。

2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、契約証書の交付をもって行なう。

3 前項に規定する契約証書には、次の各号に規定する事項を記載するものとする。

- （1）保障内容、契約共済金額および口数

- (2) 共済契約者の氏名および住所
- (3) 被共済者の氏名および共済契約者との続柄
- (4) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
- (5) 共済契約の発効日
- (6) 共済契約の満了日
- (7) 契約証書作成年月日
- (8) 共済契約者の通知義務事項

（初回掛金の払込み）

第13条 共済契約者等は、初回掛金を共済契約申込みの日から1か月以内に、この組合に払い込まなければならない。

（共済契約の成立および発効日）

第14条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、次の各号のいずれかの日の午前零時から、保障を開始する。

- (1) この組合が初回掛金を受け取った日の翌日
 - (2) 第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済期間の開始日
 - (3) この組合が認める場合であって、かつ、第3項の規定により初回掛金を受け取ったときは、共済契約申込みの日の翌日以後の共済契約申込者が指定する任意の日
- 2 前項各号に規定する日を共済契約の発効日とする。
- 3 共済契約の発効日が指定された共済契約については、前条（初回掛金の払込み）の規定にかかわらず、共済契約者等は、初回掛金を発効日の前日までにこの組合に払い込まなければならない。
- 4 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
- 5 前条（初回掛金の払込み）または第3項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は、共済契約を無効とする。
- 6 第4項の第1回共済掛金は、発効日から発効日の属する月の翌月末までの期間に対応する共済掛金とする。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までに対応する共済掛金とする。
- 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

（共済契約の更新）

第15条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日を更新日として更新する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には共済契約の更新はできず、第2号に該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。
- (1) 更新日において、被共済者が第6条（被共済者の範囲）に規定する範囲外であるとき。
 - (2) この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は、規約または細則の改正があったときは、更新される共済契約には更新日における改正後の規約または細則を適用する。
- 4 第1項から第3項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 5 第18条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
- 6 この組合は、共済契約の更新が行なわれた場合には、その旨を共済契約者に通知する。なお、第2項第2号にもとづき更新ができない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

（共済掛金の払込み）

第16条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条（共済期間）第2項の場合の共済掛金の払込方法については、月払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの共済契約の発効日または更新日の各応当日（以下「払込方法別応当日」という。）の前日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

（共済掛金の払込経路）

第17条 共済契約者は、この組合の指定する経路により共済掛金を払い込まなければならない。

（共済掛金の払込猶予期間）

第18条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1か月間の払込猶予期間を設ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、細則で定める場合には、第2回以後の共済掛金の払込猶予期間については、払込期日の翌日から3か月とすることができる。
- 3 第1項および第2項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 4 第1項から第3項までの規定は、更新契約の初回掛金にも適用するものとする。

第6節 共済金の請求および支払い**（事故発生の際の通知義務）**

第19条 被共済者について、共済事故が発生したことを知ったときは、共済契約者または共済金受取人は、遅滞なく事故発生の状況および傷害の程度をこの組合に通知するものとする。

- 2 前項の通知を正当な理由なく行なわなかった場合には、この組合は共済契約者に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができる。

（共済金の請求）

第20条 共済金受取人は、共済事故が発生したことを知ったときは、遅滞なく細則で定める書類を提出することによりこの組合に共済金を請求するものとする。

- 2 この組合は、事故発生の状況および傷害の程度について、共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し陳述を求め、または被共済者の身体の診査もしくは死体の検案を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒み、妨げた場合には、これにより調査が遅延した期間について、次条（共済金等の支払いおよび支払場所）第1項に規定する期間は延長されたものとみなして同項の規定を適用し、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

（共済金等の支払いおよび支払場所）

第21条 この組合は、前条（共済金の請求）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、必要な調査を終えて、この組合の指定する場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

- (1) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき 180日
 - (2) 警察、検察その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行なう必要があるとき 180日
 - (3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 90日
 - (4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行なう必要があるとき 120日
 - (5) 第1号から第4号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者および共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき 90日
- 2 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第22条 この組合は、第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、この組合が特に認めた場合に限り、共済金と未払込共済掛金を差し引いて支払うこと（以下「共済金の差額支払い」という。）ができるものとする。

- 2 未払込共済掛金の全額が共済金の額を超えているとき、または共済金の差額支払いを行なわないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払い込まなければならない。なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

（第三者に対する損害賠償請求権）

第23条 この組合が共済金を支払った場合において、共済契約関係者がその死傷について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しないものとする。

第7節 共済契約の終了**（詐欺等による共済契約の取消し）**

第24条 この組合は、共済契約者の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行なう。
- 3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人に対する通知によっ

て行なうことができる。共済金受取人が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人の1人に対して通知すれば足りる。

4 第1項により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しない。

（共済契約の無効）

第25条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は無効とする。

- (1) 被共済者が共済契約の発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
 - (2) 被共済者が共済契約の発効日または更新日において第6条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であったとき。
 - (3) 契約口数が、第40条（契約口数の最高限度）の最高限度を超えていたときは、その超えた部分の口数に対応する共済契約
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
- 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金の返還を請求することができる。

（共済契約の失効）

第26条 第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日の翌日の午前零時にさかのぼって効力を失い、かつ共済契約は消滅する。この場合において、この組合はその旨を共済契約者に通知する。

（共済契約の解約）

第27条 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、その書面には解約の日および必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。
- 3 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの組合に到着した日の属する月の翌月1日のいずれか遅い日の午前零時から生じる。

（重大事由による共済契約の解除）

第28条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき。
 - (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生ののちになされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。
- 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人に対する通知によって行なうことができる。共済金受取人が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人の1人に対して通知すれば足りる。

（共済契約の解除）

第29条 この組合は、共済契約者がこの組合を脱退したときは、当該共済契約を解除することができる。

- 2 第1項の他、被共済者が婚姻関係または養子縁組の解消により、第6条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲に該当しなくなった場合には、共済契約は将来に向かって解除するものとする。
- 3 第1項および第2項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行なう。ただし、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人に対する通知によって行なうことができる。

（通知義務違反による共済契約の解除）

第30条 第36条（他の契約に関する通知義務）の事実がある場合で、共済契約者が故意または重大な過失により遅滞なく当該事実の通知をしなかったときは、共済契約を将来に向かって解除することができる。ただし、この組合が同条により裏書した場合は除く。

- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合において、その解除が共済事故発生ののちにされたときであっても、この組合は、解除の原因となった事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わず、また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求することができる。
- 3 第1項にもとづく解除権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、消滅する。
 - (1) この組合が解除の原因を知ったときから解除権を1か月間行使しなかったとき
 - (2) 当該事実が発生した時から5年が経過したとき

（共済契約の消滅）

第31条 被共済者が死亡した場合にはそのときをもって、当該被共済者にかかる共済契約は消滅する。

（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返還）

第32条 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、返戻金を共済契約者に払い戻す。

- （1）第27条（共済契約の解約）、第28条（重大事由による共済契約の解除）、第29条（共済契約の解除）または第30条（通知義務違反による共済契約の解除）の規定により共済契約が解約または解除されたとき。
- （2）第31条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、死亡共済金が支払われなかったとき。

2 前項に規定する返戻金の額は、次の各号に定める額とする。

- （1）年払掛金の場合、すでに払い込まれた共済掛金の額から、年払掛金を12で除した額に既経過共済期間の月数（1か月に満たない端数日を切り上げる。以下同じ。）を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額
- （2）半年払掛金の場合、すでに払い込まれた共済掛金の額から、半年払掛金を6で除した額（小数点以下の端数は切り捨てる。）に既経過共済期間の月数を乗じて得た額（小数点以下の端数は切り捨てる。）を差し引いた額

第8節 共済契約関係者の異動等**（共済契約の承継）**

第33条 共済契約者が死亡した場合、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該共済契約による権利義務を承継することができる。

2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

（氏名または住所の変更）

第34条 共済契約者は、共済契約者の氏名、住所または住所表示に変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

（被共済者の続柄の異動）

第35条 共済契約者は、被共済者が第6条（被共済者の範囲）に該当しなくなった場合には、遅滞なくこの組合に通知しなければならない。

（他の契約に関する通知義務）

第36条 共済契約者または被共済者は、共済契約締結の後において、他の契約を締結するときはあらかじめ、他の契約があることを知ったときは遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、契約証書に承認の裏書きを請求しなければならない。

第3章 交通事故の定義**（交通事故）**

第37条 この規約において「交通事故」とは、次の各号に掲げる急激かつ偶然な外来の事故をいう。

- （1）運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（これに積載されているものを含む。以下同じ。）との衝突・接触等による事故
- （2）運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- （3）運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- （4）乗客（入場客を含む。）として改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさす。）における被共済者の不慮の事故
- （5）道路（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第1号の道路とする。日本国外においても同法で規定する道路と同程度のものとする。以下同じ。）を通行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
 - ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ 火災または破裂・爆発

（交通機関の範囲）

第38条 前条（交通事故）の「交通機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェーを含む。）、リフト、エレベーター、およびエスカレーター。
ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部をなす運搬具を除く。
- （2）自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条第1項第8号から第12号までに規定するもの）
- （3）航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条第1項に規定する航空機
- （4）船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶
- （5）その他、この組合が細則で定めるもの

第4章 共済金額および共済金の支払い

（共済金額）

第39条 共済契約1口についての契約共済金額は100万円とし、第41条（共済金の種類）にいう共済金の種類ごとにそれぞれ次のとおりとする。

1口についての共済金額	
死亡共済金額	100万円
障害共済金額	100万円～4万円
入院共済金額（1日あたり）	1,500円
通院共済金額（1日あたり）	800円

2 1事故において支払う共済金の限度額は、前項の契約共済金額とする。

（契約口数の最高限度）

第40条 被共済者1人についての契約口数の最高限度は8口とする。

2 前項の契約口数は、被共済者が、他の組合員が契約者となるこの事業の被共済者を兼ねる場合には、それぞれの契約口数を合計したものとする。

（共済金の種類）

第41条 この規約において、共済金とは次のものをいう。

- (1) 死亡共済金
- (2) 障害共済金
- (3) 入院共済金
- (4) 通院共済金

（死亡共済金）

第42条 この組合は、被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、交通事故の発生した日から180日以内に死亡したときは、死亡共済金を支払う。

2 この組合は、船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭った者のうち、被共済者の生死が、危難の去った後、次の期間を経過しても分からないときは共済金を支払う。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

- (1) 航空機の事故の場合 30日
- (2) 船舶の事故の場合 3か月
- (3) 第1号および第2号以外の危難の場合 1年

3 前項の場合において、共済金を支払った後に被共済者が生存していたことが明らかになったときは、共済金受取人は、この組合に共済金を返還しなければならない。

（障害共済金）

第43条 この組合は、被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、交通事故が発生した日から180日以内に身体障害の状態になった場合には、別表第1「身体障害等級別支払割合表」に定める区分によって、障害共済金を支払う。

2 被共済者が、前項の期間を超えてなお症状が固定しない状態にある場合の扱いは細則で定める。

（入院共済金）

第44条 この組合は、被共済者が共済期間中に交通事故を直接の原因とする傷害を被り、入院した場合、事故の日から180日以内の入院した日数に対し入院共済金を支払う。

2 前項の場合、入院共済金として、被共済者が病院または診療所に入院した日数に応じて支払う。

3 入院共済金が支払われることとなる入院日数は、同一の交通事故による入院について180日をもって限度とする。

4 被共済者が、第1項に規定する入院（以下、この項において「当初の入院」という。）の期間中に発生した異なる交通事故を直接の原因として入院を開始した場合（以下、この項においてこれらの入院を「一連の入院」という。）は、当初の入院の直接の原因となった交通事故について入院共済金を支払い、異なる交通事故による入院については入院共済金は支払わない。ただし、一連の入院期間中に当初の入院の入院共済金が支払われる期間が終了したときは、異なる交通事故による入院についての入院共済金として、次の金額を支払う。

入院共済金額（1日あたり）×（一連の入院の入院日数－当初の入院の入院日数）

（通院共済金）

第45条 この組合は、被共済者が共済期間中に交通事故を直接の原因とする傷害を被り、通院した場合、事故の日から180日以内の通院し

た日数に対し通院共済金を支払う。

- 2 前項の場合、通院共済金として、被共済者が病院または診療所に通院した日数に応じて支払う。
- 3 通院共済金が支払われることになる通院日数は、同一の交通事故による通院について90日をもって限度とする。
- 4 被共済者が、第1項に規定する通院の治療を行なっている期間中に発生した異なる交通事故を直接の原因として第1項に規定する通院をした場合に、異なる交通事故によるあらたな通院日と重複する日について、そのあらたな通院については、通院共済金を支払わない。
- 5 被共済者が、第44条（入院共済金）に規定する入院共済金が支払われるべき期間中に通院した場合に、その入院日と重複する通院日については通院共済金を支払わない。
- 6 被共済者が、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治癒したとき以降の通院、および医師または歯科医師が通院しなくてもさしつかえないと診断したとき以降の通院については、第2項の通院日数に含めないこととする。

（他の傷害その他の影響がある場合）

- 第46条 被共済者が交通事故により傷害を被った場合において、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、この組合は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払う。
- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠りまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合の共済金の額の決定については、前項の規定を準用する。

（共済金を支払わない場合）

第47条 この組合は、次のいずれかに該当する場合に生じた事故については共済金を支払わない。

- （1）共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合はその残額を他の共済金受取人に支払う。
- （2）被共済者の犯罪行為によるとき
- （3）被共済者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき
- （4）被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- （5）道路以外の場所における車両の交通によって生じたもの。ただし、自動車安全運転センター各都道府県事務所が当該事故に対し交通事故罹災証明書を発行した場合を除く。
- （6）人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
- （7）列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立入りまたは当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの。ただし業務上の必要による立入り、または通行によって生じたものを除く。
- （8）被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く。）、競技・興行（練習を含む。）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で第38条（交通機関の範囲）の交通機関に搭乗している間に生じた傷害についてはこの限りではない。
- （9）被共済者が職務として以下の作業に従業中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - ア 荷役作業（土石などの積み込み、積み卸し作業を含む。）
 - イ 第38条（交通機関の範囲）の交通機関の修理、点検、整備、清掃の作業
- （10）被共済者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- （11）被共済者が、職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- （12）地震、噴火、津波、洪水、暴風その他これらに類する天災
- （13）戦争その他非常の出来事
- （14）頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
- （15）被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故

第5章 事業の実施方法

第1節 事業の実施方法

（業務の委託）

第48条 この組合は、この共済事業を実施するにあたり、この組合以外の者に業務の一部（共済契約の締結の代理および媒介を除く。）を委託することができる。

（再共済）

第49条 この組合は、共済契約により負う責任の全部または一部を、再共済または再保険に付することができる。

第2節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法

（共済掛金の額）

第50条 共済契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（責任準備金の額）

第51条 共済契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（未収共済掛金の額）

第52条 未収共済掛金は、別紙第3「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

（支払備金および責任準備金の積立て）

第53条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第3節 共済契約上の紛争の処理

（異議の申立ておよび審査委員会）

第54条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して、異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の決定があったことを知った日から30日以内に、書面をもって行なわなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行ない、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、「審査委員会規則」に定めるところによる。

（管轄裁判所）

第55条 この共済契約における共済金の請求等に関する訴訟については、東京地方裁判所（本庁）をもって、合意による管轄裁判所とする。

第4節 雑則

（時効）

第56条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

（裏書規定）

第57条 この規約において、契約証書に裏書する場合には、あらたな契約証書の発行または裏書内容の通知をもって契約証書への裏書に代えることができる。

（細則）

第58条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

2 前項の細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

（準拠法）

第59条 この規約および細則に規定していない事項については、日本国法令に準拠するものとする。

別表第 1（第 2 条(定義)第 9 号および第 4 3 条(障害共済金)関係）

身体障害等級別支払割合表

「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年 9 月 1 日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとする。

なお、施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生日の属する共済期間の開始日において現に効力を有する施行規則の障害等級表によるものとする。

施行規則の障害等級	死亡共済金額に対する支払割合	身体障害
第 1 級	100%	施行規則の障害等級表中の「身体障害」欄による
第 2 級		
第 3 級	90%	
第 4 級	80%	
第 5 級	70%	
第 6 級	60%	
第 7 級	50%	
第 8 級	45%	
第 9 級	30%	
第10級	20%	
第11級	15%	
第12級	10%	
第13級	7 %	
第14級	4 %	

交通災害共済 事業細則**（総則）**

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という）は、交通災害共済事業規約（以下「規約」という）第58条（細則）にもとづき、この細則を定める。

（共済期間の開始日）

第2条 規約第4条（共済期間）にいう「共済期間の開始日」は12月1日とする。

（期中契約の定義）

第3条 規約第4条（共済期間）第2項にいう「前項に定める開始日以外を共済契約の発効日とする共済契約」を「期中契約」という。

（外国人の加入基準）

第4条 規約第5条（共済契約者の範囲）による共済契約者となれる組合員のうち、日本国籍を持たない者（以下「外国人」という。）については、以下の条件全てを満たしている場合は、共済契約者の範囲とする。

- （1）日本に居住していること
- （2）出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）にもとづく「在留カード」または入管法の特例にもとづく「特別永住者証明書」の交付を受けていること
- （3）自分で手続きをとることができるだけの日本語能力を持つこと

2 規約第6条（被共済者の範囲）による被共済者の範囲の者である外国人について、以下の条件全てを満たしている場合は、被共済者の範囲とする。

- （1）日本に居住していること
- （2）出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）にもとづく「在留カード」または入管法の特例にもとづく「特別永住者証明書」の交付を受けていること

（無給休職となった場合の共済契約）

第5条 共済契約者が勤務を中断し、無給休職となった場合（以下「休職者」という。）においても契約の権利義務を継続することとする。

2 前項にかかわらず、休職者が休職期間中の権利義務の継承を希望しない場合は、共済契約を中断（以下「休止」という。）することができる。休止期間中は、掛金の徴収と共済金の支払いは行なわないものとする。

- （1）休止する場合は、すべての共済契約について休止しなければならない。
- （2）休止した場合であっても、復職により掛金徴収が可能となった時から共済契約は復活するものとする。

（被共済者の人数）

第6条 規約第6条（被共済者の範囲）のうち、被共済者の人数は、次のとおりとする。

- （1）共済契約者は1名とする。
- （2）共済契約者と生計を一にする親族については9名を限度とする。

（共済金受取人となることのできる配偶者）

第7条 規約第7条（共済金受取人）第2項第1号にいう「共済契約者の配偶者」には、内縁関係の者を含む。ただし、共済契約者または内縁関係のある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除く。

（「主としてその収入によって生計を維持していた」の定義）

第8条 規約第7条（共済金受取人）第2項第2号および第3号にいう「主としてその収入によって生計を維持していた」とは、共済契約者の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、共済契約者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいう。

（初回掛金の特例）

第9条 規約第14条（共済契約の成立および発効日）第3項の規定にかかわらず、この組合が必要と認めた場合には、初回掛金を、次の各号の日までに払い込む。

- （1）規約第4条（共済期間）第1項に定める場合は、共済期間の開始日の属する月の末日
- （2）期中契約の場合は、発効日の属する月の翌月末日。ただし、発効日が月の初日である場合は、発効日の属する月の末日までとする

2 初回掛金の払込み以前に共済事故が発生した場合は、第1回共済掛金を共済金から差し引いて支払うものとする。

3 第1項の期間満了までに初回掛金の払込みがないときは、この組合は共済契約を無効とする。

（共済掛金の払込方法）

第10条 規約第16条（共済掛金の払込み）第1項に規定する払込方法のうち、併用できる払込方法は次の各号の通りとする。

- （1）月払と半年払
- （2）月払と年払

（共済掛金の払込猶予期間の特例）

第11条 規約第18条（共済掛金の払込猶予期間）第2項に定める「細則に定める場合」とは、次の各号のいずれかの場合とする。

- （1）共済掛金を共済掛金の払込方法に関する細則に定めるこの組合が指定する経路で払い込んでいるとき。
- （2）労働争議等により賃金が支払われないとき。
- （3）会社、工場または事務所の経営上の事情により賃金が遅欠配しているとき。
- （4）その他、共済契約者の責によらない理由によるとき。

（各共済金請求の提出書類）

第12条 規約第20条（共済金の請求）第1項にいう「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごとに、次の各号に定める書類をいう。ただし、「事故発生通知書」に限り、事故発生日から原則として10日以内にこの組合に提出しなければならない。

【各共済金請求の提出書類】

提出書類 共済種類	事故発生通知書	共済金請求書	交通事故証明書	診断書または 施術証明書 （この組合が定める書式）	承諾書 （この組合が定める書式）	治療申告書・承諾書 （この組合が定める書式）	後遺障害診断書等	死亡診断書 （死体検案書）	その他の必要書類
（1）死亡共済金	○	○	○	—	△	—	—	○	○
（2）障害共済金	○	○	○	—	○	—	○	—	○
（3）入院・通院共済金	○	○	○	○	○	○	—	—	○

（注）○は必要書類。

- 2 前項に規定する「共済金請求書」は、この組合所定の書類をもって行なうものとし、共済金受取人が必要事項を記載し、署名押印することとする。ただし、この組合が認めた場合には、押印を省略できる。
- 3 第1項に規定する「交通事故証明書」は、自動車安全運転センターまたは自動車安全運転センターに代わるべき第三者の発行する交通事故罹災証明書とする。ただし、被共済者の氏名が記載されているものに限る。
- 4 第1項に規定する「治療申告書・承諾書」は、1事故での入院・通院日数の合計が10日以内である場合に、提出を認めることができる。ただし、次の各号の書類のいずれかを添付することとする。
 - （1）診察券の写し
 - （2）病院の領収書の写し
 - （3）その他の書類
- 5 第1項に規定する「その他の必要書類」として、必要により以下の書類の提出を求める。
 - （1）共済契約者が死亡している場合、戸籍全部事項証明書等、共済金受取人を確認するための書類
 - （2）その他この組合が別に定める必要書類
- 6 第1項に規定する「診断書」、「施術証明書」は、受傷原因および入院・通院日数が明確に記載されている場合、次の各号いずれかの書類で代替できるものとする。
 - （1）共済団体または保険会社等所定の診断書
 - （2）自賠責保険（共済）の診断書および診療報酬明細書
 - （3）医療機関所定の診断書
 - （4）施術所所定の診断書。ただし、柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）に定める施術所において入院した場合は、「医師の同意書」を添付するものとする。
- 7 第1項に定める「後遺障害診断書等」とは次の各号に定める書類とする。
 - （1）この組合が定める書式の後遺障害診断書
 - （2）この組合が定める書式以外の後遺障害診断書および次のいずれかの書類
 - ①労働者災害補償保険支給決定・支払振込通知書または支給決定通知書
 - ②公務災害認定通知書
 - ③自賠責共済（保険）の後遺障害等級認定票
 - （3）この組合が定める後遺障害認定をするために必要な情報が記載されている書類
- 8 「交通事故証明書」が正当な理由により取得できない場合、第三者（利害関係者、親族を除く中学生以上の者）による目撃者（現認）証明書または示談書があり、かつ、この組合の調査の結果、共済金の支払いが適当であると認めた場合には、目撃者（現認）証明書または示談書の写しで代替できることとする。
- 9 前項に定める「目撃者（現認）証明書」または「示談書」が取得できない場合、事故の記事を掲載した新聞等、この組合が認める証明書

で代替できるものとする。

10 第1項の規定にかかわらず、この組合は、第1項の書類の一部の省略を認めることができる。

（交通事故証明書の特例）

第13条 前条（各共済金請求の提出書類）第3項の「自動車安全運転センターに代わるべき第三者の発行する交通事故罹災証明書」とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 自動車事故による場合	自動車損害賠償責任共済（保険）支払通知書の写し
(2) 列車、駅構内における事故の場合	専務車掌、駅長または助役の証明書
(3) 航空機、船舶の事故による場合	機長、船長、事務長または会社代表者の証明書
(4) エレベーター、エスカレーターの事故、建造物の倒壊、物の落下による事故による場合	その建物等の管理者の事故証明書
(5) 道路通行中等の事故による場合	その道路等の管理者の証明書
(6) 前各号に規定する書類が徴し得ない場合	下記のうちいずれかの書類 ア 官公署の発行する救急用自動車出動証明書 イ 労働者災害補償保険請求書および支給決定・支払通知書の写し ウ 公務災害認定申請書ならびに公務災害認定通知書の写し
(7) その他	この組合が認める交通事故を証明する書類

（共済契約者が脱退した場合の共済契約）

第14条 規約第29条（共済契約の解除）第1項の規定において、定款第11条（法定脱退）第1項第1号または第2号により脱退した場合には、当該共済契約の共済期間が満了するまでの期間（以下「特例の共済期間」という。）を限度として、共済契約の解除をしない。

2 当該共済契約が月払または半年払であった場合、脱退時において特例の共済期間にかかる共済掛金を一括で支払わなければならない。

（運行中の定義）

第15条 規約第37条（交通事故）にいう「運行中」とは、道路上を当該交通機関の用い方に従い移動中、停車（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第19号の停車とする。）中、発車準備中または無人暴走その他この組合が認めるものをいい、次の各号の場合は含まないものとする。

- (1) 駐車（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第18号の駐車とする。）中
- (2) 車庫、格納庫またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中（ただし、けい留中であっても、乗客の乗降中は運行中とする。）
- (3) リフト、エレベーター、エスカレーター（動く歩道を含む）の運転休止中

（道路の範囲）

第16条 規約第37条（交通事故）および前条（運行中の定義）にいう「道路」には次の各号を満たす場合、「一般の通行の用に供する場所」を含むこととする。

- (1) その通行に際して許可等を必要としない場所であること
- (2) 不特定多数の人が利用する場所であること
- (3) 2地点間の人または物の移動の用に供していたこと

（交通機関の範囲に含めるもの）

第17条 規約第38条（交通機関の範囲）の規定にかかわらず、次の各号のものは、交通機関のうちの車両とみなす。

- (1) 身体障害者用の車イスおよび小児用の車（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第11号に定める軽車両の定義で除くことが明記されているもの）
- (2) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
- (3) 河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船
- (4) その他この組合が認めるもの

（生死不明の場合）

第18条 規約第42条（死亡共済金）第2項の規定により共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合、共済金受取人は、規約第42条（死亡共済金）第3項の取り扱いを承認する旨の念書を提出しなければならない。

（障害共済金の等級の認定）

第19条 規約第43条（障害共済金）の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級）に準じて行なう。ただし、この組合が特に認めた場合には、障害等級第14級に限り、新たに認定された障害が既存障害と同系列であるが部位が異なる場合に、同条第3項を適用せずに支払うことができるものとする。

（障害共済金の特例）

第20条 規約第43条（障害共済金）第2項に定める場合で、この組合が認めた場合には症状が固定した日において、事故日の契約内容にもとづき障害共済金を支払うことができる。

（被共済者による治療）

第21条 被共済者が医師、歯科医師、柔道整復師等の資格者である場合、その本人による治療は、規約第2条（定義）第1項第10号および第11号に定める「医師または歯科医師による治療」から除くこととする。

（病院および診療所の定義）

第22条 規約第2条（定義）第1項第10号および第11号に定める「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）医療法（昭和23年7月30日法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- （2）柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）に定める施術所に入所または通所した場合には、当該施術所
- （3）前各号の場合と同等とこの組合が認めた日本国外にある医療施設

（入院および通院の範囲）

第23条 規約第2条（定義）第1項第10号および第11号に定める「入院」および「通院」には、交通事故を直接の原因とする傷害に関連し、医師が治療上特に必要と認めた場合、次の各号を含むこととする。

- （1）宿泊を伴わない入院。ただし、ベッドに収容され、入院料（室料＋看護料）を支払った場合に限る。
- （2）リハビリテーションのための入院および通院
- （3）検査のための入院および通院

（傷害の定義）

第24条 規約第44条（入院共済金）および規約第45条（通院共済金）にいう「傷害」とは、外部からの衝撃による外傷等の身体的な傷害をいい、精神疾患を除く。

（他覚症状の定義）

第25条 規約第47条（共済金を支払わない場合）第14号にいう「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含まないものとする。

（ハイヤーまたはタクシーを業務運転中の状態）

第26条 規約第47条（共済金を支払わない場合）第15号でいう「ハイヤーまたはタクシーを業務運転中」とは、業務として、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）第3条（種類）第1号八に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の事業用自動車を運転中の状態をいう。

（内規）

第27条 この細則に定めるもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定めるものとする。

- 2 前項の内規の変更および廃止は、理事会の議決を経るものとする。

（改廃）

第28条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決を経るものとする。

第1章 総則

(通則)

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第68条(事業の品目等)第7号に掲げる事業を実施するものとする。

(財源)

第2条 この規約に定める見舞金は、定款第68条(事業の品目等)第7号に定める原資を超えて支払うことができない。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1)大規模災害とは、「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)の適用、「激甚災害」の指定、かつ「特定非常災害」の指定を受けた災害をいう。
- (2)「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年9月6日法律第150号)に基づき指定される災害をいう。
- (3)「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)に基づき指定される災害をいう。

第2章 見舞金の種類および給付金額

(供物代)

第4条 この組合は、総合(慶弔)共済契約者本人または配偶者が死亡した場合、死亡者1人につき、15,000円及び消費税相当額を上限に、供花、花環等の供物代を支払うことができる。

(大規模災害見舞金)

第5条 この組合は、大規模災害が発生した場合は、その都度、災害の範囲や状況ならびに定款第68条(事業の品目等)第7号に定める原資の状況等を総合的に勘案のうえ、理事会の決議に基づき、次の各号に掲げる見舞金を支払うことができる。

(1)避難見舞金

避難見舞金の支払要件は、2週間以上の避難(被災した住居での生活が困難となり、自宅を離れることをいう。)とし、見舞金の額は10万円とする。

(2)死亡見舞金

死亡見舞金の支払要件は、組合員、配偶者、同居の家族の死亡とし、見舞金の額は10万円とする。

(3)住宅災害見舞金

住宅災害見舞金の支払要件は、組合員の住居(借家は除く。)および家財の損害の額が20万円を超える場合とし、見舞金の額は5万円とする。

- 2 前項各号に掲げる見舞金の額は、災害の範囲や状況ならびに原資の状況等を総合的に勘案のうえ、理事会の決議に基づき、減額することができる。なお、複数の見舞金が重複した場合においても、組合員1人あたり10万円を上限とする。

(見舞金の上限額)

第6条 第4条(供物代)に定める供物代と前条(大規模災害見舞金)第1項各号に掲げる見舞金が重複した場合においても、合計金額は組合員1人あたり10万円を上限とする。

電磁的方法による契約申し込み手続き、共済契約の保全および共済金請求手続きに関する事業細則

(総則)

第1条 電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「この組合」という。)は、定款、総合(慶弔)共済事業規約(以下「規約」という。)第52条(細則)、生命共済規約第55条(細則)、火災共済規約第68条(細則)、自然災害共済規約第73条(細則)および交通災害共済規約第58条(細則)にもとづき、この細則を定める。

(適用)

第2条 この細則は、定款第6条(組合員の資格)第1項に定める者が組合員になろうとするとき、または組合員が、この組合のインターネットを媒介として指定した画面等に必要事項を入力する場合に適用する。

2 前項により、書面の提出に代えて電磁的方法により加入申込み、共済契約の申込み、共済契約の更新および共済契約者の住所または住居表示の変更の手続き等を行なうことができる。

3 第1項および第2項の規定のほか、総合(慶弔)共済規約第35条(死亡見舞金)第1項第3号(共済契約者の親)および同規約第39条(祝金)に限り、電磁的方法により共済金を請求することができる。

(電磁的方法による共済契約の申込み)

第3条 共済契約申込者および共済契約者は、総合(慶弔)共済規約第10条(共済契約の申込み)、生命共済規約第12条(共済契約の申込み)、火災共済規約第11条(共済契約の申込み)、第43条(共済契約の中途変更)、自然災害共済規約第12条(共済契約の申込み)、第44条(共済契約の中途変更)および交通災害共済規約第10条(共済契約の申込み)の規定にかかわらず、電磁的方法により共済契約の申込み手続を行うことができる。

2 前項でいう電磁的方法による共済契約の申込み手続は、被共済者の新規契約または増口契約をいう。

3 第1項および第2項に規定する共済契約の申込み手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 共済契約申込者および共済契約者は、この組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面および一連の入力画面(以下「契約情報画面等」という。)に総合(慶弔)共済規約第10条(共済契約の申込み)、生命共済規約第12条(共済契約の申込み)、火災共済規約第11条(共済契約の申込み)、第43条(共済契約の中途変更)、自然災害共済規約第12条(共済契約の申込み)、第44条(共済契約の中途変更)および交通災害共済規約第10条(共済契約の申込み)に規定する事項を入力し、この組合に送信する。

(2) 共済契約申込者または被共済者になる者は、契約情報画面等にこの組合が提示した質問事項に事実を正確に入力し、この組合に送信する。

(3) この組合は、第1号および第2号で入力された事項の受信をもって、共済契約の申込みがあったものとみなす。この場合、この組合は、入力された事項の受信を確認したうえで、共済契約の申込みを受け付けた旨を電磁的方法で共済契約申込者に通知する。

(電磁的方法による共済契約申込みの諾否)

第4条 この組合は、総合(慶弔)共済規約第12条(共済契約の申込みの諾否)、生命共済規約第15条(共済契約の申込みの諾否)、火災共済規約第15条(共済契約申込みの諾否)、自然災害共済規約第16条(共済契約申込みの諾否)および交通災害共済事業規約第12条(共済契約申込みの諾否)の規定にかかわらず、前条の規定による共済契約の申込みを受けた場合には、その諾否を電磁的方法により共済契約申込者に通知する。

2 この組合が前条の規定による共済契約の申込みを承諾した場合には、契約情報画面等で前項に定める各規約に規定する事項を共済契約申込者に通知する。

(共済契約の保全)

第5条 共済契約者は、総合(慶弔)共済規約第31条(氏名または住所の変更)、生命共済規約第35条(氏名または住所の変更)、火災共済規約第41条(氏名または住所の変更)、自然災害共済規約第42条(氏名または住所の変更)および交通災害共済規約第34条(氏名または住所の変更)の規定にかかわらず、住所または住所表示の変更について、電磁的方法でこの組合に通知することができる。

2 前項に規定する共済契約の保全手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 共済契約者は、この組合がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に必要事項を入力し、この組合に送信する。

(2) この組合は、前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この組合は、入力された事項を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知する。

(電磁的方法による共済金請求)

第6条 第2条(適用)第3項でいう、電磁的方法により共済金を請求する場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 共済金受取人は、この組合がインターネットを媒介として提示した請求情報画面等に必要事項を入力し、この組合に送信する。

(2) この組合は、前号で入力された事項の受信をもって、共済金受取人から共済金の請求があったものとみなす。この場合、この組合は、入力された事項を確認したうえで、請求を受け付けた旨を電磁的方法で共済金受取人に通知する。

2 電磁的方法により共済金を請求した場合、総合(慶弔)共済規約第21条(共済金等の支払いおよび支払場所)でいう「この組合に到着した日」は、入力された事項の受信日とみなす。

(終了)

第7条 この組合の組合員ではなくなったときは、この細則の適用は終了する。

(内規)

第8条 この細則で定めるもののほか、必要な事項は、内規で定めるものとする。

2 前項の内規の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

(改廃)

第9条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行なう。

共済掛金の払込方法に関する事業細則

(総則)

第1条 各共済事業規約に定める共済掛金の払い込みについてこの細則を定めるものとする。

(指定する共済掛金の払込経路)

第2条 総合(慶弔)共済事業規約第17条、生命共済事業規約第20条、火災共済事業規約第20条、自然災害共済事業規約第21条、交通災害共済事業規約第17条に定める「この組合の指定する経路」とは、賃金控除によるものとする。ただし、この組合の承諾を得て、次の各号による経路より掛金を払い込むことができる。

- (1)口座振替
- (2)送金扱
- (3)その他この組合が認める方法

(共済掛金の口座振替扱)

第3条 口座振替により共済掛金を払い込む場合(以下「口座振替扱」という。)、共済契約の申込みをした者または共済契約者(以下「共済契約者等」という。)は、この組合の指定した金融機関等を通じて共済掛金を払い込まなければならない。

2 口座振替扱とするには、次の各号の条件のすべてをみたさなければならない。

- (1)共済契約者等の指定する口座(以下「指定口座」という。)が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等(以下「取扱金融機関等」という。)に設置されていること。
- (2)共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(口座振替による共済掛金の払込み)

第4条 口座振替によって払い込む場合の初回掛金は、この組合が定めた日に指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれるものとする。この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかったときには、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

2 口座振替によって払い込む場合の第2回以後の共済掛金は、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日(以下「振替日」という。ただしこの日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。)に指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まれるものとする。

3 第1項および第2項の場合にあつては、指定口座から引き落としがなされたときに、共済掛金の払込みがあつたものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約(この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。)の共済掛金を振り替える場合において、この組合は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければならない。

6 口座振替により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収書の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第5条 月払契約の前条(口座振替による共済掛金の払込み)第2項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、2回分以上の未払込共済掛金があつたときは、その未払込共済掛金の全額の口座振替が行なわれない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなす。

2 共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第6条 共済契約者は、指定口座を取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合において、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(振替日の変更)

第7条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合において、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

(口座振替の消滅)

第8条 次の各号の場合には、口座振替は消滅する。

- (1)第3条(共済掛金の口座振替)第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。

- (2)第6条(指定口座の変更等)第1項、第2項および第4項に規定する諸変更の際し、その変更手続きが行なわれないまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。
- (3)共済契約者が前条(振替日の変更)の規定による振替日の変更を承諾しないとき。
- (4)他の共済掛金の払込経路に変更したとき。

定款(抜粋)および関連する退職組合員運用内規、遺族組合員運用内規

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活の共済を図る事業
- (2) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (3) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この組合の区域は、日本電信電話株式会社、情報産業労働組合連合会、NTT労働組合、別表1、2に定めるもの及び電気通信産業労働者共済生活協同組合の職域とする。

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

退職組合員運用内規(総則)

第1条 この内規は、定款第6条(組合員の資格)第2項にいう「当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするもの」(以下「退職組合員」という。)の承認基準等を定める。

退職組合員運用内規(退職組合員の資格)

第2条 定款第4条(区域)に定める職域に勤務し、職域を退職する日(以下、「退職日」という。)において6年この組合の組合員であった者が、第3条(利用できる共済事業)に定める共済制度を利用している場合、退職組合員となることができる。

- 2 医療・傷害(団体総合生活保険)において、退職日までに申込書が提出されている場合は、第1項の要件を満たしているものとする。

退職組合員運用内規(利用できる共済事業)

第3条 利用できる共済事業は次の通りとする。

- (1) 火災共済 (2) 自然災害共済 (3) 生命共済 (4) 交通災害共済 (5) 自動車総合補償共済 (6) 自賠責共済 (7) 医療・傷害(団体総合生活保険)

退職組合員運用内規(共済掛金の払込経路)

第5条 第3条(利用できる共済事業)第1項第1号から第4号の共済掛金の払込経路は口座振替とする。

退職組合員運用内規(再加入の制限)

第8条 この組合を脱退した退職組合員は、退職組合員としてこの組合に再加入することはできないものとする。

遺族組合員運用内規(総則)

第1条 この内規は、別に定める「遺族組合員承認基準」に基づく遺族組合員制度の運用について定めるものとする。

遺族組合員運用内規(遺族組合員の資格)

第2条 死亡脱退日において退職組合員運用内規第2条(退職組合員の資格)を満たす組合員の配偶者は、遺族組合員となること

- 2 遺族組合員は、共済契約者として共済制度を利用することとする。

遺族組合員運用内規(遺族組合員の加入日)

第3条 前条(遺族組合員の資格)の資格を有する者が、この組合の加入承認を受けて遺族組合員となった場合の加入日は、死亡により脱退にいたった組合員の死亡脱退日の翌日とする。

遺族組合員運用内規(利用できる共済事業)

第4条 利用できる共済事業は次の通りとする。

- (1) 火災共済
- (2) 自然災害共済
- (3) 生命共済
- (4) 交通災害共済
- (5) 自動車総合補償共済

(6)自賠責共済

(7)医療・傷害(団体総合生活保険)

遺族組員運用内規(再加入の制限)

第10条 この組合を脱退した遺族組員は、遺族組員としてこの組合に再加入することはできないものとする。

(出資)

第14条 組員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組員の有することのできる出資口数の限度は、組員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、100円とし、全額一時払込みとする。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1)定款の変更
- (2)規約の設定、変更及び廃止
- (3)解散及び合併
- (4)毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5)出資1口の金額の減少
- (6)事業報告書及び決算関係書類並びにその附属明細書
- (7)連合会及び他の団体への加入又は脱退

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活の共済を図る事業(以下「共済事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1)共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の住居の災害並びに死亡、障害、結婚及び出生などに際し、共済金を支払うことを約する総合(慶弔)共済事業
- (2)共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の火災事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する火災共済事業
- (3)共済契約者から共済掛金の支払を受け、交通事故により、死傷が生じたときに、共済金を支払うことを約する交通災害共済事業
- (4)共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の死亡、障害などに際し、共済金を支払うことを約する生命共済事業
- (5)共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済の目的につき、共済契約者の風水害等、地震等及び盗難による損害、並びに火災等、風水害等、地震等及び盗難による共済契約者又はその親族の死亡及び身体障害を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払うことを約する自然災害共済事業
- (6)全国労働者共済生活協同組合連合会が行う自動車総合補償共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業
- (7)見舞金事業積立金を支払い原資とし、見舞金事業規約により見舞金を支払う見舞金事業

(共済事業規約)

第70条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して法令で定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(利用分量に応ずる割戻し)

第79条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第76条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第77条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお剰余があるときに行うことができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、共済事業を利用する組員に対し、その共済契約の成立の都度共済契約の内容を明記した契約証書を交付するものとする。
- 4 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻しを行う事業の種類、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組員に公告するものとする。

電通共済生協について

■電通共済生協の概要

名称	電気通信産業労働者共済生活協同組合(略称：電通共済生協)	出資金	67.1億円(2022年7月末現在)
設立	1967年4月7日	組合員数	35.6万人(2022年7月末現在)
所在地 【本部】	〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 ワテラストワー 16階	職域	日本電信電話株式会社、情報産業労働組合連合会、NTT労働組合、その他定款に定める会社および組合
代表者	理事長 野田 三七生	取扱共済	総合(慶弔)共済、生命共済<ささえ愛>、火災共済<すまいる>・自然災害共済<おまかせ>、交通災害共済<しぐなる>、マイカー共済、自賠責共済
根拠法	消費生活協同組合法(生協法)に基づく法人 (厚生労働大臣認可)		

■勧誘方針

電通共済生協は、消費生活協同組合法にもとづき、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆様の安心とゆとりある暮らしを目指します。

- 当組合は、「消費生活協同組合法」「金融商品の販売等に関する法律」「消費者契約法」およびその他各種法令などを遵守し、適正な共済の推進に努めます。
- 当組合は、組合員の皆様に共済内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員のニーズと実情にそった適切な共済が選択できるように努めます。
- 当組合は、正当な理由なく深夜や早朝などの不適当な時間帯に共済の推進は行わないように努めます。
- 当組合は、共済事由が発生した場合には、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めます。
- 当組合は、プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の情報については適正かつ厳正な管理に努めます。
- 当組合は、組合員皆様方のご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくように努めます。
- 当組合は、総合(慶弔)共済、生命共済、火災共済、自然災害共済、交通災害共済、自動車共済(マイカー共済)、車両共済、自動車損害賠償責任共済を取り扱っています。

■個人情報保護のための取扱い指針(プライバシーポリシー)

電気通信産業労働者共済生活協同組合(以下「電通共済生協」という。)では、組合員・契約者の皆様からご信頼をいただけるよう、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)ならびにその他の関係法令を遵守し、ご提供いただいた個人情報を必要な管理体制のもと正確性・安全性・機密性の確保に最善を尽くし、適正な利用・管理に努めています。また、個人情報の取り扱いが適正に行なわれるように職員への指導・教育を徹底し、組織一丸となって取り組んでまいります。

- 個人情報の利用目的・取得等
電通共済生協は、より良い共済商品やサービスを提供させていただくため、組合員・契約者の皆様に関する必要最小限の情報を取得し、利用させていただきます。
なお、個人情報保護法および番号法において例外的に利用が認められている場合は、以下の利用目的を超えて利用させていただくことがあります。
(1)個人情報について
組合員・契約者の皆様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払い等を含む共済契約の判断に関する業務や各種共済商品の加入促進活動や契約状況の案内、共済商品・サービスの紹介等の目的のために利用させていただきます。
また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。
(2)特定個人情報について
組合員・契約者の皆様の特定個人情報は、共済契約にかかる支払調書の作成事務などの目的のために利用させていただきます。
- 取得させていただく情報の種類
(1)個人情報について
組合員・契約者の皆様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結・共済金の支払いを行なうにあたって必要となる情報やホームページから「お問い合わせ」等いただいた方のメールアドレス等の情報を取得させていただきます。
(2)特定個人情報について
組合員・契約者の皆様の個人番号(マイナンバー)および本人確認のための必要最低限の情報(住所、氏名、生年月日、性別等)を取得させていただきます。
- 情報の取得方法
(1)個人情報について
主に申込書や契約書等により、組合員・契約者の皆様の情報を取得させていただきます。
また、所属されている労働組合等を経由して、共済に係わる組合員・契約者の皆様の情報を取得させていただきます。

(2) 特定個人情報について

共済金請求書などの請求にかかる帳票等により、情報を取得させていただきます。

4. 情報の管理

電通共済生協では、組合員・契約者の皆様から取得する情報について、「個人情報保護規程」および「特定個人情報保護規程」にもとづき以下のとおり安全管理に努めます。

(1) 保管について

情報の保管については、管理責任者等の設置や情報セキュリティ対策等をはじめ、必要かつ適切な措置を講じるとともに、組合員・契約者の皆様の情報の漏えい、紛失、き損または情報への不正アクセスなどの防止を図るなど、情報の安全管理に努めます。

また、個人情報および特定個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲において正確かつ最新なものにするよう努めます。

なお、他の事業者等に業務委託する場合等においては、委託先に対して、適切な情報管理を求めるとともに、目的外の利用を行なわせない等の必要かつ適切な委託先の監督に努めます。

(2) 情報の廃棄等について

情報の廃棄については、法令で定める保存期間を経過する等、保管の必要がなくなった場合には、速やかに復元不可能な手段で廃棄または削除します。

5. 情報の利用・提供

(1) 個人情報について

電通共済生協では、組合員・契約者の皆様の個人情報を業務上必要がある場合にのみ利用し、個人情報を外部に提供することはありません。

(2) 特定個人情報について

組合員・契約者の皆様の特定個人情報は、取得目的および番号法の定める 範囲内でのみ利用し、番号法に定める場合を除いて、利用目的を超えて利用・提供することはありません。

6. 共同利用

電通共済生協およびそのグループ会社等では、共済契約の締結、維持・管理、共済金支払の適正化等を目的に、それぞれ行政庁および共済事業団体等との間で保有個人データを共同利用させていただきます。

7. 開示・訂正・利用停止

電通共済生協は、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ、相談等を下記窓口にて受け付けております。

【お問い合わせ先】

電通共済生協の個人情報の取り扱い全般に関するお問い合わせは、電通共済生協 総務経理部（〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地 ワテラスタワー 16階 電話：03-6810-6788）までお申し出ください。

詳細は、電通共済生協ホームページ (<https://www.dentsu-kyosai.or.jp/>) 内「個人情報保護のための取扱い指針（プライバシーポリシー）」をご参照ください。



facebook®

たくさんの「いいね」お待ちしております！



いつでも

どこでも

電通共済生協 メディカル相談ダイヤル



電通共済生協「あゆみちゃん」

電通共済生協の組合員とご家族ならどなたでも利用可能

ご悩みに

一緒になろう

0120-572-176

24時間365日



オペレーターに“電通共済生協”とお伝えください。

電通共済生協グループ

電通共済生協メディカル相談ダイヤル

こころの カウンセリングサービス

Web予約へ移行しました！

臨床心理士がお悩みを伺い、
アドバイスいたします。

Web予約はこちらから▶

